

かすみがうら市 地域防災計画 (素案)

平成24年12月

かすみがうら市防災会議

※この案件については、「かすみがうら市意見公募手続き制度」に準じて、
かすみがうら市防災会議にて意見公募を実施いたしました。

【 目 次 】

第1編 総 則

第1章 目的	1-1
第2章 自然条件	1-1
第3章 計画の修正	1-1
第4章 計画の実施	1-1
第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	1-5

第2編 風水害対策

第1章 災害予防計画	2-1
第1節 水政計画	2-1
第2節 土砂災害防止計画	2-4
第3節 交通計画	2-9
第4節 都市計画	2-11
第5節 文教計画	2-14
第6節 農地農業計画	2-17
第7節 気象業務整備計画	2-18
第8節 情報通信設備等の整備計画	2-20
第9節 災害用資材、機材等の点検整備計画	2-23
第10節 火災予防計画	2-24
第11節 防災知識の普及計画	2-27
第12節 防災訓練計画	2-30
第13節 防災組織等の活動体制整備計画	2-33
第14節 災害時要援護者支援計画	2-36
第2章 災害応急対策計画	2-39
第1節 組織計画	2-39
第2節 動員計画	2-46
第3節 気象情報等計画	2-49
第4節 災害情報の収集・伝達計画	2-50
第5節 通信計画	2-52
第6節 広報計画	2-56
第7節 消防活動計画	2-58
第8節 水防計画	2-60
第9節 災害警備計画	2-64
第10節 交通計画	2-65

第 11 節	避難計画	2-67
第 12 節	食糧供給計画	2-79
第 13 節	衣料・生活必需品等供給計画	2-82
第 14 節	給水計画	2-84
第 15 節	災害時要援護者安全確保対策計画	2-86
第 16 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	2-90
第 17 節	医療・助産計画	2-92
第 18 節	防疫計画	2-98
第 19 節	清掃計画	2-100
第 20 節	死体の捜索及び処理埋葬計画	2-101
第 21 節	障害物の除去計画	2-103
第 22 節	輸送計画	2-104
第 23 節	労務計画	2-105
第 24 節	文教対策計画	2-107
第 25 節	自衛隊に対する災害派遣要請計画	2-111
第 26 節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	2-116
第 27 節	農地農業計画	2-119
第 28 節	災害救助法の適用	2-121
第 3 章	災害復旧・復興計画	2-123
第 1 節	公共施設の災害復旧計画	2-123
第 2 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-124
第 3 節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-125
第 4 節	その他の保護計画	2-130
第 5 節	災害復旧・復興計画	2-131

第 3 編 震災対策

第 1 章	震災予防計画	3-1
第 1 節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3-1
第 2 節	地震に強いまちづくり	3-5
第 3 節	地震被害軽減への備え	3-12
第 4 節	防災教育・訓練	3-19
第 2 章	震災応急対策計画	3-25
第 1 節	組織計画	3-25
第 2 節	動員計画	3-32
第 3 節	災害情報の収集・伝達	3-35
第 4 節	応援・派遣	3-40
第 5 節	被害軽減対策	3-41

第6節	被災者生活支援	3-55
第7節	災害時要援護者の安全確保対策	3-64
第8節	災害救助法の適用	3-65
第9節	応急復旧・事後処理	3-66
第3章	震災復旧・復興計画	3-75
第1節	被災者の生活の安定化	3-75
第2節	被災施設の復旧	3-77
第3節	激甚災害の指定	3-78
第4節	災害復旧・復興計画	3-79
<付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画>		

第4編 航空災害対策

第1章	災害予防計画	4-1
第1節	航空状況	4-1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	4-1
第2章	災害応急対策計画	4-3
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	4-3
第2節	活動体制の確立	4-5
第3節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	4-6
第4節	避難勧告・指示・誘導	4-6
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	4-6
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動	4-7
第7節	遺族等事故災害関係者の対応	4-7
第8節	防疫及び遺体の処理	4-7

第5編 鉄道災害対策

第1章	災害予防計画	5-1
第1節	鉄道状況	5-1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-1
第2章	災害応急対策計画	5-3
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	5-3
第2節	活動体制の確立	5-4
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	5-5
第4節	避難勧告・指示・誘導	5-5
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	5-5
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動	5-6
第7節	防疫及び遺体の処理	5-6
第8節	災害復旧	5-6

第6編 道路災害対策

第1章 災害予防計画	6-1
第1節 道路交通状況	6-1
第2節 道路交通の安全のための情報の充実	6-1
第3節 道路施設等の管理と整備	6-2
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	6-2
第5節 防災知識の普及	6-3
第6節 再発防止対策の実施	6-4
第2章 災害応急対策計画	6-5
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	6-5
第2節 活動体制の確立	6-6
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	6-7
第4節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	6-7
第5節 関係者等への的確な情報伝達活動	6-7
第6節 防疫及び遺体の処理	6-8
第7節 災害復旧	6-8

第7編 危険物等災害対策

第1章 災害予防計画	7-1
第1節 危険物等の災害の予防対策（各災害共通事項）	7-1
第2節 石油类等危険物施設の予防対策	7-3
第3節 毒性ガス・都市ガスの予防対策	7-4
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策	7-5
第5節 放射線使用施設等の予防対策	7-5
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	7-6
第2章 災害応急対策計画	7-7
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	7-7
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）	7-10
第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策	7-11
第4節 毒性ガス・都市ガスの事故応急対策	7-13
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	7-14
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策	7-15
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	7-16
第8節 避難誘導対策	7-16
第9節 救助・救急、医療及び消火活動	7-16
第10節 応援要請対策	7-17
第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	7-17

第8編 大規模な火事災害対策

第1章 災害予防計画	8-1
第1節 災害に強いまちづくり	8-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	8-2
第3節 防災知識等の普及	8-3
第2章 災害応急対策計画	8-4
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	8-4
第2節 活動体制の確立	8-5
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	8-6
第4節 救急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	8-6
第5節 避難収容活動	8-6
第6節 施設及び設備の応急復旧活動	8-6
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	8-7
第8節 防疫及び遺体の処理	8-7
第9節 災害復旧	8-7

第9編 林野火災対策

第1章 災害予防計画	9-1
第1節 林野火災に強い地域づくり	9-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	9-1
第3節 防災活動の促進	9-3
第2章 災害応急対策計画	9-4
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	9-4
第2節 活動体制の確立	9-5
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	9-6
第4節 緊急輸送のための交通の確保・救急輸送活動	9-6
第5節 避難収容活動	9-6
第6節 施設、設備の応急復旧活動	9-6
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	9-7
第8節 二次災害の防止活動	9-7

第10編 放射性物質及び原子力災害対策

第1章 災害予防計画	10-1
第1節 関係機関との連携、防災体制の確立	10-1
第2節 防災知識の普及	10-3
第2章 災害応急対策計画	10-4
第1節 発災の情報収集伝達、緊急連絡体制	10-4
第2節 応急対応	10-5
第3節 避難収容活動	10-6

第4節	飲料水の供給活動	106
第5節	放射性物質による汚染の除去	106
第6節	風評被害対策	106

第 1 編 総 則

第1章 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号：以下、本計画において「法」と称す。）第42条の規定に基づき、かすみがうら市域にかかる防災に関する事項について、関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、もって、地域社会の安寧の確保を目的とする。

第2章 自然条件

1. 位置及び地勢、土地利用

かすみがうら市は、わが国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmに位置している。

大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へとつづくなだらかな地形を有し、南北に約16km、東西に約19.5km、総面積は、約156.61km²となっている。

台地部分には、畑や平地林、集落が、霞ヶ浦沿岸の低地には、水稻やレンコンなどの水田が広がり、また、霞ヶ浦沿岸では内水面漁業も営まれている。さらに、JR常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化の進展もみられる。

2. 気候

気候は、霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受けるせいか、冬季は比較的温暖で、夏期にあっても酷暑には至らず、台風や霜、雪などの被害も少なく、年間の平均気温は14～15℃、年間降水量は1,200mm～1,400mmと県南を代表するような住みよい地域である。

第3章 計画の修正

この計画は、市域での災害発生状況等を勘案した上で、必要があると認められたとき、法第16条の規定に基づき、防災会議により茨城県地域防災計画との整合を図りながら修正することができる。

第4章 計画の実施

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、法第23条の規定に基づき、市長が災害対策本部を設置し、以下に掲げる事務について記載されたこの計画を実施することができる。

この場合において、災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

1. 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
2. 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

[配備基準 (1/4)]

体制区分 () 内は武力攻撃事態	配備基準			災害対策本部等の設置
	風水害	地震災害	武力攻撃事態等	
連絡配備 (担当課室体制)	①大雨(大雪)、洪水注意報のいずれかが発表されたとき ②その他気象状況により、市長が必要と認めたとき	①市域で震度4を記録したとき ②東海地震の観測情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	武力攻撃事態等(緊急処理事態)の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報入手し、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	
警戒体制 第1	①大雨(大雪)、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ②その他気象状況により、市長が必要と認めたとき	①市域で震度5弱を記録したとき ②その他、市長が必要と認めたとき		必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制 第2 (緊急事態連絡室体制)	①局地的災害が発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき、又は市長が必要と認めたとき ②その他災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	①市域で震度5強を記録したとき ②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	市内や近隣市町村において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるとき	災害警戒本部(緊急事態連絡室)を設置
非常体制 (市国民保護対策本部体制)	広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき、又は市長が必要と認めたとき	①市域で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大規模な被害が発生し総合的な対策を必要とするとき ②東海地震の警戒宣言が発表されたとき ③その他災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	市国民保護対策本部の設置について県の指定があったとき	災害対策本部(国民保護対策本部)を設置

武力攻撃事態等

●武力攻撃事態

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラ、特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃 (NBC 攻撃)
- ④航空攻撃

●緊急処理事態

- ①集客施設、駅、列車等の爆破
- ②市街地等でサリン等化学剤の大量散布
- ③ダーティーボム等の爆破による放射能拡散
- ④航空機等による自爆テロ
- ⑤ミサイル等の飛来

[配備基準 (2/4)]

体制区分	配備基準			災害対策本部等の設置
	航空災害	鉄道災害	道路災害	
連絡配備	①航空事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ②その他、市長が必要と認めたとき	①鉄道事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ②その他、市長が必要と認めたとき	①道路事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ②その他、市長が必要と認めたとき	
警戒体制	①航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他市長が必要と認めた場合	①鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他市長が必要と認めた場合	①道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②道路上での重大事故が発生した場合 ③その他市長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置
非常体制	①航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他市長が必要と認めた場合	①鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他市長が必要と認めた場合	①道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他市長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置

[配備基準 (3/4)]

体制区分	配備基準		災害対策本部等の設置
	危険物等災害	大規模な火事災害	
連絡配備	①危険物等事故により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ②その他、市長が必要と認めたとき	①大規模な火事により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ②その他、市長が必要と認めたとき	
警戒体制	①危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合 ③その他市長が必要と認めた場合	①火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ②その他市長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置
非常体制	①危険物事故により、多数の死傷者が発生した場合 ②大規模な火災の発生した場合 ③漏洩部により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、 ④その他市長が必要と認めた場合	①大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合 ②その他市長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置

[配備基準 (4/4)]

体制区分	配備基準		災害対策本部等の設置
	林野火災	放射性物質及び原子力災害	
連絡配備	① 林野火災により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② その他、市長が必要と認めたとき	① 原子力事業者等からの通報等により、原子力施設からの放射性物質及び原子力災害により、多数の市民が影響を受ける恐れがある場合 ② その他、市長が必要と認めたとき	
警戒体制	① 林野火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合 ② その他市長が必要と認めた場合		災害警戒本部を設置
非常体制	① 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合 ② その他市長が必要と認めた場合	① 原子力事業者等から放射性物質等の大量放出または重大な故障等の異常事態通報があった場合 ② 関係する原子力施設に関し、原子力災害対策特別措置法第10条の規定に該当する特定事業が発生した場合 ③ 関係する原子力施設に関し、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合	災害対策本部を設置

第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係各機関の処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

1. かすみがうら市

- 1) かすみがうら市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
- 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- 3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- 5) 救助、防疫等り災者の救助、保護に関すること。
- 6) 災害復旧資材の確保に関すること
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- 8) 被災市営施設の応急対策に関すること。
- 9) 災害時における文教対策に関すること。
- 10) 災害対策要員の動員に関すること
- 11) 災害時における交通・輸送に関すること。
- 12) 被災施設の復旧に関すること。
- 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

2. 茨城県

- 1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務に関すること。
- 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること。
- 3) 災害による被害の調査・報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
- 4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- 5) 救助、防疫等、り災者の救助及び保護に関すること。
- 6) 災害復旧資機材の確保と物価の安定に関すること。
- 7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- 8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- 9) 災害時における文教対策に関すること。
- 10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- 11) 災害対策要員の動員、雇上に関すること。
- 12) 災害時における交通・輸送に関すること。
- 13) 被災施設の復旧に関すること。
- 14) 市町村が処理する事務・事業の指導、指示、あっせん等に関すること。
- 15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること。

3. 指定地方行政機関

1) 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。
- (6) 津波警報の伝達に関すること。

2) 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害用無線局の開設、整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

3) 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。
- (2) 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。
- (3) 災害復旧事業の融資(長期)に関すること。
- (4) 国有財産の無償貸与業務に関すること。
- (5) 金融上の措置に関すること。

4) 水戸原子力事務所

- (1) 原子力施設及び放射線施設等の安全に係る規制に関すること
- (2) 原子力施設及び放射線施設周辺等の環境放射線の監視に関すること
- (3) 原子力災害時における情報の収集及び伝達に関すること

5) 関東信越厚生局

- (1) 厚生労働省との連携に関すること。

6) 茨城労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関すること。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- (4) 労災保険給付に関すること。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

7) 関東農政局

- (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関すること。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- (4) 災害時における災害救助用米穀の需給調整に関すること。
- (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- (6) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理・指導及び病虫害の防除に関すること。
- (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- (8) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

8) 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持・造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

9) 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の復興に関すること。

10) 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

11) 関東地方整備局

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 公共施設等の整備に関すること。
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関すること。
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- (7) 災害時における応急対策工事等に関すること。
- (8) 災害復旧工事の施工に関すること。
- (9) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- (10) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- (11) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- (12) 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- (13) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC-FORCE」）に関すること。
- (14) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

12) 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

13) 東京航空局

- (1) 災害時の航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

14) 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。
- (4) 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (6) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

4. 自衛隊

- 1) 防災関連資料の基礎調査に関すること
- 2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3) かすみがうら市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- 4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5. 指定公共機関

1) 郵便事業株式会社

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。

2) 郵便局株式会社

- (1) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

3) 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
- (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。
- (5) 上記各業務にかかる広報に関すること。

4) 日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。
- (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡・調整に関すること。
- (4) 義援金品の募集配布に関すること。

5) 日本放送協会（水戸放送局）

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

6) 東日本高速道路株式会社（関東支社）

- (1) 高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。

7) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総管理事務所、霞ヶ浦用水管理所）

- (1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、その他水資源の開発又は利用のための施設の改築に関すること。
- (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕、その他の管理及び災害復旧工事等に関すること。

8) 独立行政法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社（東海発電所）

- (1) 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

9) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）・日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

- (1) 鉄道施設等の整備・保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

10) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

11) 東京瓦斯株式会社（東部事業本部）

- （１）ガス施設の安全、保全に関すること。
- （２）災害時におけるガスの供給に関すること。
- （３）ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

12) 日本通運株式会社（水戸支店）

- （１）災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

13) 東京電力株式会社（茨城支店）

- （１）災害時における電力供給に関すること。
- （２）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

14) KDD I 株式会社（水戸支店）

- （１）電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- （２）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

15) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）

- （１）電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- （２）被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

6. 指定地方公共機関

1) 茨城県土地改良事業団体連合会

- （１）各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。

2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- （１）災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
- （２）生活福祉資金の貸付に関すること。

3) 医療関係団体(社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会)

- （１）災害時における応急医療活動に関すること。

4) 水防管理団体

- （１）水防施設資材の整備に関すること。
- （２）水防計画の作成と水防訓練に関すること。
- （３）水防活動に関すること。

- 5) 運輸機関(茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県バス協会)
 - (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。
- 6) ガス事業者(東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社、美浦ガス株式会社)
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
 - (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- 7) 一般社団法人茨城県高压ガス保安協会
 - (1) 高压ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - (2) 高压ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
 - (3) 高压ガスの供給に関すること。
 - (4) 行政機関、公共機関等が行う高压ガス災害対策の協力に関すること。
- 8) 報道機関(株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送)
 - (1) 防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
 - (2) 災害応急対策等の周知に関すること。
 - (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。
7. 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者
 - 1) 農業協同組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体
 - (1) 被害調査に関すること。
 - (2) 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
 - (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。
 - 2) 一般診療所・病院
 - (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
 - (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
 - 3) 一般運輸事業者
 - (1) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。
 - 4) 危険物関係施設の管理者
 - (1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。

第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

- 5) 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。

第 2 編 風水害対策

第1章 災害予防計画

第1節 水政計画

■基本的考え方

この計画は、主として集中豪雨時における水害を防止するために必要な排水路の整備及び中小河川の改修を推進するとともに、霞ヶ浦周辺での湖岸保全施設の整備等を図るために定めるものである。

関係部課	農林水産課、都市整備課、道路整備課、下水道課
------	------------------------

1. 治山計画

1) 概況

- ・本市北西端に標高 140～380m の筑波山系の山々があり、大部分が水郷筑波国定公園に指定されている。
- ・本市北西部の上佐谷及び雪入において、4箇所の山腹崩壊危険地区が存在している。
- ・本市北西部の雪入において、1箇所の崩壊土砂流出危険地区が存在している。

[山腹崩壊危険地区]

整理番号	地区名	箇所名
338	上佐谷	谷ノ上
339	上佐谷	下道前
340	雪入	安沢
341	上佐谷	不動沢

[崩壊土砂流出危険地区]

整理番号	地区名	地区名
435	雪入	雪入

2) 対策

(1) 山林の保全

豪雨時の鉄砲水や土石流防止に向けて、植林の促進を図っていくものとする。

又、林道の整備を促進させ、林業基盤の効率化を図るとともに、笠間営林署の指導のもと、営林を促進し、水源の涵養機能の保全と防災機能の向上を図る。

(2) 山腹崩壊危険地区の安全性確保

山腹崩壊危険地区では、土砂災害の影響を最小限に抑えるため、地形、地質、立木、擁壁等に関する調査に基づき、豪雨時に想定される予兆を整理するとともに、関係住民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

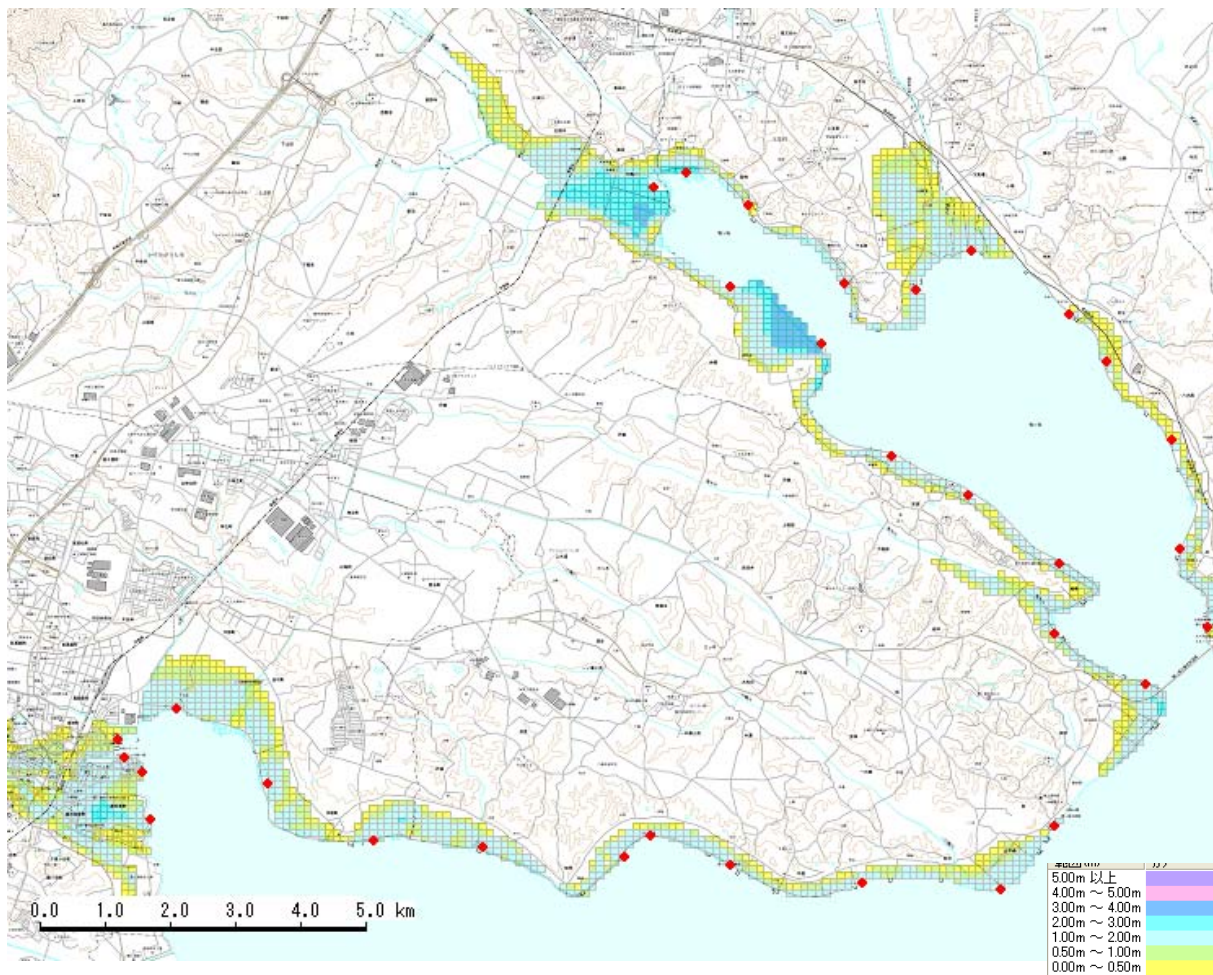
2. 治水計画

1) 概況

- ・市内北部には、利根川水系である恋瀬川があり、その支流である天の川、天王川、雪入川
の他、中根川、飯田川、逆川が流れている。
- ・本市中央部から東部にかけて菱木川、一ノ瀬川が流れており霞ヶ浦に流入している。この
河川については、改修工事が完了しているが、日雨量 100mm を超える豪雨の際には霞ヶ浦
堤防の越水等により流域水田に被害をもたらすことがある。

霞ヶ浦は堤防延長約 263 k mあり、護岸工事は完了しており、湖周辺に及ぼす危険は少なくなっているものの、高さが暫定完了となっていることから、今後計画的に整備を推進していく必要がある。

- ・霞ヶ浦湖岸破堤を想定した被害状況を見ると、恋瀬川河口付近において、最大浸水深 4.0m
の範囲がみられる他、菱木川河口付近では 0.5～1.0m の浸水深が見られ、一部農地及び宅
地への影響がみられる。



〔霞ヶ浦湖岸破堤想定による最大浸水深の状況〕

2) 対策

- (1) 豪雨による被害が想定される中根川、雪入川支流については、今後、河川の堤防改修を図って、溢水防止対策を講ずるものとする。
- (2) その他の河川については、豪雨に備えて河川管理者及び関係者が危険箇所の補強及び浚渫、警戒にあたるとともに、危険がある場合は堤防の管理者に要請するものとする。
- (3) 霞ヶ浦については、関係行政機関及び土地改良区とともに、危険箇所の警戒にあたり、必要に応じて国、県に対して、補強工事の促進を要請する。
また、護岸工事により直接人家への影響は想定されないが、湖周辺のレジャー、公園施設への来訪者の安全を確保するための対策について、関係行政機関とともに検討するものとする。
- (4) 市街地内の水害を防止するためには、窪地の雨水排水を計画的に整備するものとする。
特に住宅地区への影響が懸念される箇所については、宅地整備、道路整備と併せ、総合的な整備に努める。
- (5) 避難指示・避難勧告・避難準備（災害時要援護者避難）情報等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
- (6) 洪水予報等の伝達方法、避難所・避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るためには、洪水ハザードマップ等を作成し、浸水想定区域の住民に対し配布するなどして、必要な事項の周知を図る。

第2節 土砂災害防止計画

■基本的考え方

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう市域内の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流を調査・把握し、地域住民の自主避難を促すことによって、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な対策について定めるものである。

関係部課

総務課、都市整備課、道路整備課

1. 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

なお、土砂災害防止法において指定される区域は、生命または身体に危害が生じるおそれがあり、危険の周知、警戒避難体制の整備を講ずる土砂災害警戒区域と生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を講ずる土砂災害特別警戒区域がある。

本市においては、地すべりの発生する危険のある箇所指定されている区域は現在のところない。

2. がけくずれ対策

1) 概況

- ・本市南東部の霞ヶ浦、湖岸面付近及び西部では土砂災害警戒区域等が多数存在している。
- ・急傾斜地崩壊危険区域として42箇所指定されており、多くが霞ヶ浦湖岸面付近である。
- ・特に本市南東部の霞ヶ浦湖岸面付近では、危険区域に指定されていないものの、多くの保全人家を抱える危険区域が存在していることから、実態調査を実施し、必要に応じて安全確保に向けた様々な対策を講ずる必要がある。

[土砂災害警戒区域等の指定箇所]

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
1	461-I-001	折戸1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
2	461-I-002	川尻	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
3	461-I-003	崎浜	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
4	461-I-004	田宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
5	461-I-005	根山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
6	461-I-006	志戸崎1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
7	461-I-007	志戸崎2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
8	461-I-008	折戸2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
9	461-I-009	天王下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
10	461-I-010	太子	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
11	461-I-011	寺下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
12	461-I-012	大津田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
13	461-I-013	上根	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
14	461-I-014	篠山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
15	461-I-015	境前	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
16	461-I-016	八田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
17	461-I-017	兵庫峰	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
18	461-I-018	柳梅	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
19	461-I-019	川向	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
20	461-II-001	天神	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
21	461-III-001	穴倉	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
22	461-III-002	西成井a	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
23	461-III-003	西成井b	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
24	461-III-004	南根本a	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
25	461-III-005	南根本b	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
26	461-III-006	戸崎a	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
27	461-III-007	戸崎b	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
28	461-III-008	加茂a	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
29	461-III-009	戸崎c	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
30	461-III-010	戸崎d	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
31	461-III-011	加茂b	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
32	461-III-012	平山	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
33	461-III-013	風返	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
34	461-III-014	田伏	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
35	461-III-015	牛渡	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
36	464-I-001	峰下	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
37	464-I-002	下堂	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
38	464-I-003	保沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月5日
39	464-II-001	宅地東	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
40	464-II-002	山ノ神下	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
41	464-III-001	下佐谷	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—
42	464-III-002	上稲吉	急傾斜地の崩壊	未指定	未指定	—

2) 対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」第3条の規定に基づいて県知事が指定する。

市長は、県知事と協議のうえ、指定された危険区域について、安全性確保に向けた必要な措置を講ずる。

《急傾斜地崩壊危険区域指定基準》

①急傾斜地の高さが5 m以上及び傾斜度30度以上

②急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上又は5戸未満であっても
官公署病院、旅館等に危害が生ずるおそれがあるもの

(2) 危険区域の実態調査に基づく自主避難の迅速化

指定された危険区域について実態調査を行う。実態調査では、影響範囲(施設)、保全人家の状況など現状を把握するとともに、崩壊の予兆となる事柄を整理し、関係住民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

3) 安全確保に向けた必要な対策の実施

危険区域調査の結果、必要に応じ危険予想区域の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

4) 地盤災害危険度の把握と周知公表

土砂災害防止法第7条第3項において、市町村長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるように義務づけられており、ハザードマップ等の活用努める。

(1) パトロール等の実施

危険箇所については、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、防災パトロール等の結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限できるよう、調整するものとする。

(2) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(3) データベースの活用

①地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策の必要性の判定などに活用していく。

②土砂災害ハザードマップの活用

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

(4) 土砂災害危険区域の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

5) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

6) 造成地災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は、巡視等により違法な開発の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意のよびかけに努める。

7) 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、茨城県宅地開発許可制度等を遵守させ、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

8) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

9) 警戒避難体制の確立

危険区域に対する防災措置が不十分である間は、その住民に対する警戒避難体制の確立が最も重要である。

市は、がけくずれ発生のおそれがある場合、あるいは、危険が緊迫した場合に迅速かつ適切な勧告・指示・伝達ができるよう、警戒態勢の確立に努めるものとする。

また、関係住民には、想定されるがけくずれ発生の予兆・条件について、周知・啓発し、避難準備及び自主的な避難を心がけるなど、災害における自助の向上に努めるものとする。

2. 土石流危険区域対策

1) 概況

- ・本市北西部を流れる雪入川において、土石流危険区域が5箇所存在している。
- ・下流域に集落がある。雪入川は砂防指定河川となっている。

[土石流危険区域]

	箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
43	464-I-001	成沢	土石流	○		平成21年3月5日
44	464-I-002	桜沢	土石流	○		平成21年3月5日
45	464-I-003	峯川	土石流	○	○	平成21年3月5日
46	464-III-001	雪入沢	土石流	未指定	未指定	—
47	464-III-002	下堂沢	土石流	未指定	未指定	—

- ・土石流危険区域付近の集落地は、傾斜部分に点在している。集落地内の道路は狭隘で、かつ坂路となっており、避難時の通行性の確保が懸念される。
- ・現在、危険区域内の集落において、警戒避難の方法などについて詳細なルールが明確になっていないことから、警戒避難方法を確立し、周知を図っていく必要がある。

2) 対策

(1) 警戒避難方法の周知

土石流危険区域の調査を実施し、危険区域の住民に対して、警戒避難方法の周知を図る。

(2) 自主避難方法の徹底

危険溪流が存在する雪入地区では、山間部集落が形成されており被害の拡大防止にあたっては、住民の自主的避難が求められる。市では上記調査に基づき、災害の予兆を整理し、地区住民に示すとともに、避難準備及び自主的避難の目安について周知を図る。

第3節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、被害が想定される箇所について、平常時における道路交通等交通施設の維持補修のあり方とともに、風水害時における交通輸送を円滑に実施するための対策について定めるものである。

関係部課	都市整備課、道路整備課、下水道課
------	------------------

1. 概況

1) 本市の交通体系

本市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道6号、東西方向に内陸部をつなぐ国道354号により形成されている。

2) 道路への被害の恐れ

今後の道路整備にあたっては、本市の北西部及び南東部の丘陵地の他、本市内陸部は概ね平坦であることから、都市化の進展を考慮し、多量の降雨に対応するため道路勾配及び排水施設等に十分配慮した道路建設を行う必要がある。

3) 緊急輸送道路の指定状況

本市の緊急輸送道路として、広域的な輸送道路として位置づけられる常磐自動車道、南北に土浦市及び石岡市と連絡する国道6号、東西に茨城県内陸部を連絡する国道354号が指定されている。

2. 対策

1) 道路建設上配慮すべき事項

豪雨時の道路冠水防止や土砂災害への備えとして、道路建設及び補修、改修時に次の事項に配慮して整備を推進する。

- (1) 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼地等をさける。
- (2) 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- (4) 路側、横断構造物、切り土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出能力を有する通水断面とする。

2) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する土浦市と石岡市に連絡する国道6号、東西に隣接する土浦市と行方市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では土浦市及び石岡市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道6号の安全性確保に向けた整備を要請する。

また、本市中央部市街地と霞ヶ浦方面をつなぐ国道354号は、東西交通の主要な道路であることから、災害時の輸送を確実なものとするため、道路災害予防に万全を期するとともに、当該緊急輸送道路の安全性確保に向けた整備を要請する。

3) 道路防災対策の実施

(1) 道路冠水対策

市街地の市道において、豪雨時には地形の状況によって道路の冠水が懸念される箇所があることから、沿道の宅地整備等と併せて道路冠水が懸念される箇所の対策を実施する。

(2) 道路災害防除の推進

霞ヶ浦湖岸沿いを周回する県道では、地形条件から霞ヶ浦破堤の影響や土砂災害の影響を受けやすい状況となっている。

霞ヶ浦湖岸沿いには、多くの集落が形成されており、周回道路の被害により、災害時の避難経路が断たれるおそれがあることから、道路への影響を考慮して湖岸の破堤及び土砂災害などの対策を優先的に進める必要がある。

第4節 都市計画

■基本的考え方

この計画は、本市の都市計画と連携し、市街地内及びその周辺地域において、都市災害の未然防止を図るために各種地域地区制度の運用及び都市計画事業の促進など図るべき対策について定めるものである。

関係部課

都市整備課

1. 概況

- 本市の都市計画区域は約9,000haであり、内市街化区域面積は754haとなっている。市街化区域は、本市の中心部であるJR常磐線付近に位置している。
- 用途地域の内訳は、工業専用地域が232.0haで最も多く、用途地域の3割を占めている。
- 次いで、床面積3,000m²以下の商業や事業所などの立地が認められる第一種住居地域が194.0ha、低層低密な住宅市街地を形成する第一種低層住居専用地域が132.0haとなっている。
- 市内には6路線の都市計画道路が計画決定されており、内3路線が概成済み、1路線が一部整備済み、2路線が未整備となっており、全体で28.8%の改良率となっている。

[都市計画区域及び市街化区域面積]

都市計画区域	都市計画 区域面積	内市街化 区域面積
土浦・阿見都市計画区域面積 (かすみがうら市内)	約9,000ha	754ha

[用途地域指定の状況]

用途地域	合計 (ha)
第一種低層住居専用地域	132.0
第二種低層住居専用地域	20.0
第一種中高層住居専用地域	19.0
第二種中高層住居専用地域	3.4
第一種住居地域	194.0
第二種住居地域	0.0
準住居地域	5.1
近隣商業地域	4.7
商業地域	3.0
準工業地域	68.0
工業地域	73.0
工業専用地域	232.0
合計	754.0

[都市計画道路の整備状況]

路線番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)
3・4・1	神立停車場線	18.0	2,010.0	900.0	44.8
3・5・3	木田余・神立線	12.0	370.0	370.0	100.0
3・4・5	川口・下稲吉線	16.0	650.0	650.0	100.0
3・3・58	土浦・千代田線	27.0	7,470.0	0.0	0.0
3・4・59	中貫・下稲吉線	16.0	2,260.0	2,260.0	100.0
3・4・60	下稲吉・中佐谷線	17.0	1,770.0	0.0	0.0
合計	—	—	14,530.0	4,180.0	28.8

・都市公園等は市内に4箇所設置されており、いずれも0.2～0.5haの規模となっている。

[都市公園等の整備状況]

番号	公園名	場所	面積 (ha)	備考
1	逆西第一児童公園	稲吉二丁目地内	0.22	土浦・阿見都市計画公園 として都市計画決定済み
2	稲吉ふれあい公園	稲吉四丁目地内	0.49	
3	大塚ファミリー公園	下稲吉地内	0.50	
4	櫻塚公園	下稲吉地内 (シティーナ神立地内)	0.19	
合計	—	—	1.40	—

2. 対策

1) 災害に強いまちづくりの推進

市街化区域内では、工業専用地域に次いで第一種住居地域の占める割合が高くなっており、建物用途の混在、建物密度等の高度化が進んでいる。次いで、第一種低層住居専用地域の占める割合が高くなっており、低層・低密の住居系市街地が形成されている。

主として、第一種住居地域では、今後、都市計画法の地域地区制度を活用し、既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つとともに、今後の市街化の動向に併せ、防火地域、準防火地域指定等を検討するなど、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

2) 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び市民の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

3) 都市計画事業の推進

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障を来すことが想定される。

今後の市街化動向により新しく形成される市街地では、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

第5節 文教計画

■基本的考え方

この計画は、市及び市教育委員会が中心となって、学校及びその他の教育機関とともに、児童・生徒等の安全性を確保するとともに、本市の文化的資源を災害から守るための対策について定めるものである。

関係部課	学校教育課、生涯学習課、文化課、あじさい館
------	-----------------------

1. 概況

1) 学校等の状況

- ・市内には13の小学校、4つの中学校、2つの幼稚園が存在している。
- ・児童、生徒の安全を確保するために、災害時において関係教職員の適切な誘導のもと児童・生徒等の迅速な避難等が行えるよう、正しい避難方法に関する周知や地域社会と一体となった避難訓練などを定期的の実施していくことが求められる。

[学校等の状況]

◆小学校

学校名	所在地	校舎面積 (㎡)	校地面積 (㎡)	プールの有無	電話番号
下大津	加茂4469	2,173	22,096	有	029-828-1010
美並	深谷3660-1	3,001	15,701	有	029-897-1231
牛渡	牛渡2873	2,419	18,342	有	029-897-1241
佐賀	坂2039-1	2,536	23,337	有	029-896-1004
安飾	安食2235	1,895	13,010	有	029-896-1007
志土庫	穴倉1594	1,956	19,140	有	029-897-1225
穴倉	穴倉5462	2,446	17,133	有	029-897-1235
志筑	中志筑2112	2,879	20,621	有	0299-37-7071
新治	西野寺736	2,507	34,727	有	0299-22-2314
七会	上稲吉182-2	2,828	20,635	有	0299-59-2002
上佐谷	上佐谷1837	1,472	12,098	有	0299-59-2004
下稲吉	下稲吉1623-5	4,537	23,789	有	0299-59-2054
下稲吉東	下稲吉2286	5,070	25,668	有	029-831-8878

◆中学校

学校名	所在地	校舎面積 (㎡)	校地面積 (㎡)	プールの有無	電話番号
南	深谷3398-2	4,576	31,347	有	029-897-1211
北	下軽部1232	4,094	37,377	有	029-896-1213
千代田	上佐谷990	4,040	41,005	有	0299-59-3502
下稲吉	下稲吉2273-2	6,178	30,048	有	029-831-7400

◆幼稚園

幼稚園名	所在地	敷地面積 (㎡)	定員 (人)	電話番号	備考
くりのみ自然	穴倉6204-13	8,156	210	029-831-4510	私立
神立	稲吉2-18-8	1,972	200	029-831-0328	私立

2. 対策

1) 防災教育の実施

- (1) 各教育機関は、児童・生徒等の安全を図るために、災害発生時における避難・連絡・救助に関する危機管理マニュアル等を作成し、安全教育が適正に行われるよう努める。
- (2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
また、市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2) 防災訓練の実施

- (1) 校長等は児童・生徒等の安全を図るために、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的の実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的の実施するよう努める。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3) 防災施設等の整備・充実

各教育機関等は災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資機材等の備蓄に努める。

4) 学校施設等の整備・充実

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定、造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5) 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施・消防の用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取り扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

6) 文化財の保護

災害から文化財の保護を図るために、文化財が保存されている施設に対し、防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針)の整備を図る。

また、一般外来者に対し、防火に関する注意を喚起するための立て札(焚き火・たばこ等の禁止)を設置する。

第6節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害発生 の地域性を考慮して、災害から農畜産物を保護するために必要な措置を事前に検討し、被害の軽減を図るための対策を定めるものである。

関係部課	農林水産課、農業委員会事務局
------	----------------

1. 概況

1) 農地の状況

- ・本市の土地利用面積の内、畑が最も多く、22.0%を占めている。田とあわせると農地が全体の37.0%を占めている。
- ・畑は主に台地部に位置しており、主として果樹等の栽培がなされている。田は主に低地部に位置しており、主として水稻やレンコンの栽培がなされている。
- ・低地部の田では水害の影響を受けやすい条件となっている。

[本市の土地利用の状況]

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	15,661	2,356	3,443	1,305	2,534	249	676	5,087
構成比 (%)	100.0	15.0	22.0	8.3	16.3	1.6	4.3	32.5

2) 気象条件

市は霞ヶ浦や筑波山系の山々の影響を受け、冬季は比較的温暖で、夏期は比較的涼しく、台風や霜、雪などの被害も比較的少ない地域である。そのため、年平均気温が14～15℃、年間降水量が1,200～1,400mmである。

2. 対策

1) 農地計画

本市の土地利用において、田、畑の農地は欠かすことのできない資源であり、周辺居住地と一体となり良好な田園集落地景観を形成している。

農地は、他の自然とともに市民に潤いと安らぎをあたえる役割を果たしているとともに、水資源の涵養の役割も担っている。

今後も本市の地域景観を形成する農地を良好な環境で維持していくために、農業用水路の整備、農道の整備、土地改良事業など風水害に対する備えを促進していく。

第7節 気象業務整備計画

■基本的考え方

この計画は、気象庁の観測及び予知した情報等、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するため、その情報の伝達方法と気象情報の内容について定めるものである。

関係部課

総務課

1. 気象情報の伝達方法

気象情報の伝達は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により必要に応じ実施していくものとする。

全国瞬時警報システムは、気象庁から送信される時間に余裕のない緊急事態の気象情報を、国（消防庁）が人工衛星を使い市の防災行政無線を直接起動させて、市民まで瞬時に伝達するものである。

2. 気象情報の種類と発表基準

水戸地方気象台等から発表される気象警報、注意報等の種類、内容は、以下の通りである。

本市が対象となる発表区域は、茨城県南部、県南地域である。

なお、気象情報とは、気象現象の経過や今後の推移、防災上の注意を報じる情報であり、注意報・警報の発表時に、現在の状況や今後の見通しなどを解説する気象情報である。

また、大雨や強風などの悪天が予想される数日前に、予告的な気象情報およびその他、台風に関する気象情報である。

気象情報における気象警報、注意報等の種類は以下のものである。

- ・警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報である。
- ・注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。
- ・警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される発表である。
- ・土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中に大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、茨城県と気象台が共同して市町村単位で発表する情報である。
- ・記録的短時間大雨情報とは、雨警報の発表中に、台風や前線の活動などにより、局地的に、数年に1回という極めて激しい雨を短時間に観測する場合の情報である。

※竜巻注意情報：竜巻注意情報は、今まさに、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況であるという現況を速報する気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表するものである。

警報・注意報の種類と発表基準

(水戸地方気象台、平成22年5月27日現在)

警報・注意報の名称			発表基準	
警報	大雨	浸水害	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準	109
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 50mm
			流域雨量指数基準	恋瀬川流域＝12、天の川流域＝11
			複合基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 30cm
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 30mm
			土壌雨量指数基準	87
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 30mm
			流域雨量指数基準	恋瀬川流域＝7、天の川流域＝9
			複合基準	－
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

第8節 情報通信設備等の整備計画

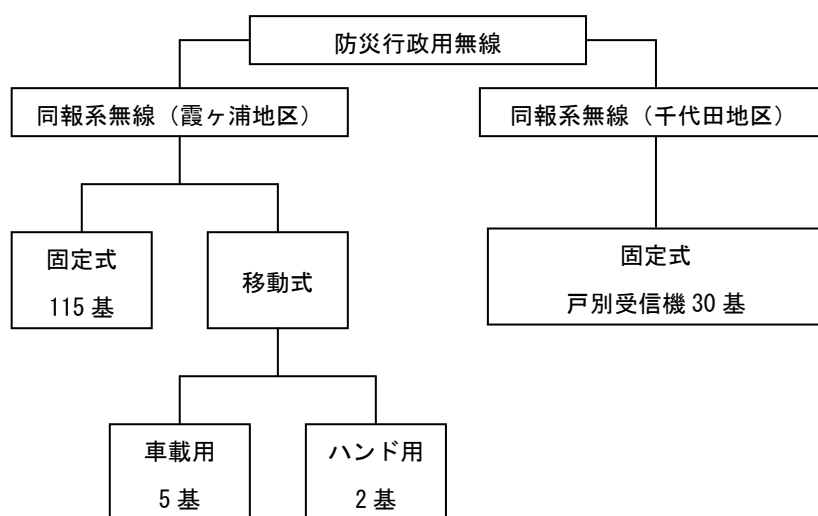
■基本的考え方

この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るため定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、社会福祉課
------	---------------

1. 概況

- ・現在、防災行政用無線により霞ヶ浦地区及び千代田地区に情報通信網が整備されている。
- ・千代田地区においても同報系無線の整備を順次進めていくものとする。



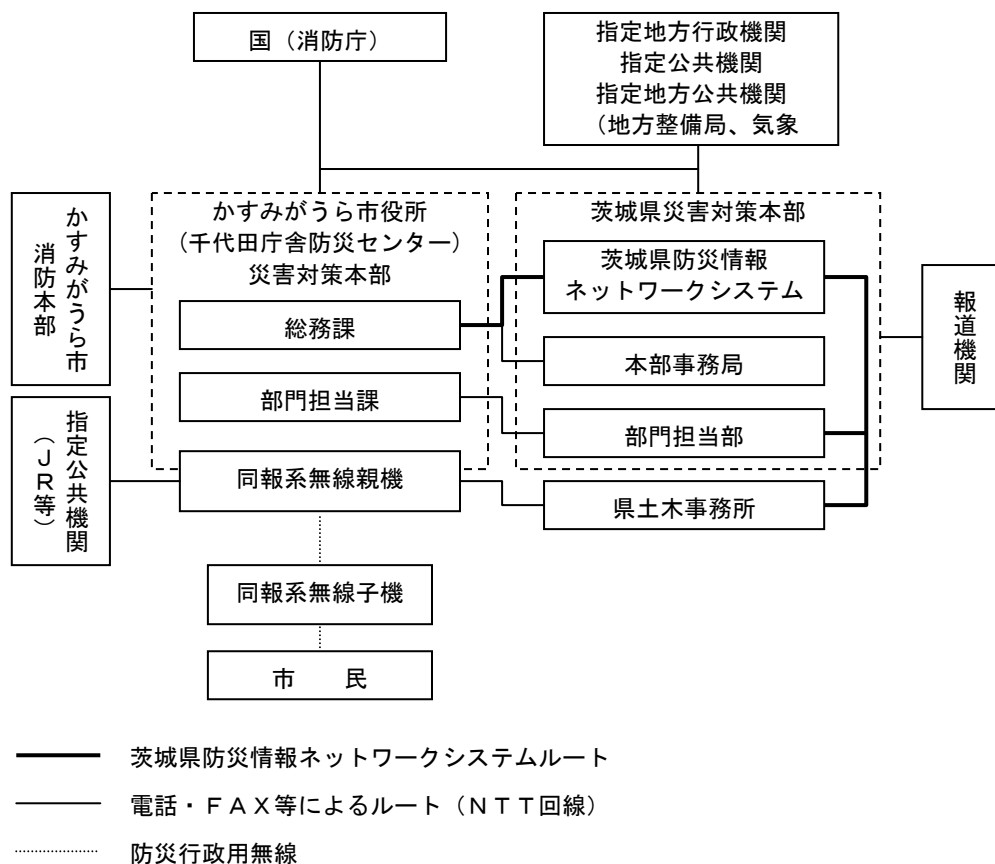
2. 対策

1) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、千代田庁舎（防災センター）及び霞ヶ浦庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るものとする。

2) 災害時通信系統

災害時の通信系統は次のとおりである。



3) 通信機器の維持補修

通信機器及び器材が常に活用できるように、随時点検整備に努めるものとする。

4) 災害用電源の確保

災害時の停電に備え、予備電源装置（バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等）の確保を図るよう努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

5) 非常緊急通話用電話番号の指定

予め、東日本電信電話㈱茨城支店に必要な部署等の非常、緊急通話用電話番号を指定し、承認を受けておき、かつ県内各機関の一覧表を作成しておく。

6) アマチュア無線ボランティアとの協力体制構築

災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会へアマチュア無線ボランティアの担当窓口を設置する。

7) 業務継続性の強化

市は、情報システムを継続的に維持・稼働させるために、耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止する。

8) 非常・緊急通話用電話

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

9) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

第9節 災害用資材、機材等の点検整備計画

■基本的考え方

この計画は、災害に備えて市で常備する資材、機材等を整備点検し、応急対策活動を円滑に行うために定めるものである。

関係部課	総務課、健康増進課、消防本部
------	----------------

1. 水防用資機材器具

水防に必要な資機材器具について、市庁舎、各消防署、茨城県土浦土木事務所、国土交通省霞ヶ浦河川事務所等の備蓄資機材器具の状況を把握した上で、必要な資機材器具を各施設に適宜、備蓄・配備する。

2. 医療助産及び防疫に必要な資器材

医療、助産、防疫に必要な備蓄資機材及び薬剤は、指定医療品販売業者から年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

3. 食糧等

食糧等については、年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

第10節 火災予防計画

■基本的考え方	
この計画は、消防機関による消防体制の整備・充実を図り、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全のために定めるものである。	
関係部課	総務課、消防本部

1. 概況

1) 市内消防体制の状況

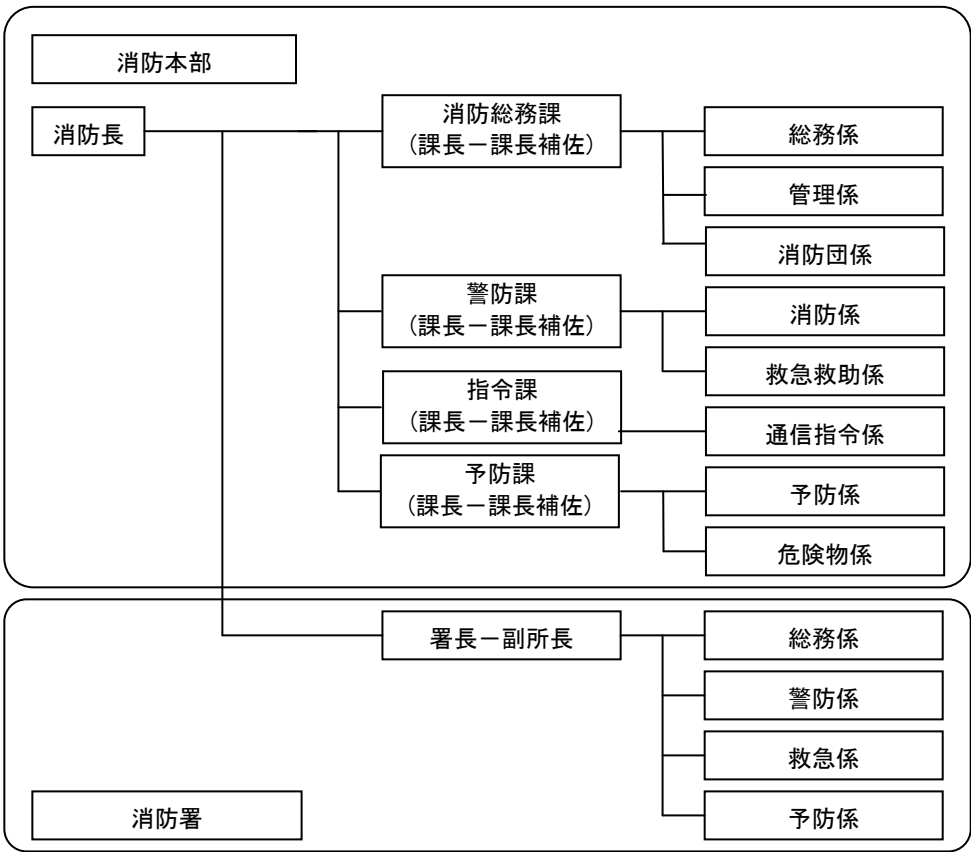
- ・消防本部は、かすみがうら西消防署に設置されている。
- ・消防署は西消防署及び東消防署が設置されており、それぞれ、47人、21人の署員が配置されている。
- ・消防団及び団員数は平成24年4月現在で、10分団、624人となっている。

[消防体制]

消防本部名称	消防署名称	配置人員	備考
かすみがうら市消防本部 (現数・総員80人) (本部毎日勤務12人)	西消防署	47人	所属長及び本部兼務者を含む
	東消防署	21人	所属長のみ毎日勤務

平成24年4月現在

2) 消防本部の組織体制



2. 対策

1) 消防体制の充実・強化

既存の災害相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定の締結を進めるなど広域消防体制の確立を図る。

2) 消防施設の整備強化

消防力の基準及び消防水利の基準を充足するよう、消防力の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

3) 火災予防対策の徹底

(1) 大火に関する災害予防

①火災警報の発令及び周知

消防法第22条により水戸气象台から知事を通して火災気象通報を受領した場合、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合、次にあげる方法によってその状況を地域住民に周知徹底させ、地域住民の協力により火災発生の防止を期するものとする。

ア 火災警報を発令する。

イ 火災警報発令とともに、かすみがうら市消防本部に通報、連絡し、消防団（各分団長は団員に通報、必要な措置をとる。）に担当区域内の火災発生防止について徹底させる。

ウ 火災警報発令に伴い、各保育所、学校等に通報連絡し、児童・生徒等に対し、火災予防の徹底を期するよう注意の喚起を図る。

エ 火災警報発令とともに消防機関及び広報機関(広報車等)は市内を巡回し、地域住民に対し、火気の取扱、使用制限、禁止等について宣伝放送し、火災予防を周知徹底する。

②火災警報発令基準

火災警報発令基準は次のとおりである。

ア 実行湿度が60%以下、相対湿度40%以下の時で、最大風速7m/secを超える見込みのあるとき

イ 平均風速10m/sec以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(注：降雨、降雪中は発令しないこともある)

③火災警報の解除

火災警報は、平常気象に復したとき解除する。

④消防機関の警戒体制

ア 出火出動隊の強化

延焼火災が発生した場合は、消防長が消防職員を出動させ、署防災無線及びメールを使用し、市内分団を要請するものとする。

イ 消防団員の確保

消防団は、各部機関員を含む5名を自宅待機とし出動態勢の万全を期するものとする。

ウ 気象状況の把握

気象状況が概ね発令の基準に達する見込みの時、若しくは火災警報が発令された場合、気象状況を把握して警防対策の万全を期する。

エ 消防水利の確保

大火の発生に備えて、水道関係機関と事前協議を行い、給水地域内に火災が発生した場合、加圧送水が迅速に行われるようにする。

(2) 建築許可同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築許可同意制度を活用し、防火面に対し効果的な運用を図り、火災予防の徹底に期する。

(3) 予防査察

消防機関は消防法及びかすみがうら市消防本部火災予防条例の規定に基づく、防火対象物の予防査察の実施にあたっては、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、消防用施設等の状況を検査して、当該対象物の関係者に対する、火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 防火対象物に対する防火管理対策(防火管理者育成指導)

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物所有者は、必ず防火管理者を置き、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防災訓練の実施、火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

第11節 防災知識の普及計画

■基本的考え方

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携をとり、市民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図るために定めるものである。

関係部課

総務課、学校教育課、生涯学習課、子ども福祉課、消防本部、
あじさい館

1. 概況

1) 普及方法の手段の変化

- ・近年では、インターネットの普及が進んでいることから、市ホームページ上に防災知識の向上に関する内容を盛り込むなどの対策を検討する必要がある。
- ・また、防災情報の提供にあたっては、市内の防災に関する情報・図書等を一箇所に集約するとともに、情報の所在を広く周知することが効果的である。

2) 求められる普及内容

近年起こった大災害を教訓として、自らの生命を守るための普段からの防災に対する知識の向上と、日常生活コミュニティを基盤とした隣近所を助け合う共助に対する意識普及が重要視されている。災害の危険性や安全対策、避難行動に関する知識の普及はもとより、自助、共助に関する災害思想の普及を図るための情報を積極的に提供していくことが求められる。

2. 対策

1) 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①風水害に関する一般的な知識
- ②かすみがうら市内で想定される風水害に関する知識
- ③気象情報入手に関する知識
- ④注意報・警報発令時にとるべき行動
- ⑤避難勧告・避難指示の発令時にとるべき行動
- ⑥早期避難（避難準備情報の意味）の重要性と避難場所及び避難路
- ⑦災害時要援護者支援の方法
- ⑧各家庭における防災に関する知識（災害時の家族内での連絡方法、避難時に集合する場所、必要備蓄品等）
- ⑨風水害発生時の避難行動に関する知識（避難時の注意事項、具体的な避難場所、避難経路等について）
- ⑩避難所での行動
- ⑪災害時に機能する公的団体の活動内容に関する知識（行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など）
- ⑫自主防災組織の地域での防災活動
- ⑬その他地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

①広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

②情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。

また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

③講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

④個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。

そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

⑤その他のメディアの活用による普及

ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

イ ビデオ、フィルムの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネットの活用（ホームページ、エリアメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）

オ 教育設備の貸出

2) 学校及び保育所(園)等における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

①幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校において策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の向上、防災意識の啓発を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

②地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を促進する。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会等を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

3) 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第12節 防災訓練計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策を円滑に進めるうえで必要となる災害時の行動と心構えを養うため実施する訓練について定めるものである。

関係部課	総務課、消防本部、消防団
------	--------------

1. 概況

- ・各種防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織、民間防火組織（婦人防火クラブ等）、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者も含めた一般市民の参加を促すことによって、自助、共助が機能することとなる。
- ・誰でも参加でき、災害時に生かすことのできる訓練の確立が求められている。

2. 対策

1) 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに市民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物除去
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- ⑪応急給水活動
- ⑫水防訓練

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、民間防火組織、ボランティア組織、一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2) 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

①防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

市及び防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。

避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

②幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体を安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校等と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校等における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 水防訓練

梅雨期及び台風等の出水に備え、水防活動を迅速・的確に遂行するため、消防団員(水防団員)及び関係機関の協力により訓練を実施する。

(3) 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。なお、学校にあたっては、収容者数等人命保護のため、特に避難について施設を整備し、訓練を実施するものとする。

(4) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(5) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 自主防災組織及び市民等が実施する訓練

(1) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練が実施できるよう支援する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び災害時要援護者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(2) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して災害時要援護者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

第13節 防災組織等の活動体制整備計画

■基本的考え方

この計画は、市民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災活動が効果的に行えるよう、自主防災組織の確立について定めるとともに、共助の考え方に基づいて活動を行うボランティア組織の活動の支援体制について定めるものである。

関係部課

総務課、社会福祉課

1. 概況

1) 市内自主防災組織の活動実態

- ・市内には5つの自主防災組織があり、いずれもコミュニティのつながりの強い住宅団地の自治組織を基盤とした組織である。
- ・市では、年間活動費や備品購入について補助を行っている。

2) 自主防災組織やボランティア団体に求められる役割

- ・高齢者世帯の独居化が増加する中で、自主防災組織が災害時に果たすべき役割の重要性が増加している。
- ・今後、自主防災組織の設立支援を積極的に実施するとともに、自主防災組織の活動を効果的なものにするために、リーダーの養成や活動支援などを積極的に実施していくことが求められる。

2. 対策

1) 自主防災組織等の整備

(1) 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位・編成

①組織単位

組織の単位は行政区や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

②編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

①常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 災害時要援護者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- カ 災害時要援護者避難協力体制の計画
- キ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

②災害時の活動

- ア 情報の収集、伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出、救護
- オ 救助・救護者リストの作成

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成等について支援を行う。

2) ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害時ボランティアとの調整

災害時ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)とに区分し、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

(2) 災害時ボランティア担当窓口の設置

市は災害時ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等、予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、災害時ボランティアの受入れ体制について、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

① ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

② 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第14節 災害時要援護者支援計画

■基本的考え方

この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者などの災害時要援護者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人に対する円滑な情報伝達、避難及び救助・救急体制について定めるものである。

関係部課

社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、健康増進課、総務課、市民課
秘書広聴課

1. 対策

1) 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

市は、施設管理者等に対し、予防及び災害時の対応、組織体制や行動計画などを盛り込んだ防災計画の策定、入所者の身体的特性や災害時の注意事項などを記録した災害時要援護者リストの作成に関し指導、支援を行う。

また、災害に対する安全性が十分ではない施設について、災害時に他の安全な施設へ入所者を移送する必要があることから、予め自主防災組織等地域の住民組織との協議を行い、非常時の支援体制について定めておくよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

市は、災害情報を迅速に伝えるための通信連絡体制の整備を図るとともに、防災関係機関や医療機関との連絡体制及び他社会福祉機関との相互応援協定の締結を図るなど、連携体制の強化について助言、指導及び支援を行うものとする。

また、施設と近隣住民、ボランティア組織の連携に向けて、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

被災地域の要援護者を受け入れる施設については、応急的な措置が施せるよう、平常時から医薬品、医療機器等を備えておく必要がある。

また、十分な設備が整っておらず入所者の移送が必要な施設についても、移送までの応急的な措置が施せるよう、必要な資機材を確保しておく必要がある。

市では、災害時要援護者の避難場所ともなる重要な社会福祉施設等に対し、周辺地域の災害時要援護者を十分受け入れることが可能な備蓄品目、及び備蓄量について調査、把握し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を行う。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する必要がある。

市は、施設管理者に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導するとともに、合同防災訓練の実施に関し、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

2) 在宅災害時要援護者救護体制の確保

(1) 災害時要援護者避難支援プランの作成

在宅災害時要援護者救護にあたっては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 17 年 3 月及び平成 18 年 3 月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）を踏まえ、平常時における情報伝達体制の整備及び災害時要援護者情報の共有化により、避難支援プランを策定する。

①災害時要援護者支援班の設置

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、「災害時要援護者支援班」を設け、避難支援を的確に実施する。

②関係部課・機関等の連携強化

ア 消防団、自主防災組織等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にする。

また、消防団、自主防災組織等に対し連絡の不通を想定した伝達網の整備を行うよう指導する。

イ 福祉関係者との連携

市は、各種協議会等を通じ、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と災害時要援護者支援班との連携を深める。

また、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するものとする。

市は、福祉関係者がケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業を通じて、災害時要援護者や避難支援者への情報伝達方法について、きめ細かく把握するよう指導する。

(2) 災害時要援護者情報の共有

緊急時の支援プランの策定に先だって、平常時から災害時要援護者と接している福祉関係者との連携・協力により、災害時要援護者の情報を共有化するための取り組みを促進する。

災害時要援護者の情報共有にあたっては、「同意方式」、「手上げ方式」、「関係機関共有方式」の3つが主になっているが、最終的には社会福祉協議会等の関係者の協力のもと、本人の情報共有に関する意向を得た上で、避難支援プランに反映させるものとする。

(3) 避難準備（要援護者避難）情報の発令

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成 17 年 3 月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）に基づき、避難準備（災害時要援護者避難）情報等の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令する。

今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、避難準備（災害時要援護者避難）情報を標準化するとともに、市はその周知徹底に努める。

(4) 災害時要援護者の特性を踏まえた情報提供

災害時要援護者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

＜例＞

- ・聴覚障がい者：携帯電話メール、テレビ放送（地上波デジタル放送も含む。）
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

3) 防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発

市は、近隣住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織、介護保険事務所などの協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難支援プランに基づき、福祉関係機関に対し普及・啓発を図る。

4) 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災に関するパンフレットを外国語により作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

①外国人にやさしいまちづくりの促進

避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

②外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するために、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供に努める。

③外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけ込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

④語学ボランティアの確保

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、予めその担当窓口を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1. かすみがうら市防災会議

かすみがうら市防災会議は、法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するほか、諮問に応じ、防災に関する重要事項を審議するもので、市長を会長とし、かすみがうら市防災会議条例（条例第15号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

2. 災害警戒本部

1) かすみがうら市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- （1）大雨、暴風、洪水等の警報が発令された場合で、被害の発生が予想されるとき。
- （2）局地的災害が発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき。

3) 設置及び廃止決定

（1）設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、総務部長の順でその権限を代行する。

（2）設置場所

本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置する。また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。

（3）廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

4) 組織・編成等

(1) 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、環境経済部長、土木部長、消防長、教育部長、会計管理者、水道事務所長、議会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) かすみがうら市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」）は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はかすみがうら市災害対策本部条例（条例第16号）の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね大規模な災害が広域な地域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

対策本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置し、対策本部の標示を掲示する。また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

なお、廃止後の継続業務は対策本部の各業務担当課が継続して行うものとする。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡、周知するものとする。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、環境経済部長、土木部長、消防長、教育部長、会計管理者、水道事務所長、議会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること
- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

4. その他

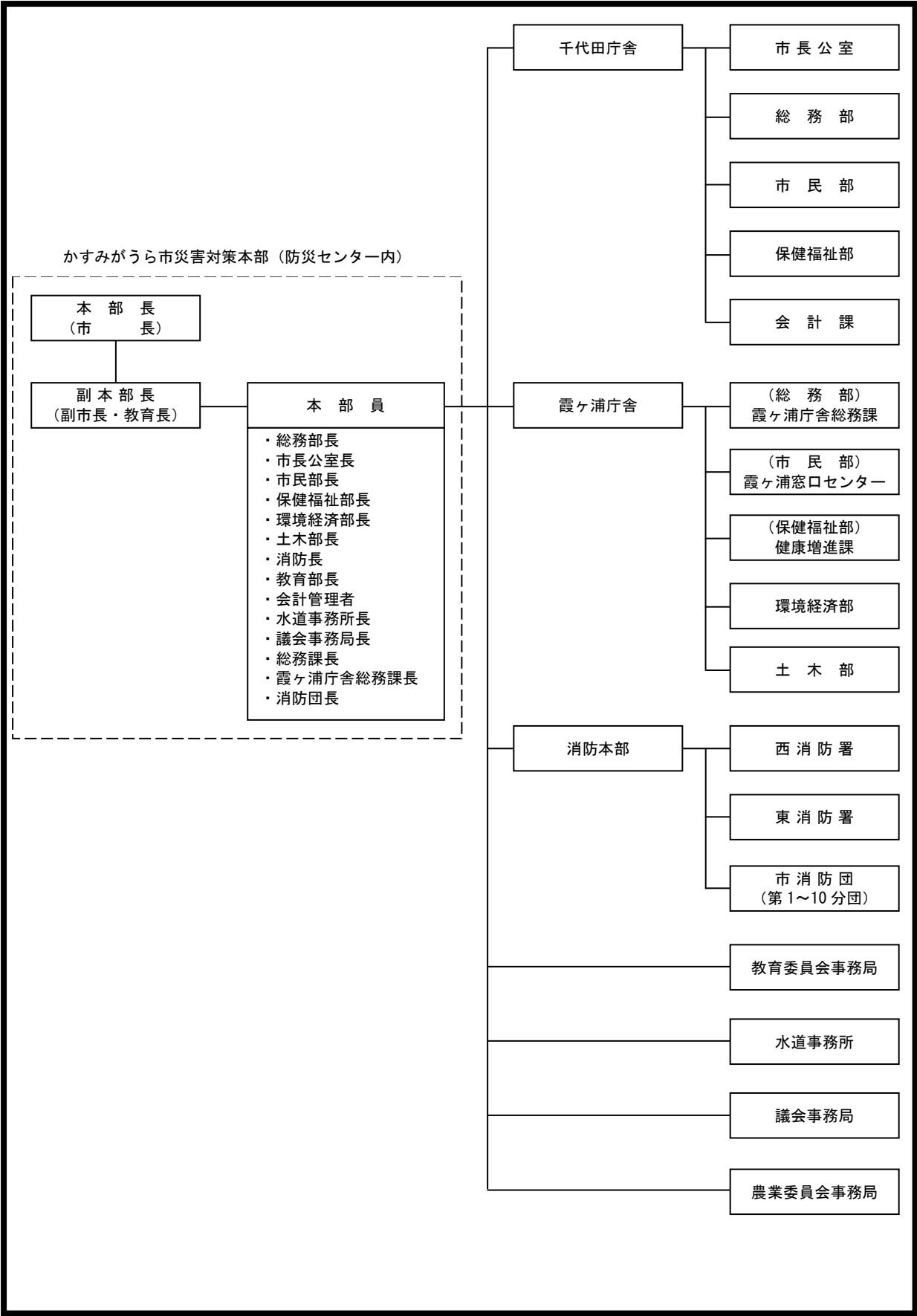
- ・各課長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長（責任者）は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	財政課長		秘書広聴広報課長、企画課長
総務部	千代田庁舎	総務課長	検査管財課長
	霞ヶ浦庁舎	霞ヶ浦庁舎総務課長	
市民部	千代田庁舎	税務課長	市民課長、国保年金課長、納税推進課長
	霞ヶ浦庁舎	霞ヶ浦窓口センター長	
保健福祉部 (福祉事務所)	千代田庁舎	社会福祉課長	長寿福祉課長、子ども福祉課長
	霞ヶ浦庁舎	健康増進課長	
環境経済部	農林水産課長		環境保全課長、観光商工課長
土木部	都市整備課長		道路整備課長、下水道課長
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		生涯学習課長、文化課長、あじさい館長
水道事務所	水道課長		
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
消防本部	消防総務課長		警防課長、指令課長、予防課長、署長

- ・ 本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ・ 各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・ 本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

[かすみがうら市災害対策本部組織図]



第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室	総務課 霞ヶ浦庁舎総務課 企画課	1. 災害対策本部に関すること 2. 国、県等からの情報収集に関すること 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関すること 6. 県に対する報告及び要望の作成に関すること 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関すること 8. 消防、水防対策に関すること 9. 災害時における人員の動員及び調整に関すること 10. 職員の非常招集に関すること 11. 帰宅困難者に関すること
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康増進課	1. 医療担当会議に関すること 2. 医療スタッフによる応急救護に関すること 3. 救急患者の収容及び診療助産に関すること 4. 医療材料の調達及び供給に関すること 5. 他の病院への応援依頼に関すること 6. 地区医師会との連絡調整に関すること 7. 職員の被害状況の把握と対策に関すること 8. 災害地の防疫に関すること 9. 心のケアに関すること
衛生対策部	環境経済部	環境保全課	1. ごみ収集及び処理に関すること 2. 衛生関係災害の調査に関すること 3. 災害地の清掃に関すること 4. がれきの収集及び処理に関すること 5. ペットの飼育指導に関すること 6. 仮設トイレの手配及び設置に関すること
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 財政課	1. 災害予算に関すること 2. 物品の調達及び供給に関すること（義援物資を含む） 3. 災害に伴う市税等の減免に関すること 4. 市有財産の災害調査に関すること 5. 市所有車両の配車に関すること 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関すること 7. 燃料の確保に関すること
市民情報及び財産調査・調整対策部	市民部	税務課 国保年金課 納税推進課 市民課	1. 市民等からの災害情報収集に関すること 2. り災台帳の作成に関すること 3. り災証明に関すること 4. 電話対応に関すること 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 長寿福祉課 子ども福祉課	1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関すること 2. 災害時要援護者の支援及び安否確認に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること 4. 保育対策に関すること 5. 避難所の設置及びその指導に関すること 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関すること 8. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関すること 9. 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること 10. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること 11. 県災害救助対策協議会との連絡に関すること 12. 救助物資資材等の輸送に関すること 13. り災者の医薬救護に関すること 14. 災害ボランティアに関すること

第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
避難所及び 災害時教育 対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 文化課 あじさい館	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2. 避難所の開設及び運営管理に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 4. 文化財の災害状況調査及び対策に関する事
事業所連携 及び産業保全 対策部	環境経済部	農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関する事 2. 商工業の災害関係の調査に関する事 3. 災害地の商工業の指導に関する事 4. 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関する事 5. り災者の就職斡旋に関する事 6. 救助用食糧の斡旋に関する事 7. 農作物の災害調査に関する事 8. 災害農作物の技術対策に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 10. 耕地の災害対策に関する事 11. 家畜等の災害調査に関する事 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 14. 林業関係の災害調査に関する事 15. 企業への災害復旧資金の融資に関する事
災害復旧事業 対策部	土 木 部	都市整備課 道路整備課 下水道課	1. 土木機械の運用に関する事 2. 土木災害の情報に関する事 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関する事 5. 応急仮設住宅の設置に関する事 6. 開発関係の災害の調査に関する事 7. 下水道の災害調査及び復旧に関する事 8. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画に関する事 9. 障害物の除去の実施及びその指導に関する事
現金出納 対策部	会 計 課	会 計 課	1. 災害関係費の出納に関する事 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 3. その他出納事務に関する事
給水計画、 水道応急復旧 対策部	水道事務所	水 道 課	1. 応急給水に関する事 2. 給水源の確保に関する事 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関する事 4. その他水道に関する事 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に関する事
消火・救助救急 対策部	消 防 本 部	消防総務課 警 防 課 予 防 課 指令課 西消防署 東消防署 各 消 防 団	1. 消防対策会議に関する事 2. 水防業務に関する事 3. 被災家屋からの人命救助に関する事 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 5. 災害情報の収集連絡に関する事 6. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 7. 避難誘導に関する事 8. 消防施設の被害状況に関する事 9. その他消防に関する事
議員対策部	議会事務局	議会事務局	1. 市議会議員との連絡調整に関する事
広報対策部	市 長 公 室	秘書広聴課 企画課	1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 2. 市民等への広報に関する事 3. マスコミとの連絡調整に関する事 4. 本部長特命事項に関する事 5. その他広報に関する事

第2節 動員計画

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係部課	全課

1. 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。

そのため災害発生のおそれがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表されたとき ②その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	・総務課	
警戒体制 (第1)	①大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ②その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	・総務課 ・道路・施設管理課 (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制 (第2)	①局地的災害が発生し、なお被害が拡大するおそれがあるとき 又は市長が必要と認めたとき ②その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	・全課の管理職を配備 (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	災害警戒本部を設置
非常体制	広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき。又は、市長が必要と認めたとき。	・全職員を配備	災害対策本部を設置

2) 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3) 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- ⑤動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員に電話等を用いて、動員の伝達を行う。
なお、各課には市長、副市長、総務部長をはじめ市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③電話等が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、気象状況を勘案の上、テレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できない場合、市の避難場所に指定されている最寄りの公民館、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。

なお、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

(8) 参集時の留意事項

- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、人身事故等に遭遇した場合、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

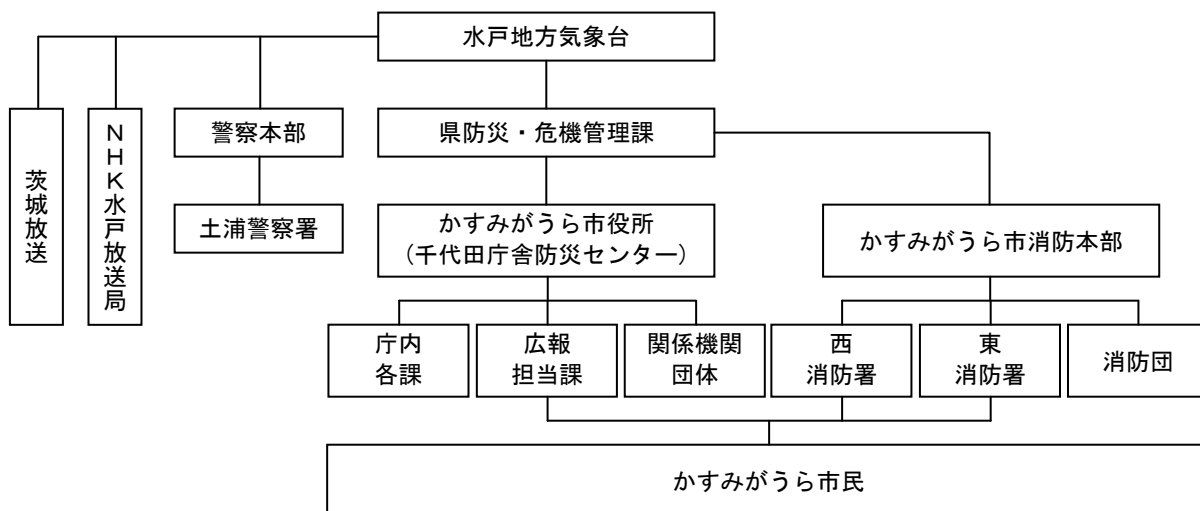
第3節 気象情報等計画

■基本的考え方

この計画は、災害時の気象情報の収集・伝達を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、消防本部
------	--------------

1. 気象情報等の伝達系統



2. 気象注意報及び警報の種類とその発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報、及び警報とその発表基準に基づき、気象情報等の伝達を行う。

3. 異常現象発見者の通報

- 1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- 2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 上記1)、2)により通報を受けた市長は、本計画の定めるところによりその旨を水戸地方気象台、知事その他の防災関係機関に通報する。
- 4) 市長は、上記3)による通報を行うと同時に、市民その他の団体等に周知する。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、消防本部
------	--------------

1. 災害情報の収集・報告

次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

情報の収集・報告にあたっては、行政区および自主防災組織等との連携体制を構築し、協働により効率化を図れるよう努める。

- ・災害対策本部が設置されたとき。
- ・災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

<報告先>

茨城県防災・危機管理課	電話 029-301-8800 (直通)	FAX 029-301-2898
消防庁震災等応急室	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537

災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

2. 報告の方法

- ・被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- ・有線が途絶した場合は、茨城県防災行政無線電話、茨城県非常無線通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局を利用し、県に対し報告又は連絡するものとする。
- ・通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努めるものとする。

第5節 通信計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するため定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、社会福祉課、消防本部、消防団
------	------------------------

1. 災害時の通信手段

1) 一般市民への伝達手段

- ・公衆通信(電話、電報)
- ・広報車
- ・サイレン、警鐘
- ・インターネット(エリアメール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど)

2) 防災関係機関の通信手段

- ・市防災行政無線
- ・公衆通信
- ・県防災行政用無線
- ・他機関の通信施設

2. 災害時における通信の利用方法

1) 市地域防災無線の利用

防災関係機関は、地域防災無線を利用し、災害時の通信を行う。

2) 非常緊急通話の利用

災害時の加入電話が混み合い電話がかかりにくい場合において、応急対策等による連絡の必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。

【具体的な利用方法】

(1) 利用する電話機

東日本電信電話株式会社茨城支店の承認を受けたもの(TEL 0299-59-2115)

(2) 非常、緊急通話の申し込み手順

(1)に掲げる電話機により102番をダイヤルし、自分の電話機の指定番号及び「非常」又は「緊急」の内容を告げ申し込む。

3) 非常緊急、電報の利用

非常、緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して申し込む。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者氏名を電報取扱局等に申し出る。非常・緊急通話(電報)の内容及び利用し得る防災関係機関の範囲は、上記非常・緊急通話の内容等による。

4) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

5) 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡にあたって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関係機関の利用についても協力する。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・消防庁消防防災無線設備 | ・漁業無線設備 |
| ・茨城県防災行政無線設備 | ・気象通信設備 |
| ・警察電話(有線・無線)設備 | ・茨城交通通信設備 |
| ・各消防無線設備 | ・国土交通省無線設備 |
| ・東京電力通信設備 | ・その他防災関係機関の専用通信設備 |
| ・J R通信設備 | |

6) 公衆電気通信設備が利用できない場合

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災害対策基本法第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| ・警察通信設備 | ・消防通信設備 | ・水防通信設備 | ・航空通信設備 |
| ・気象通信設備 | ・鉄道通信設備 | ・電力通信設備 | ・自衛隊通信設備 |

(2) 事前協議

知事及び市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

(災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。)

(3) 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、警察本部との協定に基づき原則として次の申込書による(別表1)。

但し、緊急やむを得ない場合は、電話(4444)又は口頭により行う。

7) 非常通信の利用

市長は災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときには、非常通信を利用する。

なお、非常通信は無線局の免許人が自ら送受信するほか防災関係機関からの依頼に応じて送受信する。

また、無線局の免許人は防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

別表 1

(警察電話使用申込書)	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の 受信者名並びに連絡済みの時間を記入
平成 年 月 日 茨城県警本部長 (〇〇警察署長) 殿 申込者 氏名 印	

(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者 氏名印は正のみとする。

＜頼信の手続き＞

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

- ①宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- ②本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあけない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように)を記入する。
- ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、又は末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

8) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の優先電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

9) 相互通信無線電話の利用

災害現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能、若しくは著しく困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

11) 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害対策のため必要がある場合、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼するものとする。

12) アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア担当窓口の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受け入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

災害時の情報伝達を迅速にするため、アマチュア無線ボランティアとの災害時協定の締結を進める。

第6節 広報計画

■基本的考え方

この計画は、報道機関に対する情報発表と市民に対する広報活動を行うために定めるものである。

関係部課	総務課、秘書広聴課、企画課
------	---------------

1. 市民等への広報の方法

1) 広報の方法

市内の資機材を活用して次の方法により、住民等への広報を行う。

- (1) 防災行政用無線
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) ハンドマイク等による呼びかけ
- (4) 広報誌、ビラの配布
- (5) インターネット（エリアメール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど）
- (6) 立て看板、掲示板等（防災施設、避難所、避難場所など）

2) 広報の内容

(1) 災害発生前

気象情報、予報等、発生が確実とされる災害情報

(2) 災害発生後

- ①災害発生状況
- ②気象・地震に関する情報
- ③災害応急対策の状況
- ④道路及び交通情報
- ⑤地域住民のとりべき措置
- ⑥避難の指示、勧告
- ⑦その他必要事項

2. 報道機関への情報発表の方法

市は、報道関係機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が行うものとする。

3. その他、他機関との連携による広報の実施

1) 報道機関との連携

市は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

2) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に対し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第7節 消防活動計画

■基本的考え方

この計画は、火災、水害、震災等に際し、消防活動を円滑に実施し、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減するために定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、健康増進課、社会福祉課、消防本部
------	--------------------------

1. 消防活動体制の整備

市は、市域における火災、水害、震災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておく。

さらに、その区域内における崖崩れ及び浸水危険区域等について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

2. 応援協力体制の確立

火災、水害、震災等の非常事態時における消防活動の万全を期するため、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請依頼を行う。

3. 火災気象通報

消防本部は消防法第22条の規定に基づき、水戸地方気象台長からの火災についての気象情報を受理した場合は市に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは火災警報を発令する。

4. 救急業務

1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速、適正化を図る。

2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、規模・内容等を考慮して、直ちに市内の医師及び医療関係者等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ、隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

市内には救急告示医療機関や救命救急センター等が存在しないことから、隣接する石岡市、土浦市や関係機関を交えて傷病者の搬送に関する体制について予め協議して円滑な運用を図る。

4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の可能な施設を予め明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

5) 医療資機材の確保

傷病者に対しては、大量の医療用資機材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、地区医師会等と協議して円滑な運用を図る。

6) 民間ボランティア組織の積極的な受け入れ

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報・連絡・傷病者の移送等の協力を得るところが少なくないので、医療活動も含め、民間ボランティア組織を予め調査し、災害時における医療活動に関する協定など、円滑で十分な協力が得られるよう配慮する。

7) 初期救急医療体制の整備

市内には救急医療施設が不足していることから、特に、休日、夜間等における応急的な処置に対応できるよう、休日夜間急患センター及び当番医制の充実を図るとともに、救急医療施設の設置について予め検討し、円滑な運用を図る。

第8節 水防計画

■基本的考え方

この計画は、霞ヶ浦において、豪雨や台風等の影響による水位上昇に対する必要な水防活動を行うため、その警戒体制を定めるものである。

関係部課

総務課、企画課、社会福祉課、都市整備課、道路整備課、下水道課、農林水産課、教育委員会、消防本部

1. 水防警戒体制の整備

市は、霞ヶ浦に隣接した地域の浸水被害を軽減するため、関係機関との連絡体制および警戒体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制を図るものとする。

また、霞ヶ浦の水防基準水位別の水防活動を迅速かつ的確に図るために、現場・連絡・対応にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進する。

2. 水防活動

1) 警戒・監視

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所の発表基準に応じた「水防警報」が発令された場合、その水防基準水位に応じた警戒体制を速やかに設置するとともに、巡視による監視を行う。

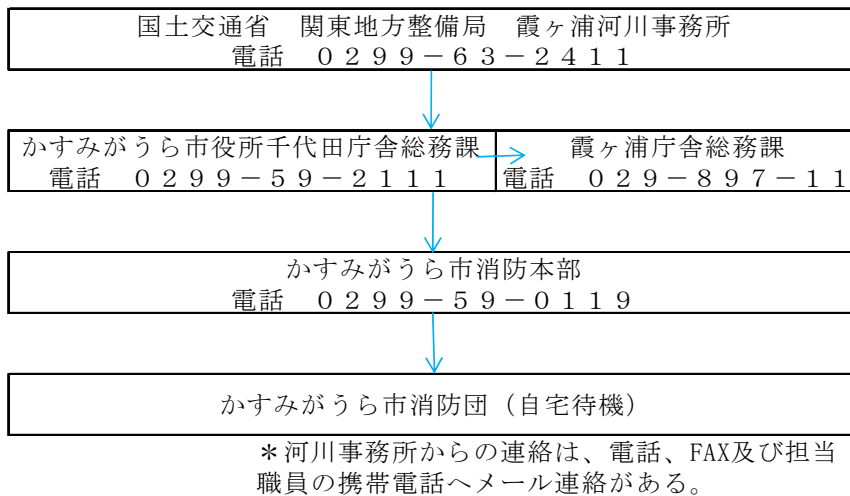
2) 水防活動報告

水防警報の発令から解除までの間は、巡視により得られた現場状況や水防活動状況について、連絡体制に従い報告を行う。

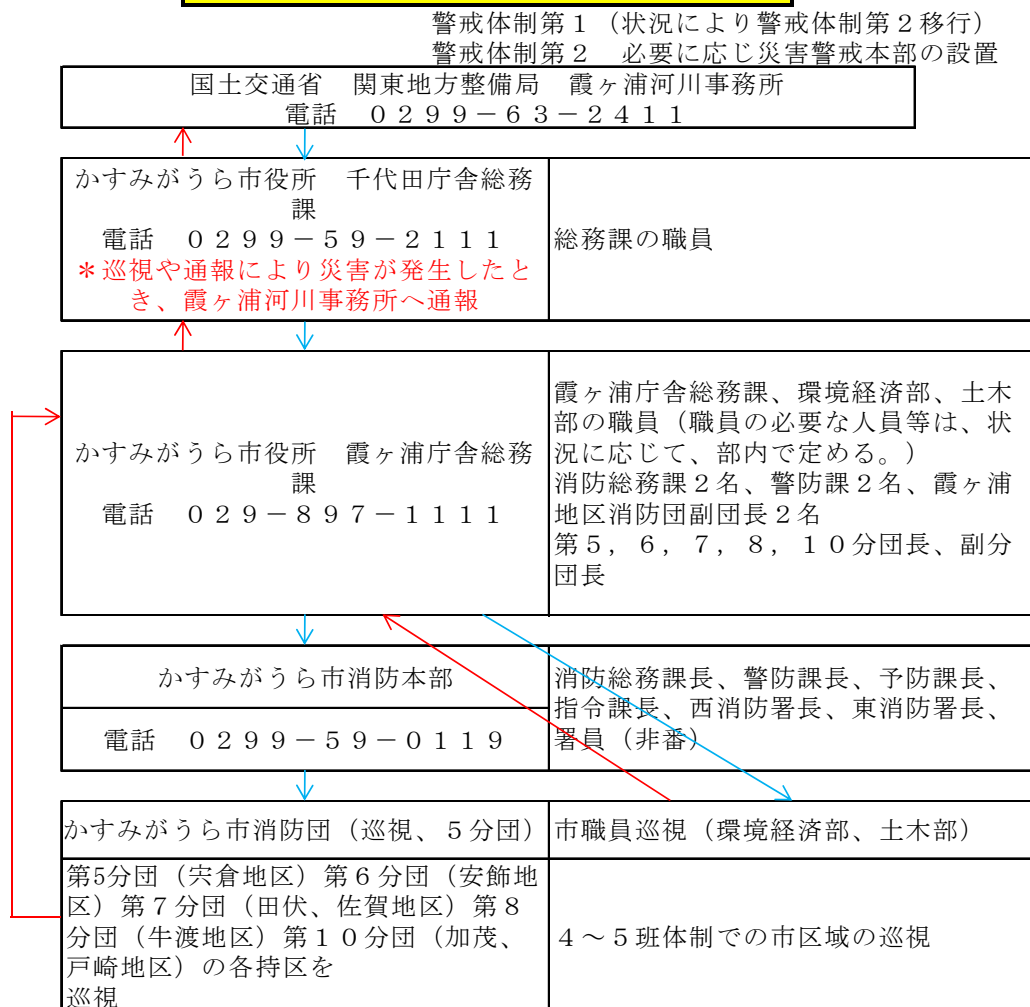
3) 水防作業

巡視により異常を発見した場合は、直ちに、土のう積み等のその現場状況に応じた応急対策を行う。

水防団待機水位 1. 5 m



はん濫注意水位 2. 1 m



巡視において、異常を発見した場合の措置

*直ちに、→により連絡する。

*千代田庁舎総務課（対策本部）は、霞ヶ浦河川事務所へ通報。

*土のう積み等応急対策は、消防団を中心に行う。

避難判断水位 2. 4 m

警戒体制第2 災害警戒本部の設置。災害対策本部の設置検討・全職員自宅待機指示

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所

電話 0299-63-2411

かすみがうら市役所 千代田庁舎

電話 0299-59-2111

*巡視や通報により災害が発生したとき、霞ヶ浦河川事務所へ通報

市長、副市長、教育長、総務部長、市長公室長、保健福祉部長、市民部長、環境経済部長、土木部長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、消防長、消防団長、市長公室、総務部（霞ヶ浦庁舎総務課を除く。）、市民部（霞ヶ浦窓口センターを除く。）、保健福祉部（健康増進課を除く。）の管理職員及び職員（職員の必要な人員等は、状況に応じて、部内で定める。）、総務課の職員

かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎

霞ヶ浦庁舎総務課長

電話 029-897-1111

環境経済部、土木部、教育委員会、農業委員会、霞ヶ浦窓口センター及び健康増進課の管理職員及び職員（職員の必要な人員等は、状況に応じて、部内で定める。）、霞ヶ浦庁舎総務課の職員
消防総務課2名、警防課2名、霞ヶ浦地区消防団副団長2名
第5, 6, 7, 8, 10分団長、副分団長

かすみがうら市消防本部

電話 0299-59-0119

消防総務課長、警防課長、予防課長、指令課長、西消防署長、東消防署長、署員（非番）

かすみがうら市消防団（巡視、5分団）

第5分団（宍倉地区）第6分団（安飾地区）第7分団（田伏、佐賀地区）第8分団（牛渡地区）第10分団（加茂、戸崎地区）の各持区を巡視

市職員巡視（環境経済部、土木部）

4～5班体制での市区域の巡視

巡視において、異常を発見した場合の措置

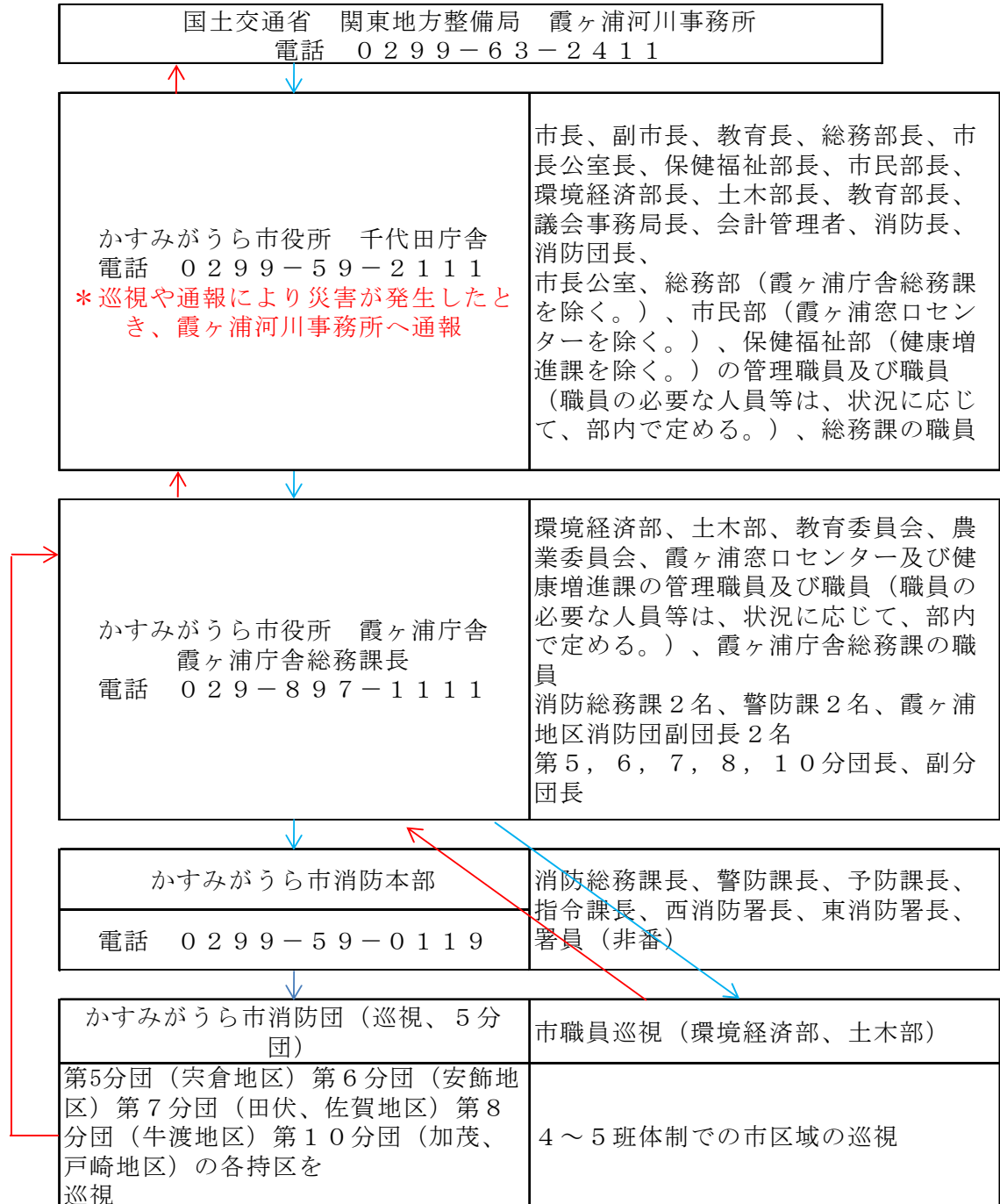
*直ちに、→により連絡する。

*千代田庁舎総務課（対策本部）は、霞ヶ浦河川事務所へ通報。

*土のう積み等応急対策は、消防団を中心に行う。

はん濫危険水位 2. 5 m

警戒体制第2 災害警戒本部の設置。災害対策本部の設置検討・全職員自宅待機指示



巡視において、異常を発見した場合の措置

*直ちに、→により連絡する。

*千代田庁舎総務課（対策本部）は、霞ヶ浦河川事務所へ通報。

*土のう積み等応急対策は、消防団を中心に行う。

第9節 災害警備計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生した場合、様々な社会的混乱が予想されるため、市民の安全確保、財産の保護等の社会秩序の維持に努める事項を定めるものである。

関係部課	総務課、学校教育課、生涯学習課
------	-----------------

1. 防犯パトロール

市は、土浦警察署等の関係機関に連絡・要請を行い、「県警察災害警備計画」に応じた警備体制と連携し、災害警備活動の連絡体制を図るとともに、被災地域の防犯パトロールを行い、犯罪の予防等に努める。

2. 自主防災組織の防犯対策の推進

各行政区における防犯対策は、自主防災組織による防災活動を促進し、自警組織の編成を促すとともに、自らの居住区域の警戒巡視を行い、盗難（空き巣）等の犯罪の予防及び火災の予防、通電火災等の出火防止、早期発見に努める防犯対策を推進する。

3. 避難所の防犯対策

避難所活動職員は、各避難所において自主防災組織や避難者から組織化される避難所運営委員会と連携し、避難所内における犯罪及び火災の予防に努める。

また、犯罪及び火災の予防に当たっては、土浦警察署と連携を図り、指導を受けるものとする。

第10節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたす恐れがあるときに行う交通規制、及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項。また、それに伴う交通の混乱対応を定めるものである。

関係部課	都市整備課、道路整備課
------	-------------

1. 代替輸送

J R 常磐線が被災し運行不能となった場合は、常磐自動車道及び国道6号の通行性を確保し、広域からの物資輸送を可能とする。

市有自動車不足している場合は、輸送業者に輸送委託又は自動車の調達を要請する。なお不足のときは、県有自動車を要請する。

2. 交通規制の種別

1) 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限(重量制限を含む)するものとする。

2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車両の通行の禁止や交通の規制を行うものとする。

3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

4) 道路通行規制に関する基準及び具体的対策

豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」(茨城県)及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」(茨城県)に基づき実施する。

3. 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとし、併せて道路管理者等に速やかに通知する。

4. 関係機関別実施者

1) 道路管理者

道路管理者は、道路法第46条により道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行う。

2) 市本部

市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したがその管理者が規制することができない状況にあるときは、市長は直ちに警察に連絡して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定し、立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

5. 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって自動車交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。

したがって、道路・橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。

- ・迂回路を確保し、これを標示する。
- ・被害が甚大の場合、市内の建設業者から、労力の応援を得て復旧にあたる。

6. 安全な交通の確保

自動車交通は、道路施設の被害や社会的混乱により交通の混乱が予想される。

そのため、土浦警察署等の関係機関に連絡・要請を行い、「県警察災害警備計画」に応じた警備体制との連携体制を確立し、市民の徒歩による避難誘導の促進、ならびに病人やけが人の搬送、物資輸送等の防災活動を円滑に図れるように交通秩序の確保に努める。

第11節 避難計画

■基本的考え方

この計画は、災害に際し、危険区域にある住民を安全に避難させ人身被害の軽減を図るため、又は、災害により現に被害をうけ、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館等に収容し保護するために定めるものである。

関係部課

総務課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課、あじさい館、文化課、消防本部

1. 避難準備・避難勧告・避難指示

1) 避難準備・避難勧告・避難指示を行う者

避難の準備、勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携を図りながら実施する。

また、法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難準備・避難勧告・避難指示を行う者

①市長(法第60条)

②警察官(第61条、警察官職務法第4条)

③水防管理者(市長、市水防事務管理者)(水防法第22条)

④知事又はその命を受けた県職員(水防法第22条、地すべり等防止法第25条)

⑤災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る(自衛隊法第94条))

(2) 市長の役割

市長が大規模な災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行う。

ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(3) 警察の役割

警察官は生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、市長が行う避難の準備、勧告又は指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2) 避難準備・避難勧告・避難指示の対象者

避難準備・避難勧告・避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

2. 避難を要する事態

市長は次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。

1) 河川等の洪水により避難を要する場合

- ・水戸地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ・関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ・河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ・河川等が警戒水位を超え、洪水のおそれがあるとき。
- ・その他水防管理者が必要と認めたとき。

2) 土砂災害その他により避難を要する場合

- ・大雨等によりがけくずれ、地すべり等の発生するおそれがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと判断されるとき。
- ・火災が拡散し、又は拡大するおそれがある場合
- ・ガスの流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予想されるとき。
- ・その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

3. 避難準備・避難勧告・避難指示の発令基準

市において、避難の準備、勧告又は指示を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などを指標として判断する。なお、判断にあたっては、上流域の雨量水位の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

1) 判断の目安

(1) 避難準備

避難準備の発令基準 (災害時要援護者避難)	①大雨洪水注意報又は大雨洪水警報、暴風警報等が発せられ避難の準備を要すると判断されたとき。 ②河川が警戒水位を超え、今後の雨量などにより、水位が上昇するおそれのあるとき。 ③その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。
----------------------------------	---

(2) 避難勧告

避難勧告の 発令基準	①気象台から記録的短時間大雨情報(茨城県の発表基準：1時間降水量100mm以上)があったとき。 ②土砂災害警戒情報があったとき ③河川が危険水位を超え、今後の雨量などにより、洪水のおそれのあるとき。 ④時間あたりの雨量が50mmを超え、なおも同程度の雨量が見込まれるとき。 ⑤その他人命保護上、避難の勧告を要すると認められるとき。
---------------	---

(3) 避難指示

避難指示の 発令基準	①状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ②災害が発生した後、二次災害のおそれが迫っているとき。 ③その他緊急に避難する必要があると認められるとき。
---------------	--

4. 避難準備・避難勧告・避難指示の内容

避難準備、避難勧告、避難指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ・避難対象地域(地区名、施設名等)
- ・避難先(避難所の名称)
- ・避難経路(避難経路の名称)
- ・避難の準備、勧告又は指示の理由(避難要因となった危険要素の所在地)
- ・その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等)

5. 避難準備・避難勧告・避難指示の伝達

1) 関係地域住民等への周知

避難の準備、勧告又は指示をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。

なお、指示・勧告の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障害者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 住民への周知・伝達の手段

- ①防災無線、警鐘等の利用。
- ②ラジオ・テレビ等メディアの活用。
- ③広報車の利用。
- ④周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達。
- ⑤文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用。
- ⑥インターネット(エリアメール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- ⑦その他あらゆるメディアを使った呼びかけ。

(2) 県知事への通報

次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする。

- ①避難のため立ち退き勧告又は指示したとき。
- ②避難の必要がなくなったとき。
- ③避難のため立ち退き先を指示したとき。
- ④警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨、市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- ①発令者
- ②発令の理由及び発令の日時
- ③避難の対象区域
- ④避難先
- ⑤その他

(3) 放送事業者への連絡

市長が避難の準備、勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から準備、勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、速やかに放送事業者に対しFAXによって連絡するものとする。

(4) 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難の準備、勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から準備、勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- ①県の関係機関(防災・危機管理課、土浦保健所、土浦警察署等)に連絡し協力を要請する。
- ②避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- ③避難の為、近隣市町村への協力を求めなければならない場合に備えて、近隣市町村に対しても連絡を行う。

6. 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、当該区域の住民に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。警戒区域の設定を行った者は、避難の準備、勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

7. 避難の誘導方法

1) 避難の誘導を行うもの

(1) 危険地域における誘導

避難の準備、勧告及び指示が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。

配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたりとともに警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

各地区の避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部より派遣された複数の市職員と協力し、安全な地域へ誘導する。

(3) 災害時要援護者施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など災害時要援護者施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。

なお、災害時要援護者施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

(4) 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

2) 避難の方法

(1) 避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

(2) 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭い、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(3) 避難順位

災害時要援護者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

8. 避難所及び避難場所の設置

- ・避難所及び避難場所は別表に示す学校、公民館等既存建物を利用することを原則とするが、必要に応じ地区の公民館等も利用する。避難所及び避難場所が利用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、または天幕を設営するなどの措置をとる。
- ・避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- ・避難所及び避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ・高齢者等災害時要援護者に配慮するとともに、必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- ・災害特設公衆電話の設置について、必要に応じ東日本電信電話株式会社茨城支店に対し要請する。

9. 避難者の実態把握

1) 避難者名簿の作成

避難所及び避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難した市民等に記入してもらう。

さらに、記入されたカードより避難者名簿(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)を作成する。

2) 災害時要援護者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要援護者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。

[避難所及び避難場所一覧]

避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの

《避難所兼避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	339
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	805	402
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	2, 115	1, 057
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	516	258
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	805	402
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	698	349
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	980	490
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	928	464
9	下大津小学校	加茂 4469	029-828-1010	550	275
10	美並小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	715	357
11	南中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	1, 545	772
12	牛渡小学校	牛渡 2873	029-897-1241	550	275
13	佐賀小学校	坂 2039-1	029-896-1004	544	272
14	安飾小学校	安食 2235	029-896-1007	544	272
15	北中学校	下軽部 1232	029-896-1213	1, 205	602
16	志土庫小学校	穴倉 1594	029-897-1225	550	275
17	穴倉小学校	穴倉 5462	029-897-1235	548	274
18	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	1, 372	686
19	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	1, 495	747
計		19施設		17, 142	8, 568

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、緊急対応時の段階での就寝可能な面積を1人あたり2m²として算出している。

第2章 災害応急対策計画 第11節 避難計画

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	備考
1	老人福祉センター	上佐谷 33	0299-59-4648	
2	やまゆり保育所	五反田 298-20	0299-59-2172	
3	第2常陸野公園	中佐谷 671-1	—	
4	関鉄自動車工業	上稲吉 1828	0299-59-3115	
5	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882	
6	稲吉ふれあい公園	稲吉 4-10-1		
7	勤労青少年ホーム	稲吉 2-6-25	029-831-5896	
8	働く女性の家	稲吉 3-15-67	029-831-2234	
9	逆西防災広場	稲吉 2-9-18	—	
10	牛渡地区公民館	牛渡 2862-3	029-897-1255	
11	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	
12	安飾地区公民館	安食 1075-1	029-896-1230	
13	志土庫地区第1公民館	穴倉 3622-4	029-897-1253	
14	志土庫地区第2公民館	西成井 85	029-897-1252	
15	大塚ふれあいセンター	下稲吉 1868-22	0299-59-4088	
16	千代田保健センター	上土田 433-2	0299-59-3645	
17	霞ヶ浦保健センター	深谷 3671-2	029-898-2312	
	計	17施設		

10. 避難所及び避難場所に関する報告

避難所及び避難場所を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ・ 避難場所開設の日時、場所及び施設名
- ・ 収容状況及び収容人員

11. 避難所の開設及び運営

1) 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要援護者優先スペース及びその他区画の指定

避難所の開設は原則として、市長が行う。

避難所は、地域の避難所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難住民の安心感を保つよう配慮する。

部屋の割り振りは、可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

<居住区域の代表者(班長)の役割>

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルール徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要援護者への配慮徹底
- ⑦その他避難場所の秩序維持に必要と思われる事項

2) 避難所の開設

被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。

(1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

②設置場所

- ア 避難所として予め指定している施設
- イ 避難場所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 避難所開設の要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

①避難所開設の目的

②箇所数及び収容人員

③開設期間の見込み

3) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、市職員を各避難所に配置し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等により避難所運営を行う。その際、運営に女性の参画を推進し、避難の長期化等に伴う男女のニーズの違い等について、男女双方の視点による配慮に十分に努める。

さらに、避難所の確保について、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、早期解消に努める。その際、必要に応じて、県、近隣市町村に対して協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

<避難所開設・運営の手順>

手順①：本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する

手順②：配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け入れに際して障害となる物を移動、除去する

手順③：災害時要援護者の優先スペースを確保する

手順④：避難者の受け入れスペース確保する

手順⑤：避難者を受け入れスペースに誘導する

手順⑥：けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する

手順⑦：避難場所内に事務室を開設する

手順⑧：電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する

手順⑨：災害時要援護者、病人等を移送する

(本部との連絡による受け入れ先の確認)

手順⑩：避難者名簿(カード)を配布・作成する

手順⑪：区長や民生委員児童委員等と協力し、安否を確認する

特に災害時要援護者の所在を確認する

手順⑫：行政区画の割り振り、誘導をする

手順⑬：住民班長を決定する

手順⑭：食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする

手順⑮：避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜)する

手順⑯：避難所運営に伴う記録を作成する

4) 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに入浴の提供を行う。

また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

5) 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態や精神状態の把握及び健康相談を行い、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

① 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

② エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

③ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

④ 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

⑤ 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 要援護者の把握

避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

6) 精神保健、心のケア対策

(1) 被災者の心理的ケアに対応するため、必要に応じ、県へ心のケアチームの派遣を要請するとともに、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要なものへの治療にあたりとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。

さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

(2) 市は、保健所及び精神保健福祉センターと連携して次のことを行う。

① 第1段階

- ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

- ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③ 第3段階

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(3) 市は、保健所と連携して、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(4) 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付する。

- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

12. 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

第12節 食糧供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができず、又、食糧の販売機構が麻痺し、食糧の購入が困難な被災者に対し、応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時的縁故等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するために定めるものである。

関係部課	社会福祉課、長寿福祉課
------	-------------

1. 実施責任者

食糧の供給は災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

さらに、市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

なお、供給にあたっては、避難者数または被災者数に応じた供給量を提供可能な供給体制、方法の構築に努めるものとする。

2. 対象者

- ・避難場所に収容された者
- ・住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水等のため、炊事ができない者
- ・食糧購入困難な災害時要援護者等
- ・住家に被害を受け、一次縁故先等へ避難する者
- ・旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- ・災害復旧作業に従事する者

3. 食糧の供給

- ・炊き出しその他による食糧の供給は、次項以降に定める主要食糧の応急供給による米穀、乾パン又は食糧品店等から購入した弁当、パン等により行い、供給にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。

また、必要に応じて漬け物及び野菜等の副食、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給する。なお、乳児に対する供給は原則として粉ミルクとする。

- ・米穀による炊き出し供給は、避難計画に基づく避難場所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ・炊き出し供給のための調味料、副食等は関係業者から調達し被災者に支給する。

4. 費用の範囲

「食糧供給」のため支出する費用は、季別（災害の発生をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

5. 実施期間

炊き出しその他による食糧供給の期間は災害発生の日から7日以内とするが、状況によっては延長する。ただし被災者が一次縁故先等へ避難する場合、3日分以内を現物により支給することができる。

6. 主要食糧の応急供給

1) 応急供給は、次に掲げる事項で、市長が供給の必要を認めたときに行う。

(1) り災者に対し、炊き出し等による食糧の供給を行う場合。

(2) り災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、販売業者を通じないで供給を行う必要がある場合。

(3) 災害地における救助作業、緊迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

2) 供給食糧

供給食糧は原則として米穀とするが、消費の実情等に応じ乾パンとする。

3) 供給数量

供給数量は、次に掲げる一人あたりの基本数量に市長が必要と認める供給者数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

区 分	数 量		備 考
	米穀	乾パン	
1) の (1) の場合	一食あたり200精米グラム	一食あたり1包 (115g入り) 以内	乾パンは、市長が必要と認めた場合、先の数量の外に供給することができる。
1) の (2) の場合	一日あたり400精米グラム		
1) の (3) の場合	一食あたり300精米グラム		

4) 調達方法

(1) 市内業者や他市町村からの調達

市長は、販売業者から所要の米穀を購入し、り災者に供給する。

(2) 県からの調達

市長は、市内の販売業者等から調達しても、さらに不足が生じたときは、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する。

(3) 政府所有食糧の調達

市長は、市内業者等や県、他市町村からの調達を行っても応急食糧が必要と認める場合は、知事を通じて政府所有応急用米穀の引き渡しを要請し調達する。

5) 供給必要人員の報告

市長は、応急食糧の供給を必要とする人員を知事に報告する。

第13節 衣料・生活必需品等供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するために定めるものである。

関係部課	社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課
------	--------------------

1. 実施者

生活必需品の供与又は貸与は、災害対策本部長の指示の基に行う。

市限りでは困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

なお、供給にあたっては、避難者数または被災者数に応じた供給量を提供可能な供給体制、方法の構築に努めるものとする。

2. 対象者

- ・災害により住家に被害(床上浸水以上)を受けた者
- ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ・被服、寝具その他生活必需物資がないため直ちに日常生活を営むことが困難である者

3. 衣料・生活必需品等の供与又は貸与

1) 供与又は貸与の方法

物資の配分については、全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて配分する。

2) 供与又は貸与の品目

- (1) 寝具 … 毛布及び布団等
- (2) 外衣 … 作業服、婦人服、子供服等
- (3) 肌着 … シャツ、パンツ、オムツ等
- (4) 身回り品 … タオル、はき物、雨具等
- (5) 炊事用具 … 鍋、釜、包丁、バケツ等
- (6) 食器 … 茶碗、皿、箸等
- (7) 日用品 … 石鹸、歯ブラシ等
- (8) 光熱材料 … マッチ、ローソク、プロパンガス、灯油等
- (9) その他 … ビニールシート等

4. 調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を市内関係業者との密接な連携により行う。

5. 費用の範囲

「被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与」のため支出する費用は季別(災害発生の日をもって決定する)及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

6. 実施期間

災害発生の日から10日以内とし状況に応じて延長できるものとする。

第14節 給水計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため飲料水が枯水又は汚染し、飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するために定めるものである。

関係部課	総務課、水道課、企画課
------	-------------

1. 実施者

飲料水の供給及び水道施設の応急復旧は、災害対策本部長の指示の基に実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、供給にあたっては、避難者数または被災者数に応じた供給量を提供可能な供給体制、方法の構築に努めるものとする。

2. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者を対象に行うものとする。この場合、医療施設、避難場所、福祉施設等の施設については他に優先して供給する。

3. 給水方法等

1) 住民への広報

断水した場合には、市防災行政用無線、広報車等により住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について、広報を実施する。

また、住民等が自助努力によって飲料水を確保する場合は、衛生上の注意事項等を含めた広報を実施する。

なお、茨城県水道用水供給事業者と連携を図り、情報の伝達に努める。

2) 給水方法

取水地点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を活用して、給水拠点まで運搬し給水する。

なお、給水方法としては、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等により行う。

4. 確保方法

応急飲料水については、被災後、使用可能な水道施設(消火栓等)により、仮設配水管を敷設し飲料水を確保するものとする。

5. 給水量

被災者に対する最低給水量は、1人1日3リットルとするが、給水能力増強見込み及び水道施設の復旧状況に応じ、飲料水以外の生活用水についても漸次、給水量を増加する。

6. 費用の範囲

費用の範囲は、給水に必要な機械、器具の借り上げ賃、修理費及び燃料費。また、浄水用薬品及び資材費も含む。

7. 応急復旧**1) 応急復旧方針**

水源(取水)施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設(送配水管、配水本管、配水小管)給水装置の順に復旧する。

2) 応援・協力

市は、指定水道工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事者等の応援又は協力を求める。

また、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

水道工事事業者、水道資機材の取り扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水復旧活動に協力するものとする。

第15節 災害時要援護者安全確保対策計画

■基本的考え方

この計画は、発災時に、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など災害時要援護者に対する安全確保及び必要な救助に関する措置について定めるものである。

関係部課

社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、健康増進課、総務課、環境保全課

1. 計画方針

発災時に、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、肢体不自由者、及び視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握が困難になる災害時要援護者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2. 実施機関

- ・市は、災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策を図るため、施設管理者に対し、予防を含め安全性確保対策について指導するとともに、災害時の応急対策の実施について要請する。
- ・在宅災害時要援護者に対する安全確保対策は、市が実施する。
- ・本市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3. 災害時要援護者関連施設入所者等に対する安全確保対策

1) 救助及び避難誘導

施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要援護者関連施設に受入先を確保する。

3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4) 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設や

ボランティア等へ協力を要請する。

5) 巡回相談の実施

被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要援護者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4. 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

1) 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

2) 搬送体制の確保

災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要援護者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、災害時要援護者の搬送活動を行う。

3) 要援護者の状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮

災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。

5) 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

5. 外国人に対する安全確保対策

1) 外国人の避難誘導

広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2) 安否確認、救助活動

警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3) 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するためテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(3) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

6. 帰宅困難者対策

震災直後は、救助・救援活動、応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2) 企業の取り組み

(1) 従業員の待機

企業等は、天候回復の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、帰宅化が困難な従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーク・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

7. 義援物資対策（義援物資の供給）

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。

このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

1) 情報の収集・発信

各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

また、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

8. 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

1) 愛玩動物受け入れのための配慮

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため、住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るために定めるものである。

関係部課	総務課、都市整備課、道路整備課、水道課、あじさい館
------	---------------------------

1. 実施者

応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

1) 住家が全焼、全壊、または流失した者

2) 居住する住家がない者

3) 自らの資力で住家を確保することができない者

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者

(2) 特定の資産のない失業者

(3) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(4) 特定の資産のない勤労者及び中小企業者

(5) 上記に準ずる経済的弱者

3. 応急仮設住宅の建設

1) 設置場所

下記の場所に設置するものとするが、災害規模、災害種別に応じ、用地が不足する場合は、適宜、小中学校グラウンド等の市の公有地を設置場所として指定する。

名称	所在地	設置有効面積
あじさい館（コミュニティー広場）	深谷3719-1	10,000m ²
稲吉ふれあい公園	稲吉4-10-1	4,000m ²

2) 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は、「茨城県災害救助法施行細則」に定める規模を基準とする。

3) 着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。その供与期間は完成の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

4) 設置計画の作成等

市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。

5) 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを基に必要な住宅の借り上げを行う。

4. 住宅の応急修理

1) 実施者

住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

2) 対象者

住家が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理ができない者

3) 実施方法

被災世帯個々の修理計画を作成し、実施する。

4) 費用の範囲

費用の範囲は、材料費、労務費、輸送費、工事事務費とする。

5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内の完成に努めるものとする。

5. 災害用復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

- ・農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、国有林の供給を行うこととしている。
- ・災害復旧用材の供給は、知事、市長が要請する。

第17節 医療・助産計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため、医療機関が混乱し、被害地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るために定めるものである。

関係部課

健康増進課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、消防本部

1. 実施者

医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

- ・災害のため、医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- ・災害のため、助産の途を失った者で、現に助産を要する状態の者

3. 医療及び助産の実施体制の確立

1) 情報の収集伝達

市は、災害時医療体制を早期に確立するために、県及び災害医療拠点等を有する周辺市、消防機関、周辺市医師会(土浦医師会、石岡医師会)との連携のもと、次の内容について情報収集を行う。

そのため、平常時から、関係機関との連携を緊密に保つとともに市内病院、診療所及び災害医療拠点病院等との通信体制を整備するものとする。

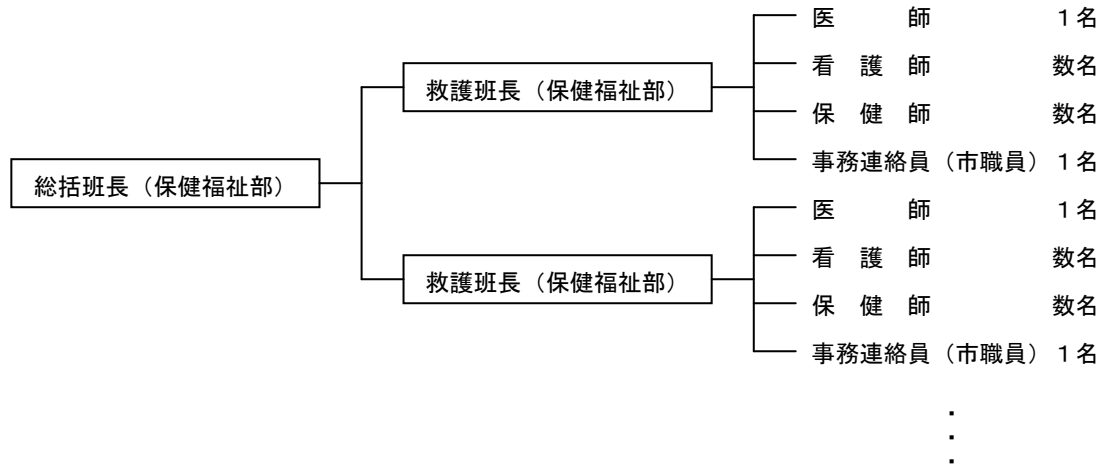
- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難場所、医療救護所の設置状況
- (3) 重傷者の収容状況
- (4) 医薬品等医療資機材の受給状況
- (5) 医療施設、医療救護所等までの交通状況
- (6) その他医療体制確立に向けて参考となる情報

2) 現地対策本部の設置

必要に応じて医療救護班を編成し出勤するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でない認められるときに、県及びその他関係機関に協力を要請する。

3) 医療救護班の編制

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、必要に応じて複数班を編成する。また、市で編成する救護班のみで対応が困難と判断される場合は、市長を通じて知事へ協力要請を行う。



(1) 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④死亡の確認
- ⑤死体の検案
- ⑥その他状況に応じた処置

(2) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

4) 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ①医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- ②医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき。
- ③時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- ④災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。

(2) 設置場所

市長は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- ①地区別の被災状況や負傷者の状況等を勘案し、小中学校をはじめとする市の公共施設に適時、医療救護所を設置する。
- ②設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)について管轄保健所に報告する。
 - ア 設置場所(医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等)
 - イ 医療救護班の必要性の有無(医師、看護師等具体的な内容)
 - ウ ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)
 - エ 医療品等の必要性の有無
- ③速やかに広報車や無線等を使用して、医療救護所の開設状況等を住民に広報する。
- ④災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

(3) 開設及び運営

①設置統括と資機材の調達及び輸送

医療救護所が設置された後、派遣された救護班との連絡により、救護医療に必要な資機材の確認を行った上で、資機材の調達及び輸送を行う。

また、医療救護所の開設及び運営実務統括は医師及び保健福祉部が行い、市職員、消防署がそれを支援する。

②救助業務協力者の支援体制の確立

救助活動に協力させることのできる下記の者について、関係機関・団体等を通じてあらかじめ必要事項を調査するとともに、救助活動に対する協力を要請しておくものとする。

- ア 医師・歯科医師及び薬剤師
- イ 保健師・助産師及び看護師
- ウ 土木技術者及び建築技術者
- エ 大工・左官及びとび職
- オ 土木業者・建築業者及びその従事者
- カ 鉄道・バス経営者及びその従業者
- キ 貨物自動車等の運送業者及びその従業者

③周辺市医療機関への協力要請

市内医療機関による救護活動だけでは困難な場合、石岡市、土浦市の医療機関の協力を要請する。

4. 医療及び助産の実施

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して、医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

1) 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

2) 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前、分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生資材の支給

5. 広域医療拠点との連携

1) 収容可能医療機関の確保

市内に確保された医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災を免れた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

また、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県と協議し、後方医療施設(精神病院を含む)を確保する。

2) 重傷者等の搬送

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。

消防本部で救急自動車を確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

6. 医薬品・資機材等の確保

災害時の医薬品等は、可能な限り保健所、医療機関、医薬品販売店等で確保するものとし、不足する場合は茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保する。

7. 後方支援活動

1) 患者受入れ先病院の確保（後方医療施設の確保）

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

2) 搬送体制の確保

（1）後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部医療救護班等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

（2）搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県または市が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

3) 人工透析の供給等

（1）人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性の患者に対して提供することが必要である。

市は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。

なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

（2）周産期医療

保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(3) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

県、保健所、医療機関、訪問介護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人口呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

病院等は、人口呼吸器のバッテリー、非常用発電等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人口呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

[医療機関一覧]

名称	所在地	電話番号	診療科目
あいざわ歯科	下稲吉 1 9 6 6 - 2	0299-59-2717	歯科
あしか歯科	稲吉 4 - 2 - 2	029-830-1515	
荒川歯科医院	下稲吉 2 6 3 3 - 8 8	029-833-2222	
伊藤クリニック	下稲吉 2 6 3 3 - 1 7 2	0299-59-1187	
今松歯科	稲吉 4 - 1 0 - 1 8	029-833-0200	歯科
色川歯科	稲吉 5 - 3 - 1 1	029-831-2672	歯科
宇野歯科医院	下稲吉 1 6 6 5 - 1	0299-59-7710	歯科
太田内科医院	下稲吉 1 5 9 8 - 1	0299-59-2026	内科・外科・消化器内科
大塚接骨院	稲吉 3 - 3 - 7	029-832-0555	整骨・接骨
奥山歯科	下稲吉 2 6 4 8 - 2 7	0299-59-5125	歯科
川島医院	深谷 3 6 5 6 - 1	029-897-1237	内科・外科・消化器科・呼吸器科・小児科
川俣医院	中志筑 1 3 2 8	0299-22-3075	内科・小児科
菊池整形外科クリニック	新治 1 8 2 7 - 3 4	0299-59-1181	
酒井医院	穴倉 4 4 6 9	029-897-1006	内科・外科・胃腸科・眼科
桜井皮膚科医院	下稲吉 2 6 2 5 - 1 0 7	029-832-2745	皮膚科
白井こどもクリニック	稲吉 2 - 1 4 - 1 1	029-831-3803	内科・小児科・皮膚科
島崎歯科医院	下稲吉 1 4 8 3 - 8	0299-59-4134	歯科
医療法人 高木医院	稲吉東 1 - 1 5 - 1	029-832-2020	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・神経科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科
高野歯科医院	市川 4 1 9	0299-23-8148	歯科
にとう歯科医院	深谷 3 6 7 1 - 1	029-898-3718	歯科
久松皮膚科医院	上稲吉 1 7 5 6 - 2	0298-30-1300	皮膚科
ひかり歯科	下稲吉 4 0 0 2 - 4	029-833-1060	歯科
深谷歯科医院	深谷 1 3 9 8 - 1	029-898-3738	歯科
美並歯科医院	深谷 7 5 - 3 0	0298-98-2211	
みやざき歯科医院	大和田 5 7 2 - 3	029-898-3636	歯科
三輪眼科	稲吉 5 - 1 9 - 1 0	029-833-0030	眼科
矢原診療所	穴倉 6 1 6 7 - 1	029-831-8576	内科・外科・胃腸科・眼科
大和医院	稲吉 5 - 2 0 - 1 2	029-831-7937	内科・小児科・胃腸科・放射線科・皮膚科
吉田歯科	稲吉 2 - 9 - 1 1	029-831-0503	歯科
吉田茂耳鼻咽喉科	下稲吉 3 8 0 8 - 1	029-834-8200	

第18節 防疫計画

■基本的考え方

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、伝染病流行の未然防止を図るために定めるものである。

関係部課	健康増進課、環境保全課
------	-------------

1. 防疫組織の設置

土浦保健所から必要な情報提供や指導を受け、防疫関係機関の組織を作る。

2. 防疫措置等の実施

1) 保健所の防疫班などの行う防疫措置に協力する。

- ・被害状況の調査
- ・避難所における防疫上必要な指導及び被災住宅・仮設住宅等の衛生指導
- ・検疫調査
- ・井戸水の消毒指導

2) その他実施する防疫措置

- ・患者の早期発見と早期治療
- ・患者の収容と治療
- ・患者の消毒と清潔方法

3. 防疫の種別及び方法

1) 検疫調査及び健康診断は、県の防疫班に協力し、避難所、冠水地域の住民及び地域検病の検水を行うものとする。

健康診断については、検病検査の結果診断を実施する必要がある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定により実施する。

2) 消毒活動は、知事の指導に基づき次の要領により行う。

- (1) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。
- (2) 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。
- (3) 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。
- (4) 状況により、昆虫等の駆除を行う。

3) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水家屋に対しては、被災直後各戸にクレゾール及びクロール石灰等消毒剤を配布し、床、壁、手洗い設備等の消毒について、衛生上の指導を行う。

4. 患者等に対する措置

1) 感染症病患者若しくは保菌者の隔離収容

感染症患者が発生、又は保菌者が発見されたときは、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき適正な措置を講ずる。

感染症指定医療機関へ移送が困難な場合は、土浦保健所長と協議し、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

5. 避難所の防疫措置

1) 衛生消毒剤の配置及び指導

(1) 避難場所及び被災地について衣服の日光浴、クレゾールによる消毒、クレゾール石鹼液の配置、手洗いの励行について、個別指導する。

(2) 避難所の給食作業に従事する職員については、事前に健康診断を行う。

第19節 清掃計画

■基本的考え方

この計画は、被災地における廃棄物(粗大ごみ、可燃性ごみ、不燃性ごみ、災害ごみ、し尿等)の清掃、処理を適切に行い、地域住民の保健衛生の確保、及び環境の保全を図るために定めるものである。

関係部課

環境保全課

1. 実施者

被災地域における清掃は、市長が実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

2. ごみの収集処理

1) 一般ごみの収集処理

災害時には、平常どおりの集積所にごみが集積されていない場合が多いと想定されることから、地域住民の協力を促し、ごみの散乱防止に努めた上で、集積所での収集を行う。

また、状況に応じて、市内清掃業者及び運搬業者の協力を要請する。

(1) 一般ごみの優先的収集

収集は車両をもって実施し、重点的に被災地域の収集を行う。

(2) 収集したごみの処分は、指定した処理施設により行う。

2) 災害ごみの収集処理

災害時には、家屋解体による発生するがれき、廃材などが大量に発生することが想定されることから、大規模な廃棄物の仮置き場が必要となる。

災害時におけるごみの収集については、災害の状況を考慮して、仮置き場を適切な場所に設置する。

3. し尿の収集処理

1) 収集不能の地域に対する容器の配布

し尿汲み取り車又は運搬車によることが不可能な地域については、状況により容器を配布、又は仮設トイレを配置するものとする。

2) し尿の処理

し尿の処理は、指定した処理施設にて処理する。

第20節 死体の搜索及び処理埋葬計画

■基本的考え方

この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施するために定めるものである。

関係部課

総務課、市民課、社会福祉課、消防本部、消防団

1. 実施者

1) 行方不明者の搜索

市は、災害用により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティアと協力して搜索する。

ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

2) 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは県及びその委任を受けた市が行う。

3) 遺体が多数にのぼる等、市での対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2. 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの搜索が困難なとき、又は死体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ搜索の応援を要請するものとする。

- ・死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・死体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ・応援を要請する人員又は舟艇・器具等

3. 死体の収容(安置)、一次保存

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。

また、埋火葬許可証を発行する。

4. 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第21節 障害物の除去計画

■基本的考え方

この計画は、被災地の交通に支障をきたす障害物等を除去するために定めるものである。

関係部課	道路整備課
------	-------

1. 実施者

- ・障害物の除去は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- ・道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- ・市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- ・公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

2. 対象者等

- ・障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- ・当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ・住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- ・その他公共的立場から除去を必要とする場合

3. 障害物の除去方法

市長の指示に基づき、土木部は資機材を用い又は建設業者の協力を得て実施するものとする。又、道路に障害を及ぼしているものの除去については、それぞれの管理者において、所有する機械器具をもって速やかに除去するものとする。

4. 障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じ公園、広場等、日常生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し、また環境衛生に注意して指定する。

5. 災害救助法による障害物の除去

本市に災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、同法及びその運用方針による。

第22節 輸送計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るために定めるものである。

関係部課	総務課、検査管財課、企画課、社会福祉課、健康増進課、消防本部
------	--------------------------------

1. 実施者

避難、救助物資等の輸送は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者等

- ・被災者
- ・重傷患者、妊産婦その他災害時要援護者
- ・飲料水、食糧及び救助用物資
- ・死体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- ・その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

3. 輸送力の確保

災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

1) 市有車両の確保

- (1) 車両等の掌握、配車については検査管財課が行う。
- (2) 各部において車両を必要とするときは、検査管財課に要請する。
- (3) 検査管財課は、車両の要請があった場合は、使用車両を決定し、速やかに配車する。

2) 市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼する。

4. 緊急輸送車両証明書及び標章の交付

- ・災害対策基本法第76条の規定により交通の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送に従事する車両に対しては、同法施行令第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急輸送車両証明書及び標章を交付する。
- ・緊急輸送に従事する車両を使用する場合は、土浦警察署又は知事（防災・危機管理課）に申請して証明書及び標章の交付を受ける。

第23節 労務計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、供給可能な労務の確保に努め、市職員の労力不足を補い災害応急対策活動の円滑な推進を図るために定めるものである。

関係部課

全課

1. 実施者

災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。

市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又は斡旋を要請する。

2. 労務の供給方法

1) 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、本計画の第3章第1節「組織計画」及び第3章第2節「動員計画」によるものとし、知事要請によるものは、第3章第23節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」による。

2) 市民からの労務供給

自主防災組織及び各自治組織等の民間団体に要請し供給する。

3) その他市内各業者からの労務供給

救出、救護活動及び輸送活動を実施する上で必要な労務に対し、市内各業者に要請し、供給する。

3. 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、概ね次のとおりとする。

1) 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する機械器具の操作

2) 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合

3) 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

- 4) 救助用物資の整理、輸送及び配布
 - (1) 被服、寝具その他の生活必需品
 - (2) 学用品
 - (3) 食糧品及び燃料
 - (4) 医薬品及び衛生材料
- 5) 緊急輸送道路の確保に必要な作業
- 6) その他災害応急対策に必要な作業

第24節 文教対策計画

■基本的考え方

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、県その他関係機関と連絡を緊密に取り、又は協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保するとともに、本市の社会教育施設及び文化的資源の被害を最小限にとどめるために定めるものである。

関係部課

学校教育課、生涯学習課、あじさい館、文化課

1. 実施者

市立小・中学校の応急対策は、市長及び市教育委員会が実施し、担当は教育長及び各学校長等が当たる。

2. 情報等の収集・伝達

- ・市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、学校長等に対し災害に関する情報を迅速かつ正確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ・学校長等は、市長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに所属教職員に伝達するとともに、自らもテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- ・学校長等は、児童・生徒等及び学校施設等に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市長に報告する。
- ・市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

3. 児童・生徒等の避難等

1) 避難の指示

学校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に教職員等に指示する。

なお、状況によって教職員は、児童・生徒等に対し個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

学校長及び教職員等は、避難の場合、児童・生徒等の安全を確保するため、各学校等で予め定める避難計画に基づき、誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及び防災関係機関の指示及び協力を得て行う。

3) 下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置を講ずる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 校内保護

学校長等は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し保護者へ連絡をする。

なお、この場合において学校長等は、速やかに市長に対して児童・生徒数や保護の状況等、必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

5) 保健衛生及び健康管理

帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、学校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食及び飲料水等に注意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

6) 休校措置

学校長等は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休校措置をとる。

7) 登校前の措置

学校長等は、登校前に休校の措置をした場合は、直ちに保護者、児童・生徒等に連絡するものとする。

4. 応急教育

1) 授業の確保

市長及び学校長等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、下記の措置を講じ、授業の確保に努める。

2) 教職員の確保

教育施設の被害及び教職員の事故等により、変則的学級編成による授業を実施するときは、県教育庁と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

3) 教育施設の確保

校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

[応急教育の考え方]

災害の程度	施設の被害及び修復の度合	施設授業の再開	授業確保の措置
校舎の被害が軽少な場合	すみやかに応急修理をして授業を再開する。		教職員の被災等によって児童・生徒の授業に支障をきたし、校内操作の限度を超える場合には、その程度により隣接校の応援あるいは全県的な非常措置等による確保を図る。
校舎の一部が被害を受けた場合	すみやかに応急修理を行い、早期に通常授業を再開する。	①残存教室等の施設を利用する。 ②合併及び二部授業等を実施する。	
校舎の全部が被害を受けた場合	短期間に修復できる場合	臨時休校とし、家庭学習等を実施する。	
	復旧に長期間を要する場合	①公民館等の公共施設を利用する。 ②寺院等の民間施設を利用する。 ③隣接学校の校舎を利用する。 ④必要な場合は応急仮設校舎を建設する。	
特定の地域全体が被害を受けた場合	被害を受けなかった他の学校、公民館及び寺院等の施設を利用する。		

5. 学用品の調達・供与

1) 対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であることとする。

2) 調達及び供与方法

学用品等は供与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し、児童・生徒に配分する。

3) 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

4) 県への要請

市限りでは学用品等の供与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の供与の実施及び調達について応援を要請する。

5. 避難所との機能の共有

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有することから、災害応急対策を行う教育委員会学校教育課、学校等は事前に次の措置を講ずるものとする。

- ・学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ・避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ・避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ・学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ・避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

6. 社会教育施設・文化財の応急措置

- ・公民館・運動公園等の社会教育施設の被災状況を速やかに把握し、関係機関に連絡又は報告するとともに、その災害の程度に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- ・文化財の被災状況を調査し、破損を最小限度にとどめるよう応急の措置をするとともに、その状況を関係機関に報告するものとする。

第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

■基本的考え方

この計画は、災害時において、人命、財産等を保護するため必要があると認めた場合に自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。

関係部課	総務課、企画課
------	---------

1. 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命財産を保護するため必要であり、かつやむを得ない事態であると認められ、ほかに実施する機関がない場合で概ね次によるものとする。

項 目	内 容
被害状況	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の欠壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2. 災害派遣要請

1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

2) 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼文書をもって行うものとする。

ただし、事態が急迫し所定の手続きによりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

3) 災害派遣要請依頼書の提出先

提出先は以下のいずれかとする。

＜茨城県防災・危機管理課＞

電 話 301-8800 (直通)

FAX 301-2898

＜茨城県防災行政用無線＞

電 話 8-600-2885

FAX 8-600-2898

4) 記載事項は次のとおりとする。

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 作業の内容
- (4) 派遣を希望する人員、車両等の数
- (5) その他参考事項

5) 緊急の連絡先は次のとおりとする。

自衛隊名	部隊等の長	連絡責任者		電話番号	内線番号	
		時間内	時間外		時間内	時間外
陸上自衛隊 第1施設団	第1施設団長	第3科長	団当直長	0280-32-4141	236・237	203
陸上自衛隊 土浦駐屯地	武器学校長	警備課長	駐屯地当直指令	0292-74-3211	285・287	302
陸上自衛隊 霞ヶ浦駐屯地	武器補給処長	警備課長	駐屯地当直指令	029-842-1211	415	302
航空自衛隊 第7航空団	第7航空団指令	防衛部長又は 防衛班長	基地当直幹部	02995-3-0111	231	215

3. 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、自衛隊に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

4. 災害派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるよう努めなければならない。

- ・ 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるように計画し、資機材等を準備する。
- ・ 必要に応じて派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。
- ・ 連絡交渉の窓口を明確にし、連絡職員を指名する。

5. 派遣部隊到着後

- ・ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、他の防災関係機関と重複することがないように、もっとも効率的に作業が実施されるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ・ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

6. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊がその目的を達成したときは、文書をもって知事に対し災害派遣部隊撤収要請を行うものとする。

7. 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおり。

- ・ 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ・ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

8. ヘリコプターの受け入れ

1) 発着場の選定基準

- (1) 別表の地積基準を満たす無障害地帯であること
- (2) 地盤堅固な平坦地(コンクリート・芝生が望ましい)
- (3) 地面斜度は6度以内であること
- (4) 車両等の進入路があること
- (5) 斜線上に障害物がないこと

2) 発着場の準備

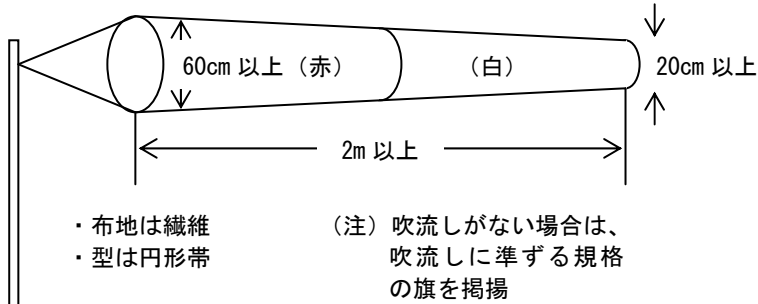
- (1) 砂塵の舞い上がる恐れのある場合は十分散水する。
- (2) 積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- (3) 風圧のため、飛散する恐れのあるものは、撤去する。
- (4) 発着所が校庭等の場合は障害の恐れのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- (5) 上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに紅白(又は赤)の吹流し(地上 4.5～5.0m)、又は発炎筒を設置する。
- (6) 離着陸時は、危険防止のため、関係者以外の者を近づけない。
- (7) 粉末消火器(20 型 20 本以上)を準備する。
- (8) 着陸点には石灰等を用いてⓈの表示をする。
- (9) 夜間にあたっては、災害用ヘリコプター発着所の無障害地帯において、進入、離陸の方向を示す表示灯を設置する。なお、表示灯は進入方向に対し直角に向ける。ただし、ヘリコプターに直接向けないように注意する。

[ヘリコプター離着陸時必要面積]

機種	必要面積
OH-6×1	約 30m× 30m
UH-1×1	約 40m× 40m
CH-47×1	約100m×100m

注) 四方向に障害のない広場のとき

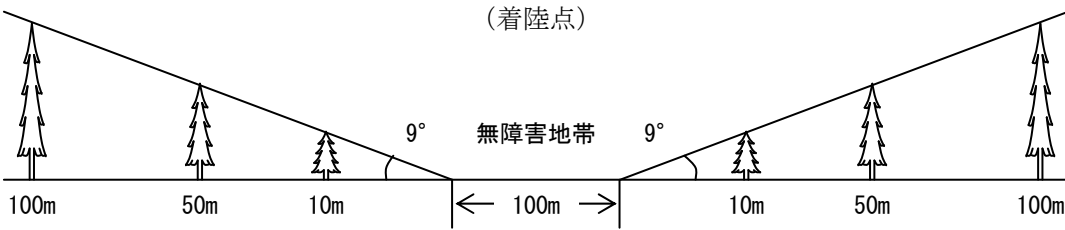
[吹流しの基準]

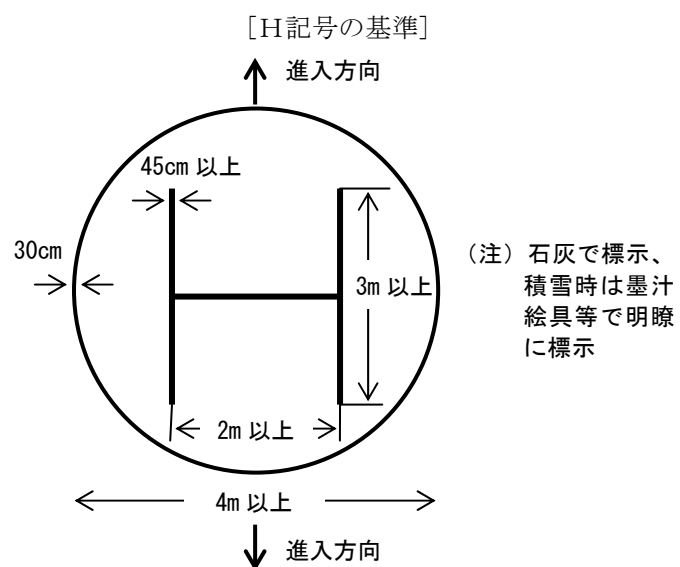


[災害用ヘリコプター発着場]

場所名	所在地	電話番号
かすみがうら市立多目的運動広場	かすみがうら市深谷 3384 番地 1	029-898-2017
第 1 常陸野公園野球場	かすみがうら市中佐谷 1250 番地	

[発着場における無障害地帯]





第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生した場合、その応急措置を実施するため、他市町村に応援を求め
るために定めるものである。

関係部課

総務課、企画課

1. 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるとき
は、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村及び関係機関に対し、応援要請を行う。

2. 県への応援要請又は職員派遣の要請

市長は、知事に応援又は職員派遣の要請を求める場合、次の事項を記載した文書をもって要
請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により
要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- (1) 災害の状況
- (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (6) その他必要な事項

2) 職員派遣要請時に記載する事項

- (1) 職員の要請を求める理由
- (2) 職員の要請を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣の要請について必要な事項

3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指
定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請す
る。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により
要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4) 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

3. 応援受入体制の確保

1) 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、総務部総務課とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、応援受入連絡窓口は、災害対策本部とする。

2) 受入施設

受入施設については、災害の状況を考慮し、適宜定める。

4. 経費の負担

1) 交通費、食糧費等

応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- (1) 職員等の応援に要した交通費、食糧費
- (2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

2) 災害派遣手当

法第32条の規定に基づき、市は他の地方公共団体等から災害応急対策、又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当(所得税の課税対象外)を支給する。

5. 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1) 応援要請

市内の消防機関の消防力では、十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

2) 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口

市の応援受入窓口は、総務部総務課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部とする。

(2) 受入施設

受入施設については、災害の状況を考慮し、適宜定める。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (1) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- (2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- (3) 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(学校、体育館等)
- (4) 消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、応援を受けた市の負担とする。

第27節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を定めるものである。

関係部課	農林水産課、農業委員会事務局
------	----------------

1. 農地

- 1) 河川等の氾濫により農地に冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。(なお、ポンプ排水または、堤防切開工事を行うにあたっては、河川管理者、海岸管理者などと事前協議を行う。)

2) 農業用施設

(1) 排水機

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により、冠水の排除に努める。

(2) 堤防

湖岸堤防、溜め池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

(3) 溜め池

溜め池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

(4) 水路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

頭首工の保全について、必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は応急工事を行う。

2. 農作物

1) 農作物の応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、農業協同組合等を通じて拠出計画をたて供給措置を行う。

2) 家畜の応急措置

(1) 風害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故圧死病傷畜の早期処置により余病の併発を防止する。

(2) 水害

- ①畜舎内浸水汚染の排水清掃を図る。
- ②乾燥後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による被害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当をする。
- ④栄養回復のための飼料調達ならびに給与に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第28節 災害救助法の適用

■基本的考え方

この計画は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合において、災害救助法の適用による救助を適用し、もって被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定めるものである。

関係部課	総務課、税務課、国保年金課、納税推進課、市民課、社会福祉課、会計課
------	-----------------------------------

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。かすみがうら市に適用される具体的な基準は次の場合となる。

H24. 4. 1 現在		施行令第1条第1項(各別表による)		
人口	世帯	1号適用	2号適用	3号適用及び4号適用
44,609人	16,694世帯	市内滅失世帯 60世帯以上	県内滅失世帯数2,000世帯以上 の場合市内滅失世帯30世帯以上	※厚生労働省との事前協議

注) 茨城県人口：平成24年9月1日現在 2,946,194人

2. 被災状況の把握及び認定

1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は次の基準による。

住家の全壊、全焼、流失世帯	= 滅失1世帯
住家の半壊、半焼、半壊等著しく損傷した世帯	= 滅失1／2世帯
住家の床下浸水、土砂堆積等により一時的に居住不能となった世帯	= 滅失1／3世帯

2) 住家の滅失等の判断基準

(1) 住家の全壊、全焼、流出

住家の全壊、全焼、流出の判断基準は次によるものとする。

- ①住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの
- ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊、半焼

- ①住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの
- ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等

(1) 及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3) 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3. 災害救助法の適用手続き

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、県南県民センター福祉課を経由し、知事に対して報告する。

4. 災害救助法による救助

1) 救助の実施

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を知事に通知する。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等について、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるところによるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

■基本的考え方

この計画は、被災した施設の災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を図るために定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、検査管財課、都市整備課、道路整備課、下水道課、水道課、学校教育課、社会福祉課、子ども福祉課、財政課
------	---

1. 災害復旧事業の種類

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・農林水産施設災害復旧事業計画
- ・都市施設災害復旧事業計画
- ・上下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- ・学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- ・その他災害復旧事業計画

2. 復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の早期復旧に向け、市は復旧事業を早期に実施するために必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。

3. 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の作成に当たっては、被災状況等を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果が上がるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

■基本的考え方

この計画は、被災施設の復旧事業計画を速やかに実施するために、国又は県の財政援助及び助成を得るための諸手続について定めるものである。

関係部課

財政課、検査管財課、税務課、納税推進課

1. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市長は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定実施が速やかに行われるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1) 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 伝染病予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) その他

2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という)が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

■基本的考え方

この計画は、被災した農林漁業、中小企業及び一般市民に対し災害復旧に必要な資金を迅速かつ円滑に融資又は補填、あるいは支援するために実施する諸手続について定めるものである。

関係部課	税務課、市民課、社会福祉課、農林水産課、観光商工課、農業委員会事務局、会計課
------	--

1. 農林漁業復興資金

市長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

- ・天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- ・茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ・日本政策金融公庫(農林水産事業資金)による融資
- ・農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による融資

2. 中小企業復興資金

市長は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫)の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

3. 住宅復興資金

1) 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

また、被災者が災害復興資金を市が指定する金融機関から借り受ける際は「かすみがうら市住宅等災害復旧資金利子補給規則」に従い、被災者の金利負担を軽減するための策を講ずる。

2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね 10 戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

4. 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自立更正をさせるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において貸付を行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金(災害援護資金、住宅資金)の貸付対象とはしない。申込受付は、市社会福祉協議会が窓口になって行う。

5. 母子寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

6. 義援金品の募集及び配分

市は、義援金の募集について県及び日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、かすみがうら市社会福祉協議会に対し、協力要請を行う。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分に配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

7. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

「かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金についてその支給及び貸付けを行うものとする。

1) 災害弔慰金(かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条)

市長は市民が同条例第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

2) 災害障害見舞金(同条例第9条)

市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

3) 災害援護資金(同条例第12条)

市長は、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」第3条に掲げる災害により「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行うものとする。

なお、当該世帯は、その所得について同法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

8. 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給することにより、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(支援法第2条第2号)

- ①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(②及び③に掲げる世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照。

2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1第1項条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)

- (3) 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) (1) 又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- (5) (3) 又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)

3) 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(「被害状況報告表」)で兼ねることができるものとする。

4) 支援金支給の基準

(1) 支給対象世帯

支援金支給の対象となるのは、被災世帯の世帯人数により下表の区分に該当する。

①複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300
解体 (1-(1)-②)	補修	100	100	200
長期避難 (1-(1)-③)	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	300
	補修	50	100	200
	賃借	50	50	150

②単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225
解体 (1-(1)-②)	補修	75	75	150
長期避難 (1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

5) 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。必要となる書類は以下のとおり。

		全 壊			大規模半壊
			半壊 解体	敷地被害 解 体	
基礎支援金	①り災証明書	○	○	○	○
	②	解体証明書	○	○	
		滅失登記簿謄本	○	○	
		敷地被害証明書類		○	
	③住民票 (外国人登録済証明書)		○	○	○
	④預金通帳の写し		○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し		○	○	○

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払い支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 その他の保護計画

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活保護を図るため、租税及び公共料金の免除及び、郵便事業に関する特別措置、その他必要な生活保護施策を実施していくために定めるものである。

関係部課	税務課、国保年金課、納税推進課、社会福祉課
------	-----------------------

1. 租税及び公共料金等の特例措置

市長は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を、被災住民等に周知していく。

1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2) その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

①被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。なお、交付場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

②被災者の差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱い場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

③被災地宛救助用郵便物の料金免除

郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

2. 生活保護

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第5節 災害復旧・復興計画

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るために実施する復旧・復興計画及び事業について定めるものである。

関係部課

全課

1. 復興計画の策定

災害が発生した場合、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。

復興事業を効果的に実施するために、市長は、被災後速やかに復興計画を策定し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1) 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

災害復興対策本部の構成員は災害対策本部を基本とするが、被災地の規模及び内容等に応じて適宜定めるものとする。

2) 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

2. 災害復興事業の実施

1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行い、その旨告示する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施する。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2) 災害復興事業の実施

総務部を中心として災害の状況に応じた関係部課からなる専管部署を設置し、災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。

第 3 編 震災対策

第1章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信・連絡が迅速、的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の整備を行うとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係部課	総務課、企画課、社会福祉課、消防本部
------	--------------------

1. 組織体制の整備

1) 震災に強いまちづくりの推進に向けた体制整備概況

市は、市域に起こりうる最大の地震被害想定結果を踏まえて、震災に強いまちづくりの実現を図るため、関係各課が連携して対策の推進を行う。

2) 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃から職員に対し災害時の役割の周知徹底を図るとともに、本計画に基づき震災応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を作成、配布し、災害時の初動体制・応急復旧の迅速化に努めるものとする。

また、業務体制に影響を及ぼさないよう重要データの保全と応急対策に必要な職員数を確保するため、業務継続計画(BCP)を策定する。

さらに、関係各課では、災害時に円滑に相互連携が図れるよう、日頃からの情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等部局間の連携体制を整備する。

2. 相互応援体制の整備

1) 市町村間及び民間団体との相互応援

(1) 市町村間協定の見直し及び締結

現在締結されている協定について、関係市町村との協議により、必要に応じて協定内容等の見直しを行う。

また、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請を想定し、法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進する。

(2) 民間団体・事業所等との応援協定の締結

周辺市医師会、商工会、農協等をはじめとする関係団体、その他市内民間事業者との応援協定の締結を推進する。

(3) 応援要請及び受入れ

市は災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

災害時、国等からの職員派遣要請及び斡旋が、迅速かつ円滑に行えるよう、応援手続情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3. 自主防災組織等の育成・連携

1) 自主防災組織等の整備

(1) 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位・編成

①組織単位

組織の単位は行政区や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

②編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消化班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

①平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 災害時要援護者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- カ 災害時要援護者避難協力体制の計画
- キ 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段及びその伝達事項等のマニュアル策定・再確認

②災害時の活動

- ア 危険箇所等の情報の収集、行政・消防団との情報の伝達及び共有化
- イ 周辺住民への防災情報の伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救助・救護の実施及び救助・救護者リストの作成

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成等について支援を行う。

2) 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、工場、大規模店舗等多数の人が出入りする施設に対しては、消防法8条の規定により、防火管理者を定め、当該対象物について消防計画を作成させる。

防火管理者の作成する消防計画の主眼点は、次のとおりとする。

- ①当該対象物の規模、業態、階層、消防設備等を考慮した消火・通報・避難誘導・救助・警戒等の訓練の実施。
- ②消防用設備の点検・整備。
- ③火気の使用、又は取り扱いに関する監督。

(2) 危険物施設及び高圧ガス関連事業者等の防災組織

消防本部は、危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

危険物施設は、爆発性、毒性等の性質のものがあり、周囲に及ぼす影響も大きいことから自主防災体制の強化、事業所相互間の応援体制等を確立する。

3) ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害時ボランティアとの調整

災害時ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)とに区分し、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

(2) 災害時ボランティア担当窓口の設置

市は災害時ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等、予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、災害時ボランティアの受入れ体制について、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

①ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

②一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

4) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

さらに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大する事業継続計画(BCP)策定等を支援します。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

4. 情報通信ネットワークの整備

災害時の情報通信ネットワークは、「第2編 風水害対策 第1章 第8節 情報通信設備等の整備計画」に定める。

第2節 地震に強いまちづくり

■基本的考え方

この計画は、都市計画マスタープラン等市のまちづくりに関する関連計画との整合を図り、地震に強いまちづくりを実現するために必要な都市施設及び建築物の耐震化等に関する対策について定めるものである。

関係部課

総務課、都市整備課、道路整備課、下水道課、水道課、消防本部

1. 防災まちづくりの推進

1) 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、以下の点について、防災まちづくりの方針を策定するとともに、都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画に位置づけることで、防災まちづくりを推進する。

- (1) 市の災害危険度の把握と防災に配慮した土地利用計画
- (2) 市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

2) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、千代田庁舎（防災センター）及び霞ヶ浦庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るものとする。

3) 地域地区制度の効果的活用

既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つ等、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

4) 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

5) 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。

今後、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、道路等都市基盤と一体となった整備を推進することによって災害に強い市街地づくりを進める。

6) 避難施設の整備計画の作成及び施設の追加・変更

大規模災害に備えて既に指定されている避難所及び避難場所について災害の発生時には速やかに、開設、運用ができるように、設備の拡充などに関する計画を作成する。

なお、今後、施設の老朽化や市街地の動向に応じて、より安全な避難所及び避難場所の追加・変更を検討する。

2. 建築物の耐震化・不燃化等の推進

1) 建築物の耐震化

(1) 公共公益施設の耐震化対策

庁舎、学校及び社会福祉施設等の公共公益施設は、災害時における避難、医療救護活動等の応急、復旧対策活動の拠点となるため、市及び施設の管理者は耐震診断及び耐震補強等の対策を推進する。

また、新築・改築の際には、耐震性等の一層の確保に努める。

(2) 住宅の耐震化

一般の住宅については、耐震診断の促進を図るとともに、家屋の耐震補強の実施を促進する。

(3) 医療救護施設の耐震化

災害時において、医療救護の活動上重要な拠点となる施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行う。

(4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(5) 一般建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

①道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

また、調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修等の啓発を行う。

②建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発を行う。

(6) ブロック塀の倒壊防止対策

①安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。

②実態調査などにより、避難路及び避難場所等を重点にブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

③日頃から点検に努めるよう指導する。

④新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守する旨指導する。

2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化の推進にあたって、経年的な市街地の動向（建築物の構造、棟数変化や密集状況など）を調査、把握した上で、必要に応じて防火、準防火地域の指定について検討し、住民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

3) 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物については、建築基準法施行令第 42 条に基づき、特定行政庁が指定した地盤が軟弱な区域において、地盤改良等の液状化対策を指導する。

4) 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の整備促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

3. 土木施設の耐震化

1) 道路及び橋梁

(1) 道路の耐震化

災害時における円滑な交通を確保するため、道路管理者は危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから耐震化等に努める。

(2) 道路災害の防除

法面の崩壊や土砂災害の影響を受けやすい箇所について、その対策を進める。

(3) 橋梁の耐震化

老朽化など耐震性の低い橋梁については、橋脚補強等を実施するなどその対策を進める。

2) 河川及び湖岸

河川施設の維持管理体制を強化するとともに、耐震性向上の観点からの適切な対応策を講じる。

4. ライフライン施設の耐震化

1) 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強または更新

配水池等市街地に属する重要施設のうち、耐震性が不足するものについては二次災害を回避するため緊急に補強または更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性が不足する管路について速やかに更新を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。

特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するために、水源の異なる地域を結ぶ連絡管（緊急時連絡管）の耐震化・増口径化を図るとともに停電時に備えた非常用発電設備を設置するなどの施設整備を図る。

2) 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、被災した場合の影響度を考慮し、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

耐震性が不足するものについては、新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施し、可撓性・伸縮性を有する継手の採用、地盤改良等による液状化対策の実施等、耐震補強に努める。

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

5. 地盤災害対策

1) 地盤災害危険度の把握と周知公表

(1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(2) データベースの活用

①地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースは、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策工法の必要性の判定などに活用していく。

②土砂災害ハザードマップの作成と公表

土砂災害ハザードマップは、整備されたデータベースを活用し、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などについて、地区単位で詳細に示したマップを作成する。さらに、各対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

(3) 土砂災害危険区域の周知徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

土砂災害危険区域以外の市民に対しては、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

2) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するために、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

3) 造成地災害防止対策

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査、並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法な開発等の取り締まりを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

①災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき原則として開発行為を認めない。

②人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等対策を講ずる。

4) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

5) 液状化対策

液状化による被害を軽減するために市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

6. 危険物施設等の安全確保

1) 石油類等危険物施設の予防対策

(1) 指導及び防災意識の啓発

危険物施設は、消防法及び関係法令によって、細部にわたり規制基準が示されており、市がこれらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成を指導し、マニュアルに基づく訓練による防災意識の啓発を図る。

(2) 施設の保全及び耐震化

危険物施設は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう、危険物施設の管理所等に対し指導を行う。

(3) 大規模タンクの耐震化

既設の大規模タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

なお、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

また、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

(4) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施する。その結果、指導の必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言等を行う。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者には、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(6) 防災用資機材の整備

消防本部、消防署及び市は、複雑多様化する危険物の備えとして、化学消防力の強化に努める。

(7) 市民(一般取扱者)への啓発

危険物施設の利用者には、ガソリンスタンドにおけるセルフ給油や、各家庭における少量危険物施設からの火災等を考慮し、市民等への啓発を行う。

2) 高圧ガス及び火薬類取り扱い施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

①防災マニュアルの整備及び関係者への周知

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備を所有する住民に対し、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

②高圧ガス設備等の耐震化

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

③事業所間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

④地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

①製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の啓発と技術指導を行う。

また、定期自主検査の実施を指導する。

②火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の啓発を図る。

また、定期自主検査の実施を指導する。

③点検及び通報

火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は、速やかにその施設の点検を行い、被害の有無等を県及び市へ通報するよう指導する。

3) 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒物または劇物による危害を防止するために、次の事項について危害防止規定を整備する。

①毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

②次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

ア 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者

イ 設備等の点検・保守を行う者

ウ 事故時における関係機関への通報を行う者

エ 事故時における応急措置を行う者

③次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

④③に掲げる毒物または劇物関連設備の整備または補修に関する事項

⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

⑥②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

(2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第3節 地震被害軽減への備え

■基本的考え方

この計画は、地震被害の軽減を図る上で重要となる災害時輸送の確保、消火活動、救助・救急活動、医療救助活動、被災者支援及び災害時要援護者の安全確保について、事前に講ずるべき対策について定めるものである。

関係部課

総務課、企画課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、健康増進課、水道課、消防本部

1. 緊急輸送への備え

1) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する土浦市と石岡市に連絡する国道6号、東西に隣接する土浦市と行方市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では土浦市及び石岡市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道6号の安全性確保に向けた整備を要請する。

また、本市中央部市街地と霞ヶ浦方面をつなぐ国道354号は、東西交通の主要な道路であることから、災害時の輸送を確実なものとするため、道路災害予防に万全を期するとともに、当該緊急輸送道路の安全性確保に向けた整備を要請する。

2) 緊急輸送道路ネットワークの構築

県から指定されている緊急輸送道路と併せて、災害活動拠点との関連を考慮して、市道において緊急輸送時に重要となる道路を選定し、有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークの構築に努める。

3) ヘリポートの指定、整備

重傷者の高度医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを災害活動拠点となる施設、もしくはその周辺地に確保し、その整備に努めるとともに、臨時ヘリポートの指定、拡大について、県及び関係機関との協議により検討する。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図る。

2. 消火活動、救助・救急活動への備え

1) 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。

市及び消防関係機関は、一般住宅所有者等に対し、地震時の出火予防対策に関する知識の普及、啓発に努める。

①コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対し地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを指導する。

②電気器具からの出火の予防

市及び消防関係機関は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを指導する。

③ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等において、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

2) 消防力の強化

(1) 消防体制の充実・強化

合併前の消防相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定締結に努め、広域消防体制の確立を図る。

さらに、消防力の基準及び消防水利の基準を充足するよう消防力の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

(2) 消防水利の充実と耐震性防火水槽の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか、河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、震災時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用の制限が予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

①上水道対策は緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。

②消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年間計画により、新設・増設に努める。

特に重要拠点には、耐震性貯水槽の配備に努める。また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

③消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

④広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、協定を締結している複数の消防本部・消防署・消防団合同の消火、救助訓練の実施に努め、災害時への対応力の強化を図る。また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画策定に努める。

3) 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を実施し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 救急活動体制の強化

大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

①救急救命士の計画的な養成

②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

③救急隊員の専任化の促進

④教育訓練の計画的な実施

⑤消防本部と地域医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

⑥市民に対する応急手当方法の指導

(4) 災害用ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(5) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携強化を図る。

(6) 消防本部・警察・自衛隊等救助隊との連携強化

消防本部及び警察署、自衛隊等他機関の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制確立に努める。

4) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火能力の向上

過密化する市街地においては、震災時における自主的な初期消火活動が火災の延焼防止に大きく貢献することとなる。

このため、市では災害危険性の高い市街地から順次、自主防災組織の設立を支援していくとともに、初期消火活動を支援し、初期消火能力の向上を図る。

設立された自主防災組織については、防火用水の確保、風呂水の貯め置きなどを地域ぐるみで推進するよう指導する。

また、事業所に対して、地域の自主防災組織との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう指導する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

①救出用資機材の備蓄

自主防災組織に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄促進を図る。

②救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う際には、市はその指導助言にあたりとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

また、救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及、啓発を図る。

3. 医療救助活動への備え

1) 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

また、地域の医療関係団体は、県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

2) 医療ボランティア支援の備え

市は、医師や看護師から構成される医療ボランティアからの受入れ要請がある場合に備え、医療ボランティア活動を円滑に行われるような支援機能を備えておくものとする。

4. 被災者支援のための備え

1) 避難所の整備

避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保及び必要な食糧等の確保に努めるとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

主なものは次に示すとおりである。

- (1) 食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- (2) 生活必需品
- (3) ラジオ
- (4) 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市防災行政無線を含む）
- (5) 放送設備
- (6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- (7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (8) 給水用機材
- (9) 医療資機材（常備薬含む）
- (10) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- (11) 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- (12) 工具類

また、避難所の設備の整備については、避難者のプライバシーに配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の災害時要援護者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を行う。

2) 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

市は、社会福祉協議会及び日本赤十字社茨城県支部と連携を図り、災害時に必要となる食糧及び毛布等生活必需品の調達・供給に関する体制を整備する。

(1) 食糧の備蓄並びに調達体制の整備

①避難所等の備蓄、調達体制

市は、避難所等において想定されるり災人口の概ね3日分を目安として食糧の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパー、その他販売業者との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

②住民及び地域の備蓄の普及

市は、住民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、前記に掲げる品目等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。

③事業所の備蓄の普及

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

(2) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

①避難所等の備蓄、調達体制

想定されるり災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。

また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者の状況を考慮する。さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。

そのほか、避難場所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結するなど、協力体制を構築する。

②事業所、市民等の備蓄の普及

市は、事業所及び住民に対して、日常生活に必要な品目を備えるよう指導、啓発していく。

3) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備に努めるものとする。

< 品 目 >

①給水タンク車 ②給水タンク ③浄水器 ④ポリ容器 ⑤ポリ袋等

(1) 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を予め定め、職員に周知徹底する。

応急給水・応急復旧の行動指針は、水道施設の耐震化の進捗等、状況の変化に応じ見直すものとする。

(2) 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておく。

5. 災害時要援護者の安全確保のための備え

災害時要援護者の安全確保のための備えは「第2編 風水害対策 第1章第14節 災害時要援護者支援計画」に定める。

6. 燃料不足への備え

災害の発生に伴い燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

1) 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部および販売事業者と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2) 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。

また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務^{※1}

車両管理者は、指定された災害応急対策車両を、日ごろから燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

※1：「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）」第2章 第3節 第6燃料不足への備え 2. 重要施設・災害応急対策車両等の指定に基づき、“災害時において、応急復旧や県民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両を予め指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要”基準に準拠

3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な市民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力を行う。

第4節 防災教育・訓練

■基本的考え方

この計画は、市民一人ひとりの自助防災対策の向上を目的として、防災に対する知識・行動力を高めるために必要な措置について定めるものである。

関係部課	総務課、子ども福祉課、学校教育課、生涯学習課、あじさい館、消防本部
------	-----------------------------------

1. 防災教育

1) 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

①想定される地震災害に関する知識

かすみがうら市内及び自らが住まう地域で想定される地震災害に関する知識(密集市街地での延焼のおそれ、地震に伴う土砂災害など)について普及・啓発を図る。

②「自助」「共助」の推進

ア 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。

イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。

ウ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

災害時の家庭内での連絡方法、地震時に集合する場所など各家庭で決めることを啓発する。

また、発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。

エ 地震発生時の避難行動に関する知識

地震時のとっさの行動、具体的な避難場所や避難経路、地震災害の情報入手等についての知識の普及・啓発を図る。

オ 地域社会における地震災害予防に関する知識

自主防災組織に関することや、周辺地域社会での共助の考え方、災害時の初期消火、近隣の負傷者を救助、災害時要援護者の避難支援等の知識の普及・啓発を図る。

カ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

③緊急地震速報に関する知識の普及

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、その特性と限界、具体的内容、発表時にとるべき行動等について広報を行い、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて市民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

④地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、地震保険制度の普及促進に努める。

⑤防災関連設備等の準備の促進

各家庭や企業等において以下の様な防災関連設備等の準備を促進する。

- ア 非常用持出袋
- イ 消火器等消火資機材
- ウ 住宅用火災警報器
- エ その他防災関連設備等

（２）普及・啓発の方法

①広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るためには、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

②情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。

また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

③講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

④個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

⑤その他のメディアの活用による普及

ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

イ ビデオ、フィルムの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネットの活用（ホームページ、エリアメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）

オ 起震車等の教育設備の貸出

2) 学校及び保育所(園)等における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

①幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の向上、防災意識の啓発を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

②地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を促進する。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

3) 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から市民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

2. 防災訓練

1) 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに市民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる内容に配慮する。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物除去
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- ⑪応急給水活動

(2) 訓練参加機関

防災訓練は、できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。

その際には、自主防災組織、民間防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者等も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2) 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

①防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

市及び防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。

避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

②幼稚園、保育所（園）、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練に努める。

(2) 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。

なお、学校にあたっては、人命保護のため、施設規模や収容者数等に応じた避難方法を確立し、訓練を実施するものとする。

(3) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、衛星電話やインターネット通信機器等の整備を進めることにより、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 事業所、自主防災組織及び市民等が実施する訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

市は、学校、病院、工場、事業所、大規模店舗等で消防法により定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するよう指導する。

また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加するよう指導する。

(2) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練が実施できるよう支援する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び災害時要援護者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して災害時要援護者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

第2章 震災応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、地震災害が発生した時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1. かすみがうら市防災会議

かすみがうら市防災会議は、法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するほか、諮問に応じ、防災に関する重要事項を審議するもので、市長を会長とし、かすみがうら市防災会議条例（条例第15号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

2. 災害警戒本部

1) かすみがうら市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- （1）震度5強の地震が発生したとき。
- （2）東海地震注意情報が発表されたとき。

3) 設置及び廃止決定

（1）設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

（2）設置場所

本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置する。

また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。

（3）廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

4) 組織・編成等

(1) 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、環境経済部長、土木部長、消防長、教育部長、会計管理者、水道事務所長、議会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) かすみがうら市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」）は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はかすみがうら市災害対策本部条例（条例第16号）の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は、法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 東海地震の警戒宣言が発表されたとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、総務部長の順でその権限を代行する。

また、設置が決定され次第、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

対策本部はかすみがうら市防災センター（千代田庁舎内）に設置し、対策本部の標示を掲示する。

また、千代田庁舎及び霞ヶ浦庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大するおそれなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

なお、廃止後の継続業務は、対策本部の各業務担当課が継続して行うものとする。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課等の関係機関に連絡、周知するものとする。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市 長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民部長、保健福祉部長、 環境経済部長、土木部長、消防長、教育部長、会計管理者、 水道事務所長、議会事務局長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること
- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

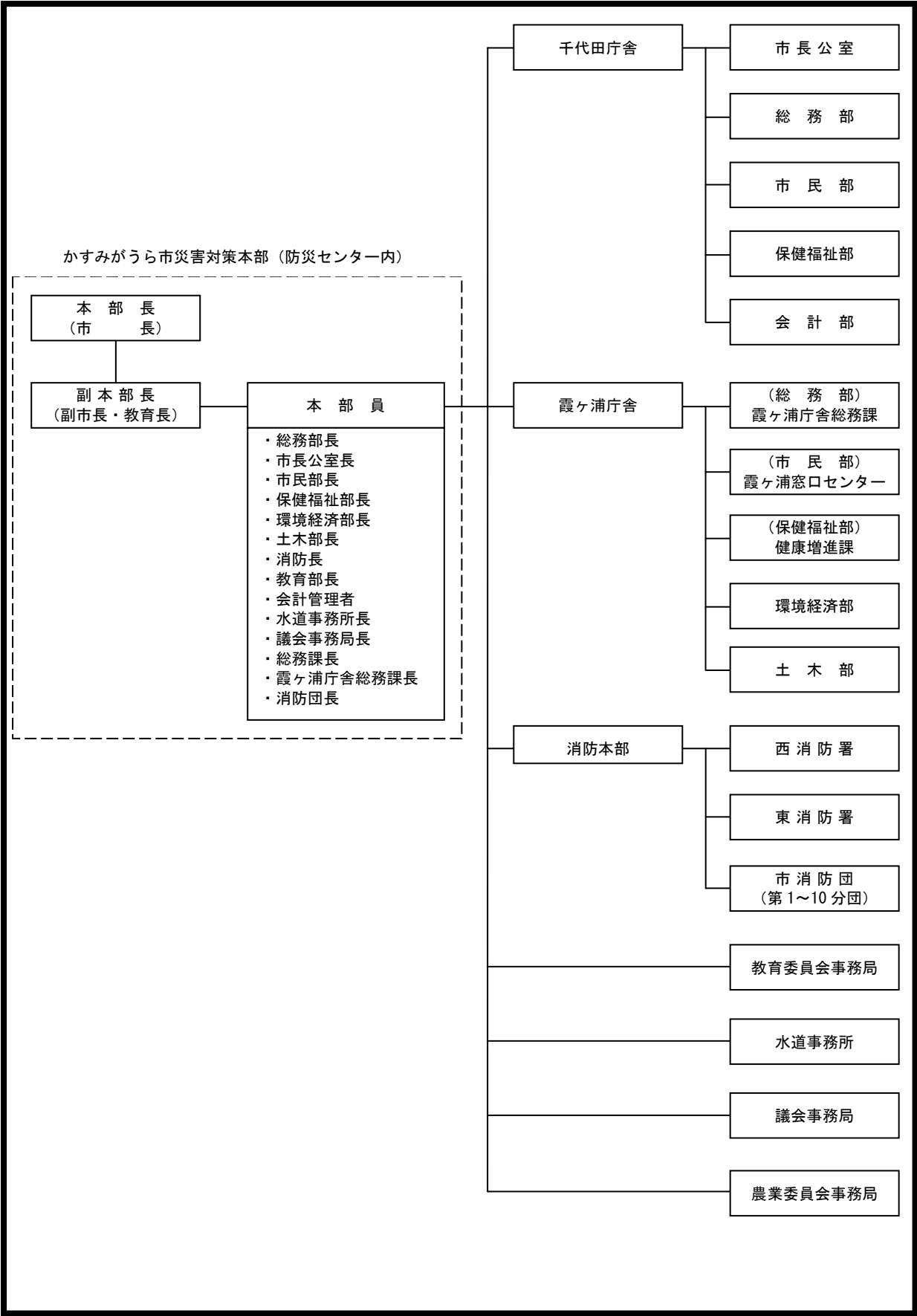
4. その他

- ・各課長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

部署名	各部署の責任者		備考(次責任者)
市長公室	財政課長		秘書広聴課長、企画課長
総務部	千代田庁舎	総務課長	検査管財課長
	霞ヶ浦庁舎	霞ヶ浦庁舎総務課長	
市民部	千代田庁舎	税務課長	市民課長、国保年金課長、納税推進課長
	霞ヶ浦庁舎	霞ヶ浦窓口センター長	
保健福祉部 (福祉事務所)	千代田庁舎	社会福祉課長	長寿福祉課長、子ども福祉課長
	霞ヶ浦庁舎	健康増進課長	
環境経済部	農林水産課長		環境保全課長、観光商工課長
土木部	都市整備課長		道路整備課長、下水道課長
会計課	会計課長		
教育委員会事務局	学校教育課長		生涯学習課長、あじさい館長、文化課長
水道事務所	水道課長		
議会事務局	議会事務局長		
農業委員会事務局	農業委員会事務局長		
消防本部	消防総務課長		警防課長、予防課長、指令課長、署長

- ・本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めた場合、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ・各対策部長は、本部を設置する必要があると認めた場合、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

[かすみがうら市災害対策本部組織図]



第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

[別表 災害対策本部各対策部の事務分掌]

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
災害対策本部	総務部 市長公室	総務課 霞ヶ浦庁舎総務課 企画課	1. 災害対策本部に関すること 2. 国、県等からの情報収集に関すること 3. ライフライン関係機関及び公共交通機関からの情報収集に関すること 4. 気象及び洪水の情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害情報の収集及び被害取りまとめに関すること 6. 県に対する報告及び要望の作成に関すること 7. 自衛隊派遣要請及び他の地方公共団体に対する応援要請に関すること 8. 消防、水防対策に関すること 9. 災害時における人員の動員及び調整に関すること 10. 職員の非常招集に関すること 11. 帰宅困難者に関すること
医療・防疫対策部	保健福祉部	健康増進課	1. 医療担当会議に関すること 2. 医療スタッフによる応急救護に関すること 3. 救急患者の収容及び診療助産に関すること 4. 医療材料の調達及び供給に関すること 5. 他の病院への応援依頼に関すること 6. 地区医師会との連絡調整に関すること 7. 職員の被害状況の把握と対策に関すること 8. 災害地の防疫に関すること 9. 心のケアに関すること
衛生対策部	環境経済部	環境保全課	1. ごみ収集及び処理に関すること 2. 衛生関係災害の調査に関すること 3. 災害地の清掃に関すること 4. がれきの収集及び処理に関すること 5. ペットの飼育指導に関すること 6. 仮設トイレの手配及び設置に関すること
災害予算対策部	総務部 市長公室	検査管財課 財政課	1. 災害予算に関すること 2. 物品の調達及び供給に関すること（義援物資を含む） 3. 災害に伴う市税等の減免に関すること 4. 市有財産の災害調査に関すること 5. 市所有車両の配車に関すること 6. 市所有施設の被害調査及び復旧に関すること 7. 燃料の確保に関すること
市民情報及び財産調査・調整対策部	市民部	税務課 国保年金課 納税推進課 市民課	1. 市民等からの災害情報収集に関すること 2. り災台帳の作成に関すること 3. り災証明に関すること 4. 電話対応に関すること 5. 住家の被害状況の調査
救援物資・救護対策部	保健福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課 長寿福祉課 子ども福祉課	1. 人的被害及び住家の災害状況の調査に関すること 2. 災害時要援護者の支援及び安否確認に関すること 3. 社会福祉施設の被害調査及び援護に関すること 4. 保育対策に関すること 5. 避難所の設置及びその指導に関すること 6. 災害救助法に基づく炊き出し食品の供与の実施及びその指導に関すること 7. 災害救助法に基づく仮設住宅の設置計画及び住宅の応急修理計画に関すること 8. 災害救助法に基づく被服寝具、生活必需品の給与及びその指導に関すること 9. 死体の捜索処理、埋葬の実施及びその指導に関すること 10. 日本赤十字社茨城支部救護班の出動要請に関すること 11. 県災害救助対策協議会との連絡に関すること 12. 救助物資資材等の輸送に関すること 13. り災者の医薬救護に関すること 14. 救護班の出動に関すること 15. 災害ボランティアに関すること

第2章 震災応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名	担当部名	担当課名	事務分掌
避難所及び 災害時教育 対策部	教育委員会	学校教育課 生涯学習課 文化課 あじさい館	1. 教育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事 2. 避難所の開設及び運営管理に関する事 3. 災害救助法に基づく学用品の供与に関する事 4. 文化財の災害状況調査及び対策に関する事
事業所連携 及び産業保全 対策部	環境経済部	農林水産課 観光商工課 農業委員会事務局	1. 救助用物資の斡旋に関する事 2. 商工業の災害関係の調査に関する事 3. 災害地の商工業の指導に関する事 4. 災害救助に係る労務者の確保及び供給に関する事 5. り災者の就職斡旋に関する事 6. 救助用食糧の斡旋に関する事 7. 農作物の災害調査に関する事 8. 災害農作物の技術対策に関する事 9. 農地及び農業用施設の災害調査に関する事 10. 耕地の災害対策に関する事 11. 家畜等の災害調査に関する事 12. 家畜の飼料供給並びに草地飼料作物畑の復旧に関する事 13. 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 14. 林業関係の災害調査に関する事 15. 企業への災害復旧資金の融資に関する事
災害復旧事業 対策部	土 木 部	都市整備課 道路整備課 下水道課	1. 土木機械の運用に関する事 2. 土木災害の情報に関する事 3. 道路、橋梁の災害調査及び復旧に関する事 4. 河川、砂防の災害調査及び対策に関する事 5. 応急仮設住宅の設置に関する事 6. 開発関係の災害の調査に関する事 7. 下水道の災害調査及び復旧に関する事 8. 阻害物の除去の実施及びその指導に関する事
現金出納 対策部	会 計 課	会 計 課	1. 災害関係費の出納に関する事 2. 災害見舞金、義援金の受領、保管に関する事 3. その他出納事務に関する事
給水計画、 水道応急復旧 対策部	水道事務所	水 道 課	1. 応急給水に関する事 2. 給水源の確保に関する事 3. 水道施設(簡易水道)の被害調査及び応急対策に関する事 4. その他水道に関する事 5. 災害救助法に基づく飲料水の供給の実施及びその指導に関する事
消火・救助救急 対策部	消 防 本 部	消防総務課 警 防 課 予 防 課 指 令 課 西 消 防 署 東 消 防 署 各 消 防 団	1. 消防対策会議に関する事 2. 水防業務に関する事 3. 被災家屋からの人命救助に関する事 4. 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 5. 災害情報の収集連絡に関する事 6. 被害状況の把握及び記録集計に関する事 7. 避難誘導に関する事 8. 消防施設の被害状況に関する事 9. その他消防に関する事
議員対策部	議会事務局	議会事務局	1. 市議会議員との連絡調整に関する事
広報対策部	市 長 公 室	秘書広聴課 企画課	1. 本部長及び副本部長との連絡調整に関する事 2. 市民等への広報に関する事 3. マスコミとの連絡調整に関する事 4. 本部長特命事項に関する事 5. その他広報に関する事

第2節 動員計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1. 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生のおそれがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①市域で震度4を記録したとき ②東海地震の観測情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	・総務課	
警戒体制 (第1)	①市域で震度5弱を記録したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	・総務課 ・道路・施設管理課 (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制 (第2)	①市域で震度5強を記録したとき ②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	・全課の管理職を配備 (必要な人員等は状況に応じて部内で定める)	災害警戒本部を設置
非常体制	①震度6弱以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ②東海地震の警戒宣言が発表されたとき ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	全職員を配備	災害対策本部を設置

2) 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。

市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3) 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- ⑤動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員に電話等を用いて、動員の伝達を行う。
 なお、各課には市長、副市長、総務部長をはじめ市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③電話等が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、強い地震を感じたときはテレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できない場合、市の避難場所に指定されている最寄りの公民館、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。

なお、その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、バイク、自転車又は徒歩により参集する。

自家用車は、災害応急対策活動の妨げとなるので原則として使用しない。

(8) 参集時の留意事項

- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、火災あるいは人身事故等に遭遇した場合、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

第3節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方

この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係部課

総務課、企画課、秘書広聴課、消防本部

1. 通信手段の確保

市長は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

詳細は「第2編 風水害対策 第2章第5節 通信計画」に定める。

2. 地震情報の収集・伝達計画

気象庁から発せられた地震情報を市及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的に市民に伝える。

1) 地震情報の収集

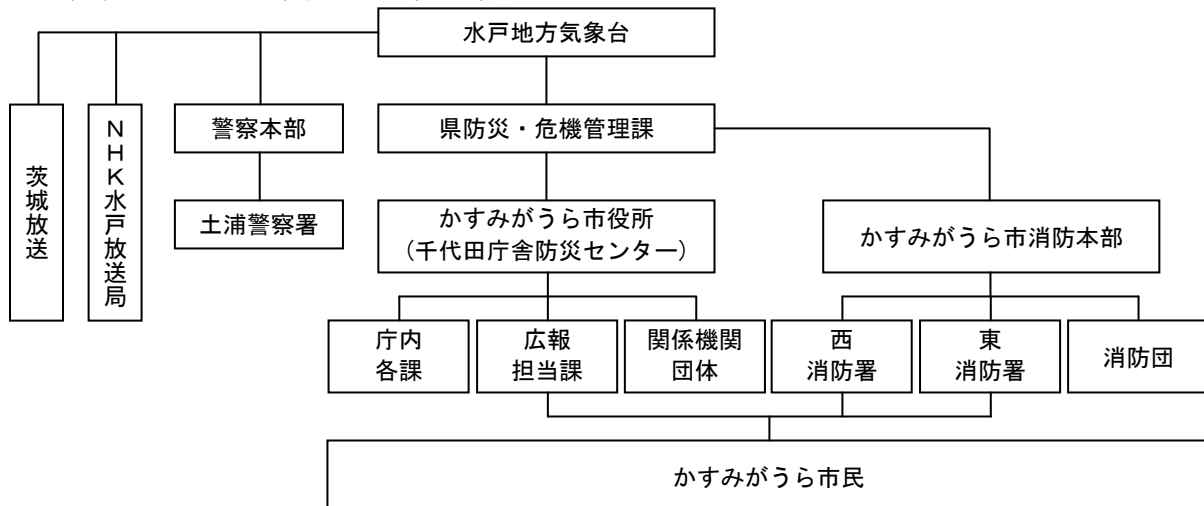
茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期に確立するとともに、必要な機関に対し、情報を迅速に伝達する。

地震情報の種類	内容
震源に関する情報	震源要素及び規模並びに「若干の海面変動あり」、「津波心配なし」の付加文
震源・震度に関する情報	震源要素及び規模並びに地域震度、市町村震度、上記の付加文
各地の震度に関する情報	震源要素及び規模並びに観測点ごとの震度
地震回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数

なお、気象庁は、震度3以上の地震が発生した場合、地震発生後約2分間で震度速報（震度3以上を観測した地域名と震度）を発表している。

2) 地震情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統



(2) 市民への情報伝達

かすみがうら市役所、防災センターで収集した地震情報は庁内各課へ速やかに伝達し、初動体制について判断するとともに、広報担当を通じて、防災行政用無線によりかすみがうら市民へ情報伝達を行う。

また、かすみがうら市消防本部より東、西消防署へ情報伝達を行い消防署から市民への情報伝達を行う。

3) 地震解説資料の収集

地震解説資料は、地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から発表される。

市は、地震発生状況を考慮し、必要と認められる場合は地震解説資料を入手し、関係機関及び市民への情報伝達を行う。

4) 異常現象発見者の通報

地割れ、山鳴り等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に市民その他の団体等に周知しなければならない。

5) 被害概況の把握

(1) 震度情報ネットワークシステムの活用

市に設置された震度計の情報を把握するとともに収集した震度情報を活用し、地震被害予測システムにより被害の概況を把握する。

(2) 各機関の報告に基づく概況把握

市及び防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

6) 災害情報の報告

(1) 消防庁(直接即報基準)への報告

「火災・災害即報要領」に基づき、震度5強以上を記録した場合は(被害の有無を問わない)第一報を消防庁に報告する。さらに、消防庁長官から要請があった場合は第一報後も引き続き報告する。

(2) 県(災害対策本部)への報告

災害が発生したときは、法第53条の規定に基づき、速やかに被害情報を収集して報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(消防庁)へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

<報告先>

茨城県防災・危機管理課 電話 029-301-8800（直通）

FAX 029-301-2898

消防庁震災等応急室 電話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

①報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 発生日時
- ウ 発生場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- カ その他必要な事項

②報告の区分

ア 災害緊急報告

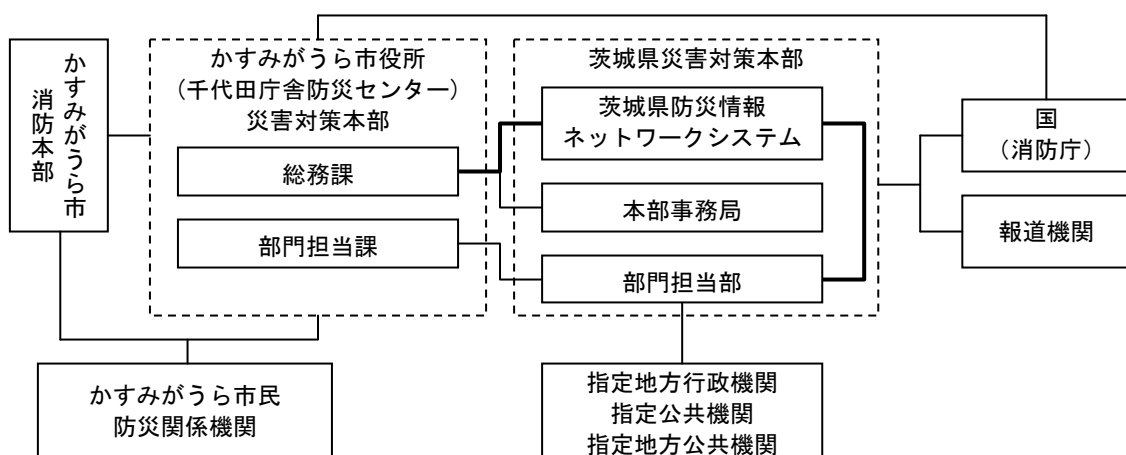
災害発生覚知後、県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また、第一報の後、詳細判明の都度直ちに電話・ファクシミリ等で報告する。

イ 即報

把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報ネットワーク等を利用して報告する。

ウ 確定報

災害に対する応急対策が終了した後、被害状況、措置情報及び被害総額情報等を10日以内に文書及び茨城県防災情報ネットワーク等により報告する。



—— 茨城県防災情報ネットワークシステムルート

—— 電話・FAX等によるルート（NTT回線）

3. 災害情報の広報

1) 広報内容

(1) 被災地住民に対する広報内容

市は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、広報においては、聴覚障害者や視覚障害者配慮するものとする。

- ①火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、等）
- ②避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥公的な避難場所、医療救護所の開設状況
- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。

また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ②流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
（被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ）
- ⑤ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥全般的な被害状況
- ⑦防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 広報手段

市内の資器材を活用して次の方法により、市民等への広報を行う。

- ①防災行政用無線
- ②広報車による呼びかけ
- ③ハンドマイク等による呼びかけ
- ④広報誌、ビラの配布
- ⑤インターネット（エリアメール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑥立て看板、掲示板等（防災施設、避難所、避難場所など）

2) 報道機関への情報発表の方法

市は、災害の状況が把握され次第、報道関係機関に対し発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が行うものとする。

(1) 報道機関との連携

市は、災害の広報活動を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

(2) 自衛隊等への広報活動の要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第4節 応援・派遣

■基本的考え方

この計画は、大規模な災害が発生し、市単独での対応が困難と判断された場合に、自衛隊及び周辺市町村の応援、派遣を要請するために必要な措置について定めるものである。

関係部課

総務課、企画課

1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章第25節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に定める。

2. 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章第26節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に定める。

第5節 被害軽減対策

■基本的考え方

この計画は、地震被害を最小限に抑えることを目的とし、災害発生時の迅速な避難行動、消火活動及び応急医療を行うために必要な措置について定めるものである。

関係部課

全課

1. 避難行動

1) 避難勧告・避難指示

(1) 避難勧告・避難指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携を図りながら実施する。

また、法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

①避難勧告・避難指示を行う者

ア 市長(法第 60 条)

イ 警察官(法第 61 条、警察官職務法第 4 条)

ウ 水防管理者(市長、市水防事務管理者)(水防法第 22 条)

エ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条)

オ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限り(自衛隊法第 94 条))

②市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

③警察の役割

警察官は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、又は市長から要請があった場合は、市民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察官は、市長が行う避難の勧告又は指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

④自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告・避難指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難勧告・避難指示の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、また、市民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域住民に対し「避難勧告」、又は「避難指示」を行う。

○避難勧告

発令基準	①地震災害が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき ②その他人命上、避難の勧告を要すると認められるとき
------	---

○避難指示

発令基準	①余震等により状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ②地震災害が発生した後、二次災害のおそれが迫っていると認められるとき ③その他緊急に避難する必要があると認められるとき
------	--

(4) 避難勧告・避難指示の内容

避難の勧告、指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。 ・避難対象地域(地区名、施設名等) ・避難先(避難場所の名称) ・避難経路(避難経路の名称) ・避難の勧告又は指示の理由 (避難要因となった危険要素の所在地) ・その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等)

(5) 避難勧告・避難指示の伝達

①関係地域住民等への周知

避難の指示・勧告をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。

なお、指示・勧告の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障害者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

ア 住民への周知・伝達の手段

- a) 防災行政用無線、警鐘等の利用
- b) ラジオ・テレビ等メディアの活用
- c) 広報車の利用
- d) 周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- e) 文書（点字版を含む）の配布、掲示板の利用
- f) インターネット（エリアメール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- g) その他あらゆるメディアを使った呼びかけ

イ 県知事への通報

次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする。

- a) 避難のため立ち退き勧告、又は指示したとき。
- b) 避難の必要がなくなったとき。
- c) 避難のため立ち退き先を指示したとき。
- d) 警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- a) 発令者
- b) 発令の理由及び発令の日時
- c) 避難の対象区域
- d) 避難先
- e) その他

ウ 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難の勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- a) 県の関係機関（防災・危機管理課、土浦保健所、土浦警察署等）に連絡し協力を要請する。
- b) 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- c) 避難のため、近隣市町村への協力を求めなければならない場合を想定して、近隣市町村に対しても連絡を行う。

2) 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、当該区域の住民に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3) 避難の誘導方法

(1) 避難の誘導を行う者

①危険地域における誘導

避難の勧告及び指示が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。配置され職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたりとともに、警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

②学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部から派遣された複数の市職員とで協力し、安全な地域へ誘導する。

③災害時要援護者施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など災害時要援護者施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難場所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。

なお、災害時要援護者施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

④交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 避難の方法

①避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

②携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭い、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。

③避難順位

災害時要援護者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

4) 避難所及び避難場所の設置

- (1) 避難所及び避難場所は別表に示す学校、公民館等既存建物を利用することを原則とするが、必要に応じ地区の公民館等も利用する。

避難場所が不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

- (2) 避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- (3) 避難所及び避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- (4) 高齢者等災害時要援護者に配慮するとともに、必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- (5) 避難所及び避難場所においては、必要に応じ東日本電信電話株式会社茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

5) 避難者の実態把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難した市民等に記入してもらう。

さらに、記入されたカードから避難者名簿(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)を作成する。

(2) 災害時要援護者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要援護者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。

[避難所及び避難場所一覧]

避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの

第2章 震災応急対策計画 第5節 被害軽減対策

《避難所兼避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	収容能力	
				面積 (m ²)	人員 (人)
1	志筑小学校	中志筑 2112	0299-37-7071	677	339
2	新治小学校	西野寺 736	0299-22-2314	805	402
3	千代田中学校	上佐谷 990	0299-59-3502	2,115	1,057
4	上佐谷小学校	上佐谷 1837	0299-59-2004	516	258
5	七会小学校	上稲吉 182-2	0299-59-2002	805	402
6	下稲吉小学校	下稲吉 1623-5	0299-59-2054	698	349
7	下稲吉中学校	下稲吉 2273-2	029-831-7400	980	490
8	下稲吉東小学校	下稲吉 2286	029-831-8878	928	464
9	下大津小学校	加茂 4469	029-828-1010	550	275
10	美並小学校	深谷 3360-1	029-897-1231	715	357
11	南中学校	深谷 3398-2	029-897-1211	1,545	772
12	牛渡小学校	牛渡 2873	029-897-1241	550	275
13	佐賀小学校	坂 2039-1	029-896-1004	544	272
14	安飾小学校	安食 2235	029-896-1007	544	272
15	北中学校	下軽部 1232	029-896-1213	1,205	602
16	志士庫小学校	穴倉 1594	029-897-1225	550	275
17	穴倉小学校	穴倉 5462	029-897-1235	548	274
18	わかぐり運動公園体育館	新治 1813-2	0299-59-2909	1,372	686
19	体育センター	深谷 3682-2	029-898-2228	1,495	747
計		19施設		17,142	8,568

※避難所の面積は、会議室、体育館等の面積であり、教室・事務室等は使用しないものとする。

※避難所の収容人数は、緊急対応時の段階での就寝可能な面積を1人あたり2m²として算出している。

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話	備考
1	老人福祉センター	上佐谷 33	0299-59-4648	
2	やまゆり保育所	五反田 298-20	0299-59-2172	
3	第2常陸野公園	中佐谷 671-1	—	
4	関鉄自動車工業	上稲吉 1828	0299-59-3115	
5	わかぐり保育所	下稲吉 519-2	0299-59-2882	
6	稲吉ふれあい公園	稲吉 4-10-1		
7	勤労青少年ホーム	稲吉 2-6-25	029-831-5896	
8	働く女性の家	稲吉 3-15-67	029-831-2234	
9	逆西防災広場	稲吉 2-9-18	—	
10	牛渡地区公民館	牛渡 2862-3	029-897-1255	
11	農村環境改善センター	坂 934-1	029-896-1138	
12	安飾地区公民館	安食 1075-1	029-896-1230	
13	志土庫地区第1公民館	穴倉 3622-4	029-897-1253	
14	志土庫地区第2公民館	西成井 85	029-897-1252	
15	大塚ふれあいセンター	下稲吉 1868-22	0299-59-4088	
16	千代田保健センター	上土田 433-2	0299-59-3645	
17	霞ヶ浦保健センター	深谷 3671-2	029-898-2312	
	計	17施設		

6) 避難所及び避難場所に関する報告

避難所及び避難場所を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- (1) 避難場所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員

7) 災害救助法による避難場所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難場所の設置等については、同法及びその運用方針による。

2. 緊急輸送

1) 緊急輸送の実施

震災による被災者の救護活動並びに応急対策に必要な人員、物資及び資材等を迅速かつ円滑に輸送するため、関係機関の協力を得て緊急輸送体制を整備する。

(1) 総括的に優先されるもの

- ①人命の救助、安全の確保
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

①第1段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

②第2段階（応急対策活動期）

- ア 前記①の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

③第3段階（復旧活動期）

- ア 前記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2) 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、予め県から指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに土浦土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施する。

3. 消火活動

1) 消防機関による消火活動

(1) 消防活動体制の整備

市は、消防機関とともに、市域における地震による災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について計画を立案しておく。

また、その区域内における地震に伴うがけくずれ等の被害想定について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

(2) 被害情報の収集・伝達

①被害状況の把握

119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等により、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

消防本部は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努める。

(3) 同時多発火災への対応

消防本部では、震災時における同時多発火災への迅速な対応を図るため、予め震災を想定した防御計画の策定を進める。

防御計画の策定にあたっては、市街地の状況、地震による被害想定状況(建物倒壊、火災延焼想定)等を考慮して作成するとともに、実際の消火活動にあたっては、防御計画とともに次の原則に基づき鎮圧にあたるものとする。

①避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

具体的には、避難場所までの避難路を確保するための沿道火災地域を優先する。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

具体的には、市域中心部の下稲吉等木造家屋が多数集積している地域で、延焼による多数の被害が想定される。

④重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

具体的には、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス等の貯蔵施設が多数立地する地域が対象となる。

⑤火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(5) 応援隊の派遣

市は被災を受けていない状況にあり、消防相互応援協定及び知事の指示により、緊急消防援助隊の一部として要請があった場合は、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

2) 市民、自主防災組織、企業による消火活動

(1) 出火防止

地震発生後、市民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等と呼びかけ、火災が発見された場合は消防機関に通報し、近隣の住民とともに初期消火に努める。

(2) 消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防機関の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動に努め、消火後は残り火の処理を行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 企業の消火活動への協力

企業の自衛消防隊は、消防機関と連携して消火にあたる。

3) 救助・救急要請への対応

(1) 消防機関による救急・救助活動

①救助・救急活動の原則

震災時の救助・救急活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

ア 重傷者優先の原則

救助・救急措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

イ 災害時要援護者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救急活動は、幼児・老人・障がい者等の災害時要援護者を優先して実施する。

ウ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

エ 効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

オ 大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。

②救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

③医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

④後方医療機関への搬送

ア 医療救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。

⑤応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合、茨城県広域消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。協定に基づく応援でも対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

⑥応援隊の派遣

市が被災していない場合、市長は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊等を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行う。

特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出勤できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による救助・救急活動

地震発生後、消防機関による早急な救助・救急活動が困難な場合も想定されるため、市民及び自主防災組織等は、協力して、自主的な救助・救急活動に努める。

4) 水害防止活動

震災時における水防活動は、「第2編 風水害対策 第1章第1節 水政計画」、及び水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合には、溜め池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想される。

そのため、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたって、ダム、堤防等の施設の管理者、警察等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

溜め池、堤防、水門等の管理者は、地震(震度5弱)が発生した場合は、直ちに施設の巡視点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

4. 応急医療体制

応急医療体制は「第2編 風水害対策 第2章第17節 医療・助産計画」に定める。

5. 危険物等災害対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、湖沼等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1) 危険物流出対策

(1) 連絡体制の確保

①危険物取扱事業所の対応

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合に拡散を防止するため、予め定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

②市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(2) 地域住民に対する広報

防災行政用無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て地域住民への周知を図る。

2) 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処理の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合、消火・救助等の措置を講ずる。

また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3) 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 毒劇物取扱施設の管理者の対応

毒物又は劇物の流出等の届け出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、警察署と協力の上、市民への広報活動及び避難誘導を行う。

(2) 市の対応

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、管理者及び警察署、消防機関と協力のうえで市民への広報活動及び避難誘導を行う。

6. 燃料対策

1) 連絡体制の確保と情報の収集

市は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2) 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料供給が難しいと判断した場合、県石油業協同組合各支部及び販売事業者に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先供給を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

3) 市民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第6節 被災者生活支援

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活を支援していくために必要な、避難生活の確保や健康管理、ボランティア活動の支援、各種生活情報、相談窓口業務、応急教育などを効果的かつ円滑に実施していくため定めるものである。

関係部課

総務課、企画課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、税務課、市民課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課、文化課、水道課、あじさい館

1. 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

1) 登録窓口の設置

発災後、被災者の安否を出来るだけ多く把握するためには、避難者、疎開者、自宅被災者等の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2) 避難者等の調査の実施

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等から成る調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(1) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

(2) 調査結果の報告

調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

2. 避難所の開設及び運営

1) 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要援護者優先スペース及びその他区画の指定

避難所の開設は原則として、市長が行う。

避難所は、地域の避難所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難住民の安心感を保つよう配慮する。

部屋の割り振りは、可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

＜居住区域の代表者(班長)の役割＞

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルール of 徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要援護者への配慮徹底
- ⑦その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

2) 避難所の開設

被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。

(1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

②設置場所

- ア 避難所として予め指定している施設
- イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 避難所開設の要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所開設の報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所開設の目的
- ②箇所数及び収容人員
- ③開設期間の見込み

3) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、市職員を各避難所に配置し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、避難所運営マニュアル等により避難所運営を行う。その際、運営に女性の参画を推進し、避難の長期化等に伴う男女のニーズの違い等について、男女双方の視点による配慮に十分に努める。

さらに、避難所の確保について、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあつせん等により、早期解消に努める。その際、必要に応じて、県、近隣市町村に対して協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

＜避難所開設・運営の手順＞

- 手順①：本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する
- 手順②：配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け入れに際して障害となる物を移動、除去する
- 手順③：災害時要援護者の優先スペースを確保する
- 手順④：避難者の受け入れスペース確保する
- 手順⑤：避難者を受け入れスペースに誘導する
- 手順⑥：けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する
- 手順⑦：避難所内に事務室を開設する
- 手順⑧：電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する
- 手順⑨：災害時要援護者、病人等を移送する
(本部との連絡による受け入れ先の確認)
- 手順⑩：避難者名簿(カード)を配布・作成する
- 手順⑪：区長や民生委員児童委員等と協力し、安否を確認する
特に災害時要援護者の所在を確認する
- 手順⑫：行政区画の割り振り、誘導をする
- 手順⑬：住民班長を決定する
- 手順⑭：食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする
- 手順⑮：避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜)する
- 手順⑯：避難所運営に伴う記録を作成する

4) 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状の悪化や体調を崩しやすい。

そのため、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。

特に、要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなど周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者があり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(6) 福祉避難所開設の報告

市町村は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②福祉避難所開設の目的
- ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- ④開設期間の見込み

5) 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するためには、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、入浴の提供を行う。

また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市町村は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

6) 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態や精神状態の把握及び健康相談を行い、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者、口腔ケアや義歯指導の必要な者についても配慮する。

- ①高血圧や糖尿病等慢性疾患の患者の医療確保や治療継続を支援し、必要に応じて栄養指導、歯科指導を実施する。
- ②エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等の二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- ③継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- ④市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ⑤市は、幼児や児童の保育について、ボランティア等の協力を得ながら、避難所の遊び場確保に努める。

(2) 要援護者の把握

避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

7) 精神衛生、心のケア対策

(1) 心のケア活動の実施

被災者の心理的ケアに対応するため、必要に応じ、県へ心のケアチームの派遣を要請するとともに、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要なものへの治療にあたりとともに、カウンセリング等適切な対応を行う。

さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

(2) 保健所及び精神保健福祉センターとの連携

市は、保健所及び精神保健福祉センターと連携して次のことを行う。

① 第1段階

- ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③ 第3段階

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(3) 遺族、高齢者、障がい者等への配慮

市は、保健所と連携して、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(4) 心のケアに関するパンフレット等の配布

市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付する。

3. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、「第2編 風水害対策 第2章第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に定める。

4. ボランティア活動の支援

1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

なお、受付の際には、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報に努める。

- ① 県、他市町村及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

2) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア担当窓口の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

3) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

4) 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

5) ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

5. ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1) ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに住民代表、民生委員、児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ①家族、縁故者等の安否
- ②不足している生活物資の補給
- ③避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④メンタルケア
- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 災害時要援護者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員、及びボランティア等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、コミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ②病院通院介助
- ③話相手
- ④応急仮設住宅への入居募集
- ⑤縁故者への連絡

2) 相談窓口の設置

総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度や複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(1) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- ①生命保険、損害保険(支払い条件等)
- ②家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD(心的外傷後ストレス障害))
- ⑤外国人(安否確認、震災関連情報等)
- ⑥住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧消費(物価、必需品の入手)
- ⑨教育(学校)
- ⑩福祉(障がい者、高齢者、児童等)
- ⑪医療・衛生(医療、薬、風呂)
- ⑫廃棄物(ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ⑬金融(融資、税の減免)
- ⑭ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- ⑮手続き(り災証明、死亡認定等)
- ⑯複合災害に関する相談(例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

3) 生活情報の提供

市は、被災者の生活向上と早期自立のために、各種媒体を活用して積極的に有意義な情報提供に努める。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時FM局の設置、運営

災害時に、広く市民に情報を提供する手法の一つとして、既存放送局の技術、運営協力を生かした臨時災害FM局の設置を検討していくものとする。

6. 生活救援物資の供給

1) 食糧の供給

食糧の供給は、「第2編 風水害対策 第2章 第12節 食糧供給計画」に定める。

2) 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、「第2編 風水害対策 第2章 第13節 衣料・生活必需品等供給計画」に定める。

3) 応急給水の実施

応急給水の実施は、「第2編 風水害対策 第2章 第14節 給水計画」に定める。

7. 応急教育

応急教育は、「第2編 風水害対策 第2章 第24節 文教対策計画」に定める。

第7節 災害時要援護者の安全確保対策

災害時要援護者の安全確保対策は、「第2編 風水害対策 第2章第15節 災害時要援護者安全確保対策計画」に定める。

第8節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、「第2編 風水害対策 第2章 第28節 災害救助法の適用」に定める。

第9節 応急復旧・事後処理

■基本的考え方

この計画は、被災後における二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図るため、被災した建築物及び公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行うとともに、被災地の清掃、防疫活動を行うために必要な措置について定めるものである。

関係部課

全課

1. 建築物の震後対策

大規模な地震が発生した場合、関係各部局及び県、その他関係団体等と連携し、被災した建築物の震後対策を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の 緊急措置	災害発生後7日目まで	①公共施設・主要施設の安全点検の実施 ②建築物の応急危険度判定の実施 ③応急危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・帰宅 促進実施体制へ の移行	災害発生後8日目以降 14日目まで	①「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災区分判定に基づく補強計画提出の勧告 ②「安全」判定建物を対象とした被災区分判定実施の促進 ③余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

2. 応急危険度判定

上記の震後対策を実施するために、以下の方法により応急危険度判定を行う。

1) 応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

①判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士等は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、市が負うものとする。

②判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③判定は、原則として「目視」により行う。
- ④判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑤判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ、判定を行う。
- ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。

2) 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

①判定の基本的事項

- ア 危険度判定は、市が実施する。
- イ 判定結果の責任については、市が負うものとする。

②判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

(2) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、外部の見やすい部分に標示する。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。

3) 応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理

詳細については、「第2編 風水害対策 第2章第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理計画」に定める。

3. 土木施設の応急復旧

1) 道路の応急復旧

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

①道路被害情報の収集・伝達と応急措置

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、災害対策本部災害復旧事業対策部による調査活動、パトロール、県土木事務所、警察署等への照会、参集職員からの情報収集、その他により被害情報を収集する。

この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置(迂回路の選定、誘導員による通行等)を実施し、交通の確保に努める。

②道路占用施設被害情報の収集・伝達と応急措置

上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理及び当該道路管理者にその旨通報する。

緊急のためその時間が無い場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡をする。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた道路については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

①応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

②応急復旧方法

応急復旧の方法は概ね次の内容とし、現地の災害状況に応じて具体的に適宜判断するものとする。

- | | |
|---|---|
| ア | 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し、堆積する。 |
| イ | 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。 |
| ウ | 路上駐車 of 撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 |
| エ | 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填等により自動車に支障のない程度に応急復旧する。 |
| オ | 橋梁取り付け部の段差については、土砂・木材等の仮設、アスファルト混合物による応急的な「すりつけ工」等により、自動車走行に支障の無い程度に応急復旧する。 |
| カ | がけくずれによって通行が不能となった道路については、重機械(ブルドーザー、ショベル等)により崩壊土の搬土作業を行う。
また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。または、路側に崩土防止柵工を行う。 |
| キ | 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関へ連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。 |
| ク | 上記作業について、市限りで実施が困難な場合は、速やかに県又は自衛隊への応援要請の手続きをとる。 |

③二次災害防止対策

道路管理者は地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害防止に努める。

2) 河川管理施設の応急復旧

地震等により堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、各施設を所管する機関と協力の上、応急復旧に努めるものとする。

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

- ①水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。
- ②河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。

(2) 応急復旧対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立て、復旧する。

また、水門及び排水機等が故障、停電等により、運転が不能になった場合には、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地、農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

受益土地改良区は、農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

4) 砂防施設及び治山施設の応急復旧

(1) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4. ライフラインの施設の応急復旧

1) 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

水道事業管理者、土木部は次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 取水施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、近隣市町村は、県、国、その他関係機関の協力を得て、仮設給水設備を設置する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

③応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合、県に対し調達を要請する。

④住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

なお、茨城県水道用水供給事業者と連携を図り、情報の伝達に努める。

2) 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

①緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

②仮設トイレの設置

避難場所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

③住民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5. 清掃・防疫・障害物の除去

1) 清掃

(1) ごみ処理

①ごみ排出量の推定

災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

②作業体制の確保

迅速な処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立する。

また、予め近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

③処理対策

- ア 職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。
- イ 市民への広報については、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて市民に広報する。
- ウ 処理の実施については、市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、予め選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。
その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。
また、必要があれば、県、近隣市町村、県産業廃棄物協会、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(2) し尿処理

①し尿処理排出量の推定

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

②作業体制の確保

し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、

また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

③処理対策

ア 状況把握

職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置きを指導する。

ウ 処理の実施

必要に応じて避難場所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2) 防疫

(1) 防疫組織の設置

健康増進課及び環境保全課が中心となって防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置

情報の収集・報告災害の発生後、気象庁、警察及び消防等と連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を検討する。

なお、災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。

また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の伝染病や食中毒予防等に関する教育を行う。

また、災害発生地域や避難場所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況を土浦保健所長に報告する。

(8) 医療ボランティア

薬剤師会等関係団体に対し、必要に応じて、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

3) 障害物の除去**(1) 建築関係障害物の除去**

災害によって建物、又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

(3) 河川・湖沼の関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、湖沼区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

6. 行方不明者等の探索

1) 行方不明者等の探索

市は、災害用により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティアと協力して探索する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2) 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

3) 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの探索が困難なとき、又は死体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ探索の応援を要請するものとする。

- (1) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 死体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- (3) 応援を要請する人員又は舟艇・器具等

4) 死体の収容(安置)、一次保存

(1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

5) 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

■基本的考え方

この計画は、震災時における被災者の自立的生活を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるために定めるものである。

関係部課

財政課、検査管財課、税務課、国保年金課、納税推進課、市民課、社会福祉課、農林水産課、観光商工課、農業委員会事務局、会計課

1. 金融及びその他の資金計画

下記の金融及びその他の資金計画は、「第2編 風水害対策 第3章 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」に定める。

- ・農林漁業復旧資金
- ・中小企業復興資金
- ・住宅復興資金
- ・生活福祉資金
- ・母子寡婦福祉資金
- ・義援金品の募集及び配分
- ・災害弔慰金
- ・災害障害見舞金及び災害援護資金
- ・被災者生活再建支援法による支援金の支給

2. 租税及び公共料金等の特例措置

租税及び公共料金等の特例措置は、「第2編 風水害対策 第3章 第4節 その他の保護計画」に定める。

3. 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害対策 第3章 第4節 その他の保護計画」に定める。

4. 住宅建設の促進

1) 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、被災者名簿、滅失住宅地図を作成し、県に報告する。

2) 事業の実施

建設計画に基づき、災害公営住宅の建設を実施する。

3) 入所者の選定

特定入居を行うときの選定基準を作成し、県と協議するとともに、選定基準に従って入所者の選定を行う。入所者の選定後速やかに県に報告する。

第2節 被災施設の復旧

■基本的考え方

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立案し、早期復旧を目標にその実施を図るために定めるものである。

関係部課

財政課、検査管財課、税務課、総務課、納税推進課、都市整備課、道路整備課、下水道課、水道課、環境保全課

1. 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章第1節 公共施設の災害復旧計画」に定める。

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に定める。

3. 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4. 解体、がれき処理

1) 作業体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。

また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

2) 処理対策

(1) 状況把握

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

(2) 処理の実施

市は、(1) 状況把握に基づき、住宅、所管の道路及び河川・港湾施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

3) 集積地の確保

市は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

第3節 激甚災害の指定

■基本的考え方

この計画は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査・実情の把握を行い、県に協力して早期に激甚災害の指定を受けられるようにするために定めるものである。

関係部課

財政課、検査管財課、税務課、総務課、納税推進課、都市整備課、道路整備課、下水道課、水道課、学校教育課、文化課、あじさい館、生涯学習課

1. 激甚災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

調査は、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備に努める。

第4節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害対策 第3章 第5節 災害復旧・復興計画」に定める。

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずる恐れのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。

一方、茨城県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、本市においては、近年における人口・産業の集中、高齢者の増加、交通の輻輳、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、かすみがうら市地域防災計画（震災対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1. 基本的な考え方

- 1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。

- (1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。

- (2) 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置を講じるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。

第1章 総則

- 2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- 3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。
- 4) 地震発生後の災害応急対策は、茨城県地域防災計画（震災対策計画編）により対処するものとする。

2. 前提条件

東海地震が発生した場合、本市における予想震度は、概ね震度5弱程度とする。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。

1. かすみがうら市

- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- 5) 避難の勧告・指示に関すること。
- 6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- 7) 要応急保護者の保護に関すること。
- 8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2. 茨城県

- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- 5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3. 指定地方行政機関

1) 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。

2) 水戸原子力事務所

- (1) 県内原子力施設、R I（放射性同位元素）施設の状況に係る情報収集に関すること。
- (2) 放射線測定機器等の点検、確認など出動準備に関すること。

3) 関東財務局

金融上の措置に関すること。

第2章 防火責任者が実施する事務又は業務の大綱

4) 関東信越厚生局

- (1) 国立病院の避難設備の整備及び防災訓練等の指導に関すること。
- (2) 国立病院収容患者の医療等の指示調整に関すること。
- (3) 地震等による負傷者の国立病院における医療助産救助の指示調整に関すること。
- (4) 医療救護班応援依頼への対応に関すること。
- (5) 情報の収集と伝達に関すること。

5) 関東農政局

- (1) 政府所有米の供給に関すること。
- (2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。

6) 関東森林管理局

国有林野の保全に関すること。

7) 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。
- (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。

8) 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの保安の確保に関すること。

9) 関東運輸局

- (1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。
- (2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。
- (3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。
- (4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。
- (6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、12号及び17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。
- (7) 緊急輸送に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。

10) 東京航空局

- (1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。
- (2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
- (3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。

11) 東京管区气象台

- (1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。
- (2) 警戒体制の確立に関すること。

12) 関東総合通信局

- (1) 地震災害警戒本部の設置に関すること。
- (2) 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
- (3) 非常無線通信の運用に関すること。

13) 茨城労働局

- (1) 災害に係る情報の収集にすること。
- (2) 労働災害対策本部の設置にすること。
- (3) 労働災害防止対策にすること。
- (4) 労災保険給付にすること。

14) 関東地方整備局

- (1) 河川施設、道路施設の保全にすること。
- (2) 緊急輸送の確保助言にすること。
- (3) 港湾施設、海岸保全施設等の整備にすること。
- (4) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力にすること。
- (5) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策にすること。

4. 自衛隊

- 1) 部内外関係機関等との連絡体制の強化にすること。
- 2) 災害派遣の準備（勝田・霞ヶ浦・土浦・古河各駐屯地）にすること。
- 3) 連絡班及び偵察班等の派遣準備にすること。

5. 指定公共機関

- 1) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - (1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達にすること。
 - (2) 警戒本部の設置にすること。
 - (3) 列車の運転規制にすること。
 - (4) 旅客等の安全確保及び案内にすること。
- 2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）
 - (1) 重要通信の確保にすること。
 - (2) 警戒宣言等情報の伝達と周知にすること。
 - (3) 地震災害警戒本部の設置にすること。
 - (4) 地震防災応急対策に係る各種情報の収集・伝達にすること。
 - (5) 災対機器の点検・整備及び非常配備にすること。
 - (6) 応急復旧体制確立のための諸措置（要員、資機材及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）にすること。
 - (7) 建設業界等の応援に係る確認と手配にすること。
 - (8) 建物・施設等の巡視・点検と必要な防護措置にすること。
 - (9) 工事中の施設に対する安全措置にすること。
 - (10) その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）にすること。

第2章 防火責任者が実施する事務又は業務の大綱

- 3) 日本銀行（水戸事務所）
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
 - (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
 - (4) 上記各事務にかかる広報に関する事。
- 4) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
 - (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事。
- 5) 日本放送協会（水戸放送局）
 - (1) テレビ、ラジオ、FM放送による情報の提供に関する事。
 - (2) 一般視聴者からの問い合わせ相談に関する事。
- 6) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - (1) 災害防止に関する事。
 - (2) 被災点検、応急復旧工事等に関する事。
 - (3) 災害時における利用者等への道路等の情報（案内）提供に関する事。
 - (4) 災害復旧工事の施工に関する事。
- 7) 独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所）
 - (1) 機構本社管理事業部、国土交通省霞ヶ浦河川事務所、同霞ヶ浦導水工事事務所及び同利根川下流河川事務所、その他関係機関との連絡、情報の周知に関する事。
 - (2) 防災体制の確立に関する事。
 - (3) 設備の点検、整備に関する事。
- 8) 独立行政法人日本原子力研究開発機構（東海研究開発センター）
 - (1) 地震関連情報及び国・県の対応状況の把握に関する事。
 - (2) 防護活動本部の設置に関する事。
 - (3) 原子炉施設及び核燃料使用施設等の事故発生 of 未然防止に関する事。
 - (4) 災害時応援派遣要員・機材・車両配備等の準備に関する事。
 - (5) 緊急体制の確立及び緊急モニタリング（実施）の待機に関する事。
 - (6) 地震による放射線災害発生 of 防止対策に関する事。
- 9) 日本通運株式会社（水戸支店）
 - (1) 情報の収集・伝達に関する事。
 - (2) 緊急救援物資の輸送体制の確立に関する事。
- 10) 東京電力株式会社（茨城支店）
 - (1) 電力の供給に関する事。
 - (2) 施設の保全に関する事。
 - (3) 避難誘導に関する事。
 - (4) 安全広報に関する事。
- 11) 東京ガス株式会社（日立支社）
 - (1) ガス施設の安全、保全に関する事。
 - (2) 都市ガスの供給に関する事。

12) 日本原子力発電株式会社（東海発電所）

- （１）警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集に関すること。
- （２）災害対策機関の設置に関すること。
- （３）通報連絡体制及び広報体制の確立に関すること。

6. 指定地方公共機関

1) 茨城県土地改良事業団体連合会

- （１）情報の収集・伝達に関すること。
- （２）各土地改良区の施設・設備の点検・監視に関する連絡調整に関すること。

2) 医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）

救急医療活動体制の確立に関すること。

3) 運輸機関（茨城交通株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県トラック協会、社団法人茨城県バス協会）

- （１）バス・鉄道の運行確保及び輸送施設の防災に関すること。
- （２）社有建造物・施設等の防災に関すること。
- （３）防災対策要員の輸送の協力に関すること。
- （４）救助物資及び避難者の輸送体制の確立に関すること。
- （５）その他震災対策に関すること。

4) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社、美浦ガス株式会社）

- （１）ガス施設の安全、保全に関すること。
- （２）都市ガスの供給に関すること。

5) 社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- （１）情報の収集と伝達に関すること。
- （２）会員事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
- （３）高圧ガス施設の点検、巡視に関すること。
- （４）高圧ガスの供給に関すること。

6) 株式会社茨城新聞社

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の新聞による広報に関すること。

7) 株式会社茨城放送

- （１）警戒対策本部の設置に関すること。
- （２）東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の放送に関すること。

8) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

防災ボランティアの活動体制の確立に関すること。

7. 住民等

1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- (3) 災害発生の予防措置に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 市町村等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- (6) 避難に関すること。

2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- (3) 初期消火の準備に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- (6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- (7) 社会秩序維持の協力に関すること。
- (8) 避難に関すること。

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- 1) 東海地震注意情報
- 2) 東海地震予知情報
- 3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

第2節 警戒体制への準備

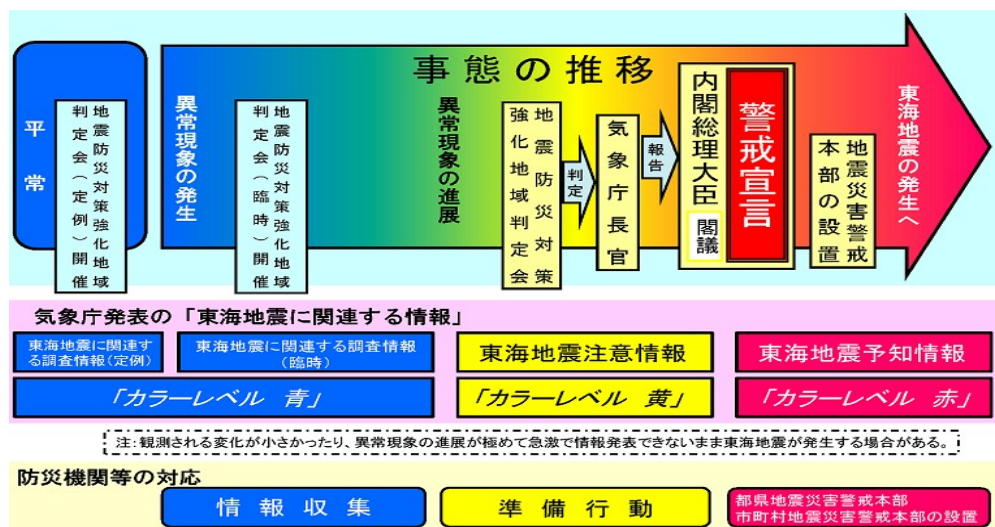
市は、東海地震注意情報を受けたとき、または了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。

主な事項は次のとおりである。

1. 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
2. 災害対策本部設置の準備
3. 社会的混乱防止のための広報
4. その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1. 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス



第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令

2. 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」でお知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

東海地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

3. 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

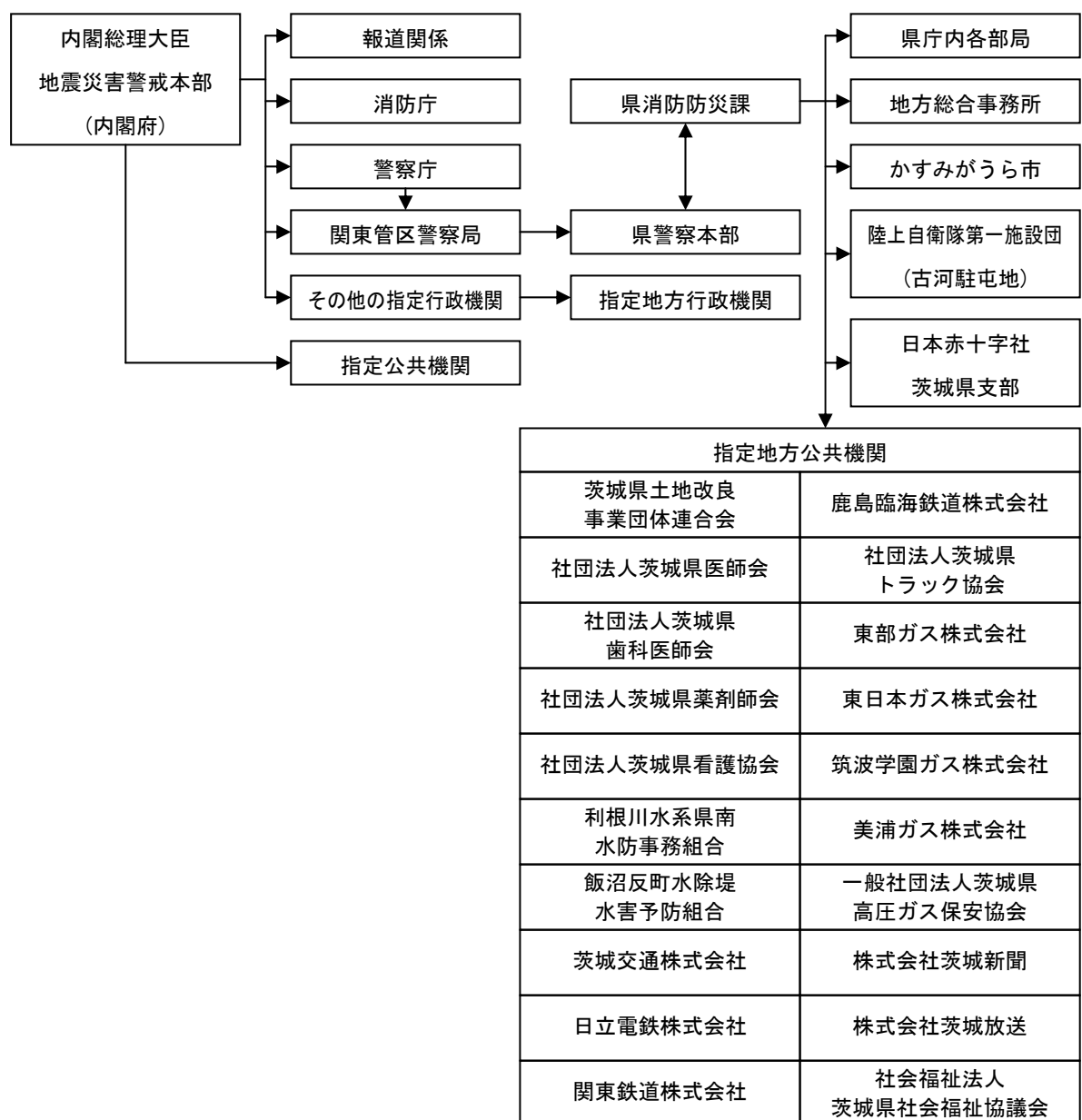
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

1. 伝達系統

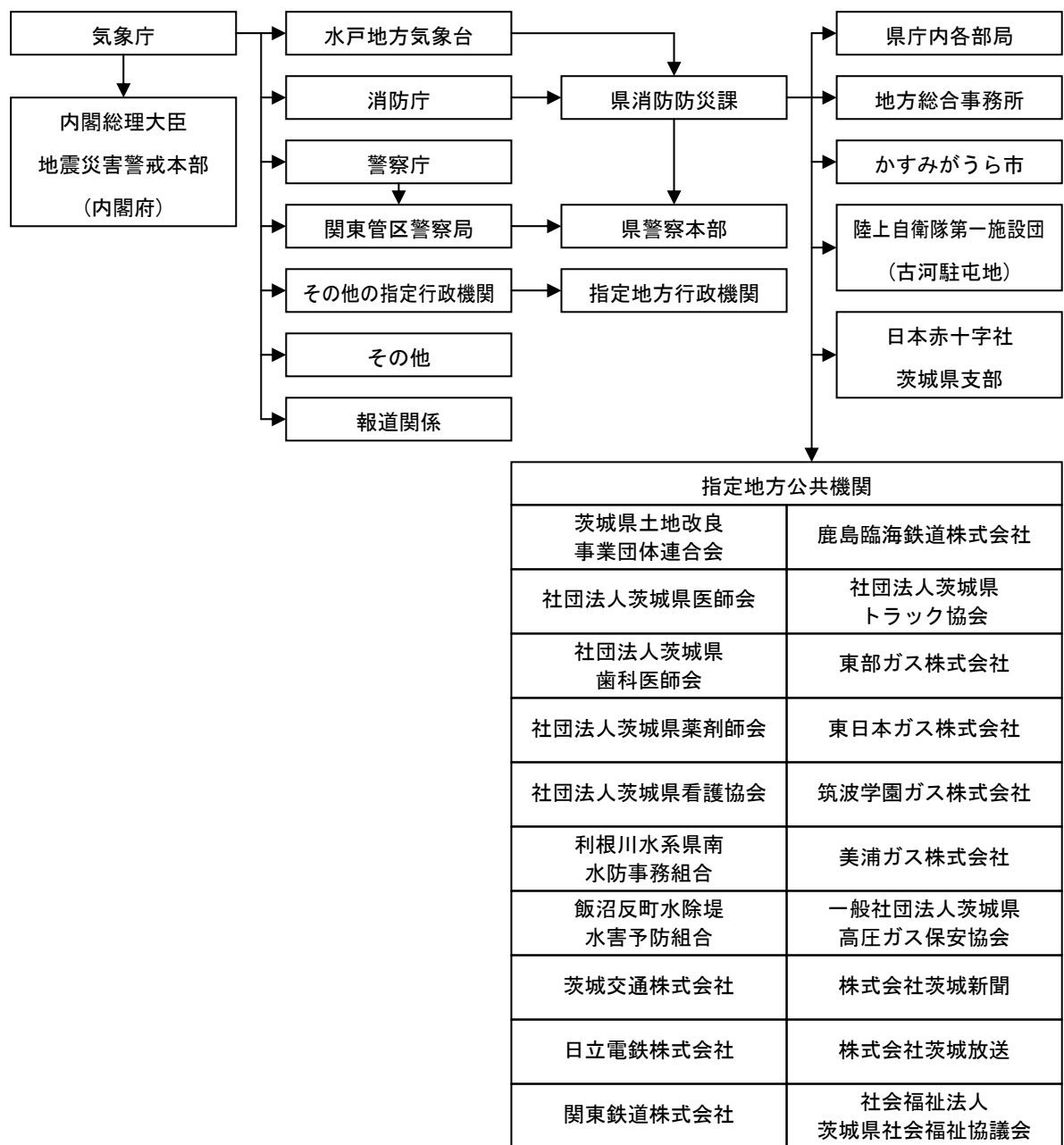
次の系統図による。

1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統

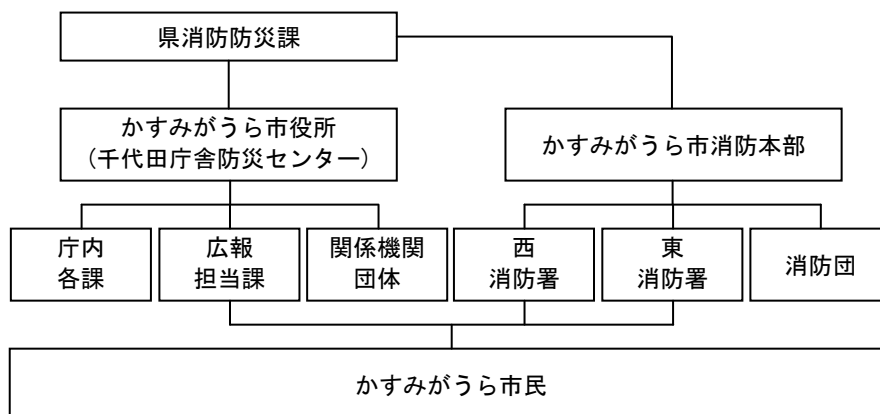


第4章 警戒宣言発令時の対応措置

2) 東海地震予知情報伝達系統



3) 本市における伝達系統



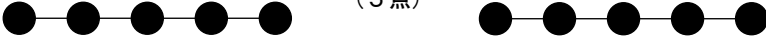
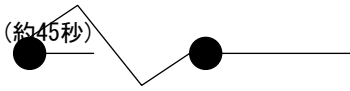
2. 伝達事項

- 1) 警戒宣言
- 2) 東海地震予知情報
- 3) 警戒解除宣言
- 4) その他必要と認める事項

3. 市民等に対する警戒宣言の周知

- 1) 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は、地震防災信号、同報無線、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。

2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
 (5点)	 (約45秒) (約15秒)
備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合、市は、直ちに災害対策本部を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

災害対策本部及び各対策部の事務分掌等の組織・活動体制については、「第3編 震災対策 第2章第1節 組織計画」に定める。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生するおそれなくなるまでの間において、災害発生 of 未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、市、県、防災関係機関はもとより、一般住民に至るまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1. 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

1) 広報の内容

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (2) 市長から市民への呼びかけ
- (3) 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) 混乱防止のための措置
- (6) その他状況に応じて事業所又は市民等に周知すべき事項（本章第4節「市民等のとるべき措置」を参照）

2) 広報の実施方法

市は、同報無線、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2. 消防対策

警戒宣言が発令された場合、市、県及び防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるものとする。

市は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、市民、事業所等が実施する地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

1) 市民に対する措置

報道機関の協力を得て、また同報無線、広報車等による呼びかけにより、市民に対し下記に示す措置の推進を図る。

- (1) 火気使用の自粛等による出火防止
- (2) 初期消火
- (3) 危険防止対策（家具類、ブロック（石）塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）
- (4) その他必要な措置

2) 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

県との連携のうえ、消防本部による巡回点検等により、安全の確保及び混乱防止のための下記に示す措置の推進を図る。

- (1) 警戒宣言等情報の収集・伝達
- (2) 火気使用の自粛等による出火防止
- (3) 危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理
- (4) 自衛防災組織の配備
- (5) その他必要な措置

3. 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設の応急点検・監視及び修理
- (2) 危険物の流出及び出火防止措置
- (3) 必要に応じ運転（操業）制限又は一時停止の措置
- (4) 自衛消防体制の確立
- (5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (6) 消防設備・資機材の点検・整備
- (7) 周辺住民の安全確保措置
- (8) その他必要な措置

2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- (5) 必要に応じ操業の制限又は停止
- (6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言時の周知（事業所内）
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 火薬庫等施設の再点検
- (5) 防消火設備の点検・整備
- (6) 必要に応じ取扱作業の制限又は停止

4) 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 貯蔵施設等の緊急点検
- (2) 巡視の実施
- (3) 充填作業、移し替え作業等の停止

- (4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- (5) 東海地震予知情報の収集
- (6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

4. 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、市は、管理する上下水道について、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

1) 上水道対策

(1) 緊急貯水の実施

市は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、市民においても緊急貯水を実施するものとする。

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

(2) 施設等の保安措置

- ①浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。
- ②浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、市民の緊急貯水（汲み置き）に対処し得るよう、送配水圧を調整する。
- ③塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設について、警戒宣言時の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき保安点検を実施する。
- ④電力の供給が絶たれることを想定し、代替電源の確保を図る。
- ⑤地震の発生により施設が損壊することを想定し、復旧のための業者を確保する。
- ⑥地震の発生に備え、復旧用資機材の確保を図る。
- ⑦工事現場においては、工事を一時中断して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

2) 下水道対策

(1) 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

(2) 人員・資機材の点検確保

①人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画にもとづき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

②資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

(3) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

①特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

②工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

(4) 危険物等に対する保安措置

①石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。

②塩素ガス等

ア 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。

イ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。

ウ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。

③消火ガス

ア 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。

イ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

④化学薬品等取扱い施設

ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。

イ 引火又は混合混しよく等による出火防止措置を講じる。

5. 教育、医療、社会福祉施設対策

1) 教育

(1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

①警戒宣言の内容の周知徹底

ア 市長は、教育委員会を通じて、管内に所在する学校長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

イ 学校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

②児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

- a) 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- b) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- c) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

学校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

a) 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

b) 小中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

c) その他

小学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

- a) 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。
- b) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

イ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④教職員の確保

学校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

- ア 学校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。
- イ 学校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。
- ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。
- エ 学校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。
 - a) 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
 - b) 児童生徒等の登下校の具体的方法
 - c) 緊急連絡網の整備

(2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、(1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- (4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

また、日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置は次のとおりである。

- (1) 被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。
- (2) 病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。
- (3) 赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

3) 社会福祉施設

- (1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
- (2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。

特に、通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておくものとする。

(3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

(4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

(5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

(6) 安全指導

①設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。

②施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。

③入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

6. 劇場、百貨店、高層ビル等対策

不特定多数の者が出入りする劇場、百貨店、高層ビル等の管理者等は、警戒宣言の発令を市町村の広報、テレビ、ラジオの放送等で了解した場合は、顧客、観客、来訪者、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

1) 自主防災体制の確立

2) 情報の収集・伝達

顧客等への情報の伝達については、避難誘導の必要がある場合は、従業員のそのための配備を完了した時点で行うものとする。

3) 避難誘導の準備又は実施

4) 出火防止の措置

(1) 火気使用の制限又は中止

(2) 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認

5) 消防用設備、器具の点検及び使用準備

6) 転倒及び落下防止の措置

(1) 窓硝子、看板等の建物の付属物

(2) ロッカー、陳列棚、商品等

(3) 薬品等の危険物

7) 応急救護の準備

8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛又は業務の制限

9) その他必要な措置

7. がけくずれ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、市及び県は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

- 1) 地すべり防止区域、山崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。
- 2) 地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区に対し、避難勧告等の適切な措置を行う。
- 3) 上記区域内で工事中のものがある場合は、工事または作業関係者に対し、工事または作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。

第4節 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、市民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1. 家庭

- 1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市町村役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り掛かること。
- 3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 火気の使用は自粛すること。
- 5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- 6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- 7) 身軽で安全な服装になること。
- 8) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- 9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- 10) 自主防災組織は配置につくこと。
- 11) 不用不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2. 職場

- 1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- 2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3) 火気の使用は自粛すること。
- 4) 消防計画、予防規程などに基つき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- 5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- 6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第3節の7参照のこと)
- 9) 正確な情報の把握に努めること。
- 10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第 10 編 放射性物質 及び 原子力災害対策

＜放射性物質及び原子力災害対策＞

■基本的考え方

本計画は、市内において、原子力事故による放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と連携し、被害を軽減するため迅速な空間放射線量モニタリング、避難措置、除染活動などの対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

第1節 関係機関との連携、防災体制の確立

1. 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力事業者等の関係機関との間において情報の収集・連絡体制の整備を促進する。

また、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線や茨城県防災情報ネットワークシステム等、各種通信システムの整備・拡充を行うなど、災害時においても通信システムが十分機能し活用できるよう通信手段の確保を図る。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくこと及び連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、必要に応じて、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

また、災害の状況により、放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県及び関係機関との連携を図る。

3. 放射線量観測等の体制の整備

市は、緊急時における原子力施設等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時からの茨城県等の放射線モニタリングの公表値を活用するとともに、放射線測定器の充実を図り、観測体制の強化に努める。

4. 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、県の協力のもと、高齢者、障がい者等及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

5. 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、平時より飲料水の備蓄等を行い、災害発生時に供給するものとする。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と連携して実施するものとする。

6. 国・県の基準等への対応

市は、国や県による環境放射線測定方法、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の規定化を踏まえ、対応可能な体制づくりを進める。

7. 緊急被ばく医療体制等の整備

市は、県や消防本部、医療機関相互の連絡体制を整備するとともに、放射線被ばくによる障害の治療が可能な施設の名称・場所等について把握する。

また、放射線関係事故に備えて、国・県の指導の基に安定ヨウ素剤等の整備に努める。

8. 広報体制の整備

市は、原子力施設発電所の事故等による市内への放射性物質の拡散及び汚染に備え、国及び県と連携を図り、市民へ迅速かつ正確な情報を伝達できるよう広報体制づくりを進める。

第2節 防災知識の普及

1. 職員の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- ④ その他必要と認める事項

2. 住民に対する知識の普及

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- ② 放射線防護に関すること
- ③ その他必要と認める事項

3. 事業者に対する知識の普及

市は、市域が放射性物質に汚染された場合に備え、関係事業者等に対し、放射線及び放射性物質に関する知識の普及を行うとともに、放射性物質の除去及び除染作業に関する知識や方法を周知し、適切かつ迅速な除染体制の構築を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災の情報収集伝達、緊急連絡体制

1. 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制

- (1) 原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、県の通報等により速やかに入手する。
- (2) あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県が入手した情報についても、適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動状況及び被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。
- (3) 市は継続して市内の空間放射線量モニタリングを実施するとともに、測定結果を公表する。
- (4) 県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、市民等に広報する。また、県が本市において可搬式のモニタリング機器を設置する場合等、緊急時モニタリングの実施に協力する。
- (5) 市長は、収集した情報等から、市内に影響が及ぶと判断される場合、関係機関等との連携を確保し、災害応急活動を円滑に行う連絡体制づくりを進める。

2. 市民等への的確な情報伝達活動

1) 市民への的確な情報の伝達

市は県、国、関係機関と連携し、市民に対し、放射性物質の拡散による市への影響程度や、放射線量等の測定結果、国が定める各種基準値に基づく市民の健康への影響の程度、国や県、市、その他防災関係機関の応急対策の実施状況など、市民に対して的確な情報を伝達する。

2) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供するものとする。

第2節 応急対応

1. 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、他地域からの緊急輸送を含め、円滑な避難の実施を確保するため、相互に連絡・調整を行う。警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。

2. 市民の健康調査等

市は県と協力して、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と市民の安心を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、「第1章 災害予防計画 第1節 関係機関との連携、防災体制の確立 7. 緊急被ばく医療体制等の整備」にて把握する医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

さらに、緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用に関する措置を行うものとする。

3. 飲料水の摂取制限等

1) 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等

市は、水道水中の放射線測定等による汚染状況調査及び県または国の指導・助言、指示に基づき、国が示す飲料水中の放射性物質に係る規格基準を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずる。

現時点においては、汚染された飲料水の摂取制限に関する指標として、原子力安全委員会により示された指標値（暫定規制値）があるが、事故発生時には、その時点で国が示す基準によるものとする。

なお、福島第1原子力発電所の事故による原子力緊急事態宣言の解除後、平成24年4月1日より、食品中の放射性セシウムについて、厚生労働省により以下の基準値が設定・運用されている。

■飲料水中の放射性物質に係る規格基準

核 種	厚生労働省による食品中の放射性物質に係る規格基準(Bq/kg)	
放射性セシウム	飲料水	10

出典：食品中の放射性物質に係る基準値の設定、厚生労働省

2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

第3節 避難収容活動

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合は、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他災害時要援護者にも十分配慮する。

市民等の屋内退避、避難の基準については、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された計画的避難区域の設定を目安とし、幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安に準拠し、適切に対応する。

- (1) 市は、市民等の避難誘導に当たっては県と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (2) 関係市町村の住民がその地域を越えてコンクリート屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、県から収容施設の供与その他の災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合は、これに協力する。

第4節 飲料水の供給活動

原子力事故による放射性物質の降下等により、市の水道水源が汚染され、国が示す放射性セシウム等の放射性物質の摂取基準値を超えた場合、市は市民に対し水道水の飲用を自粛するよう広報を行うとともに、応急給水を実施する。

応急給水は、水質検査による安全確認を行い、水を応急給水するほか、備蓄又は調達による飲料水（ペットボトル）の配給を行う。必要量を確保できないときは、他の水道事業者、又は県に速やかに応援を要請する。

なお、応急給水は、乳児用の飲料水を必要とする市民への配給を優先して実施する。

第5節 放射性物質による汚染の除去

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、市民・事業者等と協力して、放射性物質に汚染された物質の除染作業を行う。

除染作業は、「かすみがうら市放射性物質除染作業マニュアル」（平成24年1月）に基づき実施する。

第6節 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。